

二本松市 第三期 子ども・ 子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

2025（令和7）年3月
福島県 二本松市

ごあいさつ

二本松市では、次世代を担うこどもたちが健やかに成長できる環境を整えることを課題とし、このたび「二本松市第三期子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年にわたるもので、こどもとその保護者の皆様から寄せられた貴重な声をもとにして、地域に根差した施策を目指すものです。



昨今、少子化対策や育児支援の必要性が高まる中で、私たちが提供する支援策は、どれもが地域全体でこどもたちを見守り、育てるためのものです。それには、保護者の方々が安心して子育てできるよう、様々なサポートを行っていく必要があります。子育てに関する情報提供の充実や、子育て支援施策の充実、学校教育の質の向上を図ることで、より多くの家庭が地域とつながり、共に子育てを楽しめる環境づくりに取り組んでまいります。

本計画の基本理念である「こどもすくすく、家族にこにこ、地域いきいき 笑顔をつなげよう にほんまつ」は、こどもたちが心身ともに元気に育ち、その成長を支える家庭や地域のつながりを大切にする思いを込めています。この理念に基づき、こども基本法やこども大綱の理念も踏まえながら、こどもが自らの可能性を最大限に引き出す環境づくりを整えていきます。

また、地域はこどもたちにとっての最初の学び舎であり、支え合う場です。互いの存在を認め合い、笑顔を分かち合うことで、地域全体がその成長を見守る力となります。二本松市全体でこどもたちを育てるという意識を醸成し、誰もが安心して子育てができるまちづくりを進めてまいります。

「二本松市第三期子ども・子育て支援事業計画」は、私たちが、社会の宝であるこどもたちにより良い環境を提供し、彼らが充実した人生を歩めるようにするための道標です。本市の全ての関係者が一丸となり、実効性のある施策を進めて参りますので、市民の皆様の温かいご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力をいただきました市民の皆様、並びに熱心なご審議をいただきました二本松市子ども・子育て会議の委員の皆様に心から感謝申し上げます。挨拶とさせていただきます。

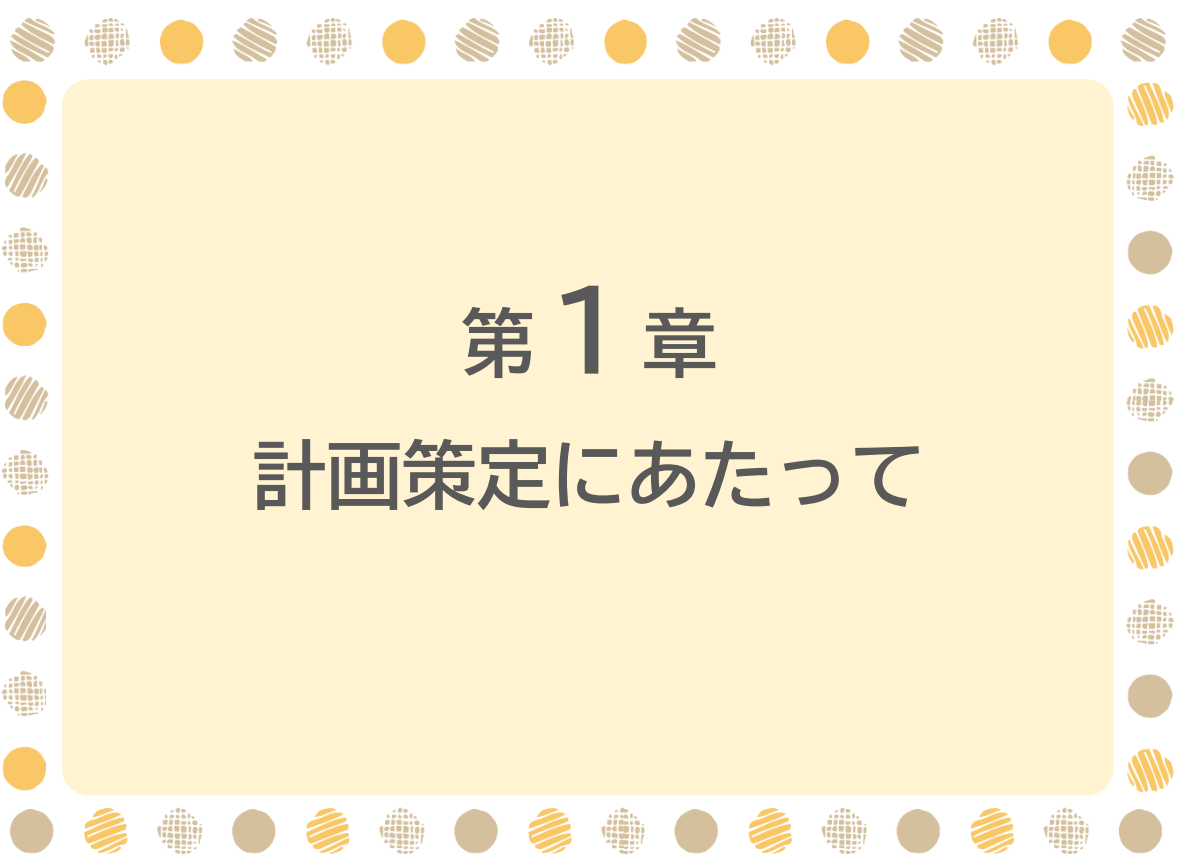
令和7年3月

二本松市長 三保 恵一

目 次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 制度改正等のポイント	5
3 法令根拠.....	8
4 計画の位置づけ	8
5 計画期間.....	9
6 計画の策定体制.....	9
第2章 こどもと子育て支援の現状と課題	13
1 二本松市の状況.....	13
2 アンケート調査結果による現状と課題	21
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 計画の基本理念.....	29
2 計画の基本目標.....	30
3 施策の体系図.....	32
第4章 施策の展開	39
基本目標1 こどもの権利を守る社会づくりと、生まれてくるこどもと親への支援	39
(1) こどもと若者の権利の保障	39
(2) こどもと母親の健康.....	41
(3) 子育て支援体制の充実と情報の提供.....	46
基本目標2 こどもと若者の健やかな成長に応じた支援.....	51
(1) 乳幼児期における保育・教育の充実.....	51
(2) 学童期・思春期における保育・教育の充実	54
(3) 青年期の若者への支援.....	57
(4) 豊かな心の育成	59
(5) 健やかな身体の育成.....	61

基本目標3 子育て家庭への支援.....	63
(1) 子育て世帯への経済的支援.....	63
(2) ひとり親家庭への支援.....	66
(3) 協力し合い子育てできる社会の推進.....	68
基本目標4 安心・安全な子育て社会の推進.....	70
(1) こどもを守る取組の推進.....	70
(2) 困難を抱えるこどもへの支援.....	74
(3) こどもの安全確保推進と地域における子育て支援.....	78
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	83
1 教育・保育事業等の提供域.....	83
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計	85
3 乳幼児期の保育・教育の量の見込み及び確保の状況.....	88
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況	92
5 総合的なこどもの放課後対策の推進.....	109
第6章 計画の推進・評価体制	115
1 計画の推進体制.....	115
2 計画の公表及び周知.....	115
3 計画の評価と進行管理	116
資 料 編	119
1 アンケート調査結果.....	119
2 子ども・子育て会議.....	130



第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化の進行による労働力人口の減少や社会保障負担の増加などの経済社会構造の変化に加え、核家族化や地域のつながりの希薄化のほか、児童虐待、こどもの貧困、ヤングケアラー等、こどもや子育て家庭を取り巻く環境において様々な問題が顕在化しています。

国においては、少子化対策として、平成24年に子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等の関係法律の整備法」）を制定、この関連3法に基づいた「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行され、こどもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における子育て支援等、様々な地域の子ども・子育て支援の取組を展開してきました。

令和5年4月には、こども政策を強力に推進していくための司令塔とした「こども家庭庁」の創設と、常にこどもの最善の利益を第一にこどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の視点で、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。

同年12月には、これまで別々に推進されてきた少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律（令和6年6月「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に法律名変更）に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに統合した「こども大綱」を策定し、全てのこどもが、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指すとともに、子ども・子育て政策を抜本的に強化し、次元の異なる少子化対策を実現するための「こども未来戦略」を策定し、「加速化プラン」として令和6年度からの3年間に実施すべき具体的な取組が示され、子育て家庭の家計支援や全てのこどもと子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進を集中的に取り組むこととしています。

令和6年6月には、「こども未来戦略」の「加速化プラン」に示された施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、令和7年度に子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計が創設、令和8年度に児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が創設されます。

このような背景の中、本市においては、「二本松市第二期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度に終了を迎えるにあたり、こども基本法やこどもまんなか社会の考え方に基づいた、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とした「二本松市第三期子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定し、子ども・子育て支援の強化を図り、総合的かつ一体的に推進していきます。

【子ども・子育てにおける近年の国の動き】

	法律・制度等	内 容
平成 27 年 (2015 年)	子ども・子育て支援法 関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
平成 30 年 (2018 年)	子ども・子育て支援法 等の一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定こどもの利用者負担の引き下げ
令和元年 (2019 年)	子供の貧困に関する大 綱(第2次)改定	・学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備 ・妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援 ・生活困窮家庭の親の自立支援
令和2年 (2020 年)	少子化社会対策大綱 (第4次)改定	・「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策 ・結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立、地域・社会による子育て支援、経済的支援
令和3年 (2021 年)	子供・若者育成支援推 進大綱(第3次)改定	・全ての子供・若者の健やかな育成、困難を有する子供・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、子供・若者の成長のための社会環境の整備、子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援
令和5年 (2023 年)	こども家庭庁の設置	・こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁が創設
	こども基本法成立	・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法 ・施策に対するこども・若者、子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者相互の有機的な連携の確保
	こども大綱の閣議決定	・こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等 ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱の3大綱を一元化
	こども未来戦略の閣議決定	・若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す
令和6年 (2024 年)	こどもまんなか実行計画の決定	・こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン
	次世代育成支援対策 推進法改正	・令和17年(2035年)3月末までの時限立法に再延長
	児童福祉法等の一部 改正	・子育て世帯への包括的な支援体制の強化及び事業拡充 ・一時保護施設及び児童相談所への処遇改善や支援強化、妊産婦等への支援の質の向上 ・社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等への自立支援の強化
	子どもの貧困対策の推 進に関する法律の改正	・「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、目的や基本理念において解消すべき「こどもの貧困」を具体化 ・総合的なこどもの貧困の解消に向けた対策を推進し、こどもがその権利、利益を害され、社会から孤立することのない社会の実現を目指す
	子ども・子育て支援法 等の一部改正	・ライフステージを通じた経済的支援の強化 ・全ての子ども・子育て世帯への支援の拡充 ・共働き・共育での推進 ・給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進 ・ヤングケアラーが法律上定義され、国・地方公共団体の支援対象として明記

2 制度改正等のポイント

(1) 児童福祉法等の一部改正

令和4年6月に成立、令和6年4月から施行となった「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、児童虐待の相談対応数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置や「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」の新設、「子育て短期支援事業」と「一時預かり事業」の拡充等、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を図ることとなっています。

【改正の概要】

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター(※)の設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)を作成する。※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型(福祉型、医療型)の一元化を行う。

2. 一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上

- ①一時保護施設の設備・運営基準を策定して一時保護施設の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体(都道府県・政令市)を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入

6. こども家庭福祉の実務者の専門性の向上

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備(性犯罪歴等の証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に先駆けた取組強化)等

（２）子どもの貧困対策推進法の一部改正

令和６年６月に成立、令和６年９月から施行となった「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」では、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され社会から孤立することのない社会の実現のため、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的に大幅な改正が行われました。

【改正の概要】

○法律の題名の変更

- ・法律名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更
- ・すべての法文を「子どもの貧困対策」から「こどもの貧困の解消に向けた対策」に変更

○目的や基本理念の充実

- ・こども大綱の記述を踏まえて、「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」を具体化
- ・「基本理念」に、こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」こと等を明記

○大綱において定める指標の追加

- ・こども貧困大綱において定める指標に「ひとり親世帯の養育費受領率」を追加

○大綱への関係者の意見反映の規定の新設

- ・こども貧困大綱を定める際には、貧困の状況にあるこども及びその家族等関係者の意見反映に必要な措置を講ずる規定を新設

○民間の団体の活動の支援の規定の新設

- ・民間の団体が行う支援活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずる規定を新設

○調査研究の充実や成果の活用推進の追加

- ・「こどもの貧困の実態」「貧困の状況にあるこども及びその家族の支援の在り方」「地域の状況に応じたこどもの貧困の解消に向けた対策の在り方」など調査研究の対象を明記
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証や成果の活用の推進を明記

(3) 子ども・子育て支援法等の一部改正

令和6年6月に成立し、令和6年10月に施行となった「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」では、「こども未来戦略」に基づき、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進等を目的としています。主な改正内容としては、児童手当法の改正に加え、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の導入や育児休業給付の拡充などが盛り込まれています。

【改正の概要】

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

(1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

（児童手当法、子ども・子育て支援法）

(2) 全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

- ①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
- ②保育所等に通っていない満3歳未満のこどもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。
- ③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- ④教育・保育を提供する施設・事業者を経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。
- ⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- ⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等によるこども・若者支援の対象として明記。
- ⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

(3) 共働き・共育での推進

- ①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- ②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

2. 子ども・子育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」)の創設

- ・子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の「子ども・子育て支援勘定」及び労働保険特別会計の「雇用勘定（育児休業給付関係）」を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

3. 子ども・子育て支援金制度の創設

（子ども・子育て支援法、医療保険各法等）

3 法令根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」(第61条)に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、今後5年間の子ども・子育て施策の基本的方向や目標を示すとともに、国から示された基本指針に即して、乳幼児期の教育・保育や地域の子育て支援サービスの需給を示す計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援行動計画」については、令和6年5月の法改正により次世代育成支援対策推進法の有効期限が令和17年3月31日まで延長されたことにより、第二期計画の取組を継続するものとします。

さらに、児童福祉法第56条の4の2に基づく「市町村整備計画」及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に定める「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」として位置づけるものとします。

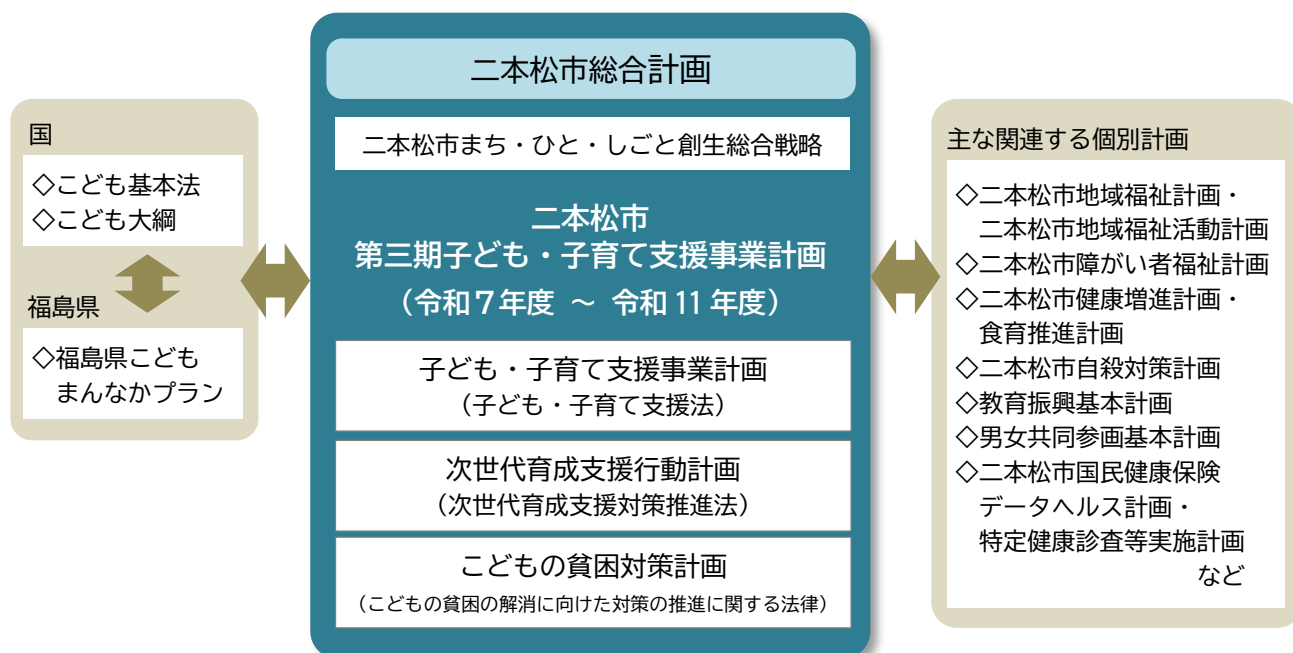
4 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「二本松市総合計画」の「基本目標3 世代をつないで人を育むまち」の部門別計画として位置づけるとともに、平成元年(1989年)に国連総会で採択された「子どもの権利条約※」が定めるこどもの基本的な人権の保障とこどもの最善の利益を考慮したものとします。

そのほか、「二本松市地域福祉計画・二本松市地域福祉活動計画」や「二本松市障がい者福祉計画」、「二本松市健康増進計画・食育推進計画」などの関連する個別計画と整合を図るとともに、福島県計画と連携を図りながら、本計画におけるこどもや子育て家庭に関する施策を推進していきます。

※子どもの権利条約：

18歳未満のこどもを権利の主体とし、その基本的人権を国際的に保障するために定められた条約のこと。



5 計画期間

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

なお、必要に応じ中間見直しを行い、進捗状況を確認するとともに、社会情勢の変化等により「量の見込み」「確保の内容」に変更が必要な場合には、その後の施策・事業を効果的に進めるため、「二本松市子ども・子育て会議」で審議し、必要に応じて見直すものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第二期子ども・子育て支援事業計画									
					第三期子ども・子育て支援事業計画				

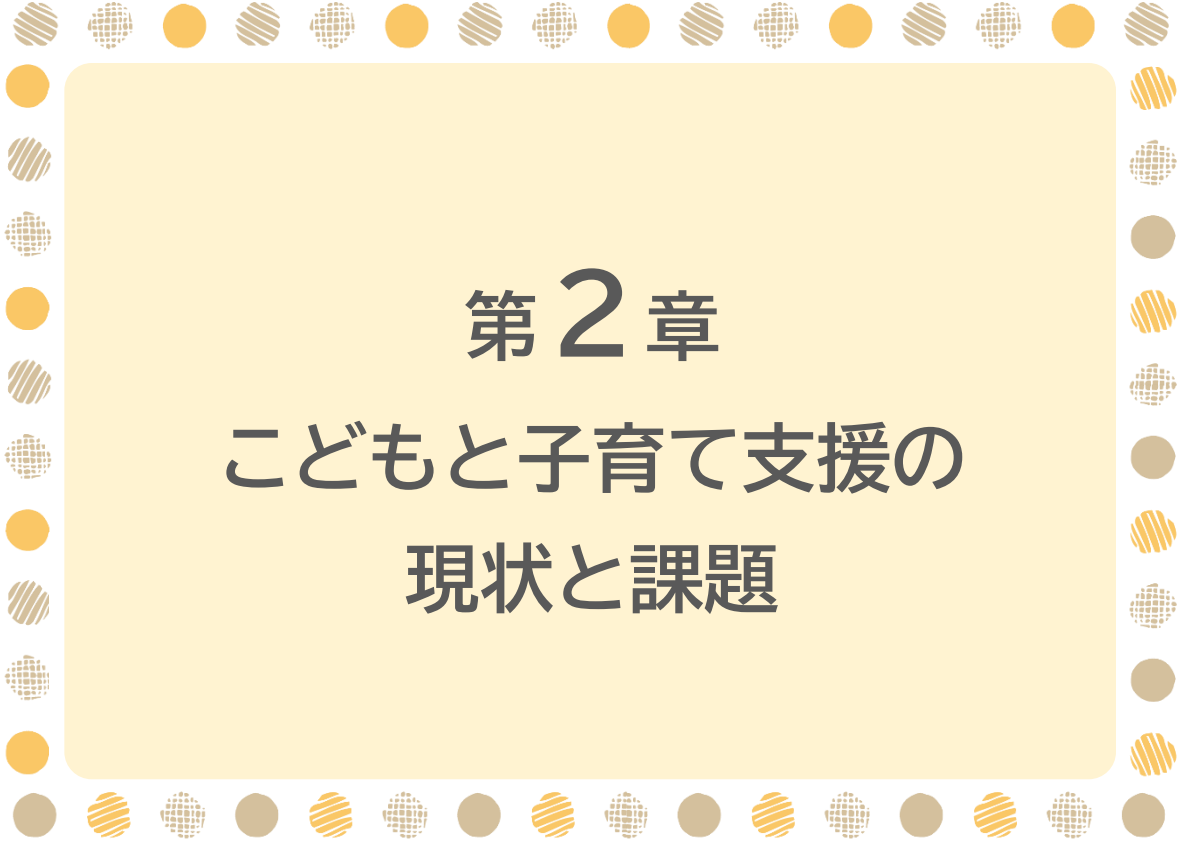
6 計画の策定体制

学職経験者、関係団体代表、事業従事者、保護者等から構成される「二本松市子ども・子育て会議」を設置し、子育て当事者・子育て支援関係者等の意見、アンケート調査の結果※、計画策定に向けて事業のあり方などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

なお、子育て支援等に関わるニーズ調査については、令和6年5月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。

小学生の保護者及び小学生と中学生自身を対象とした子どもの生活アンケートについても、令和6年5月にアンケート形式で行い、調査結果から得られたこどもの生活状況や貧困の実態と課題を把握し、本計画の策定とこどもの貧困の解消に向けた施策推進の検討資料として活用しました。

※アンケート結果の詳細は21ページ参照



第2章

こどもと子育て支援の 現状と課題

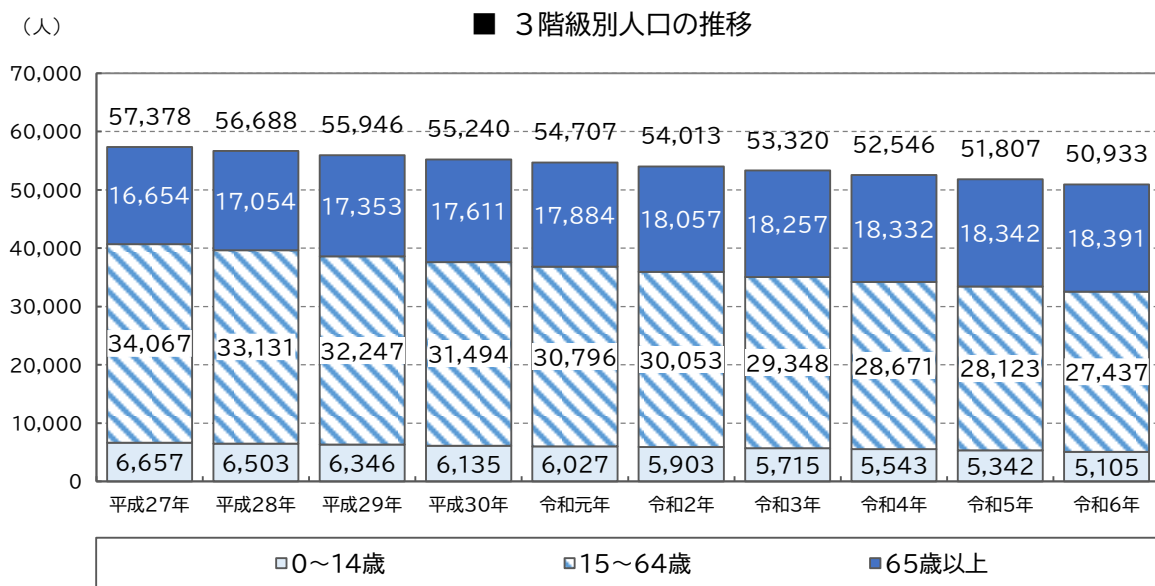
第2章 こどもと子育て支援の現状と課題

1 二本松市の状況

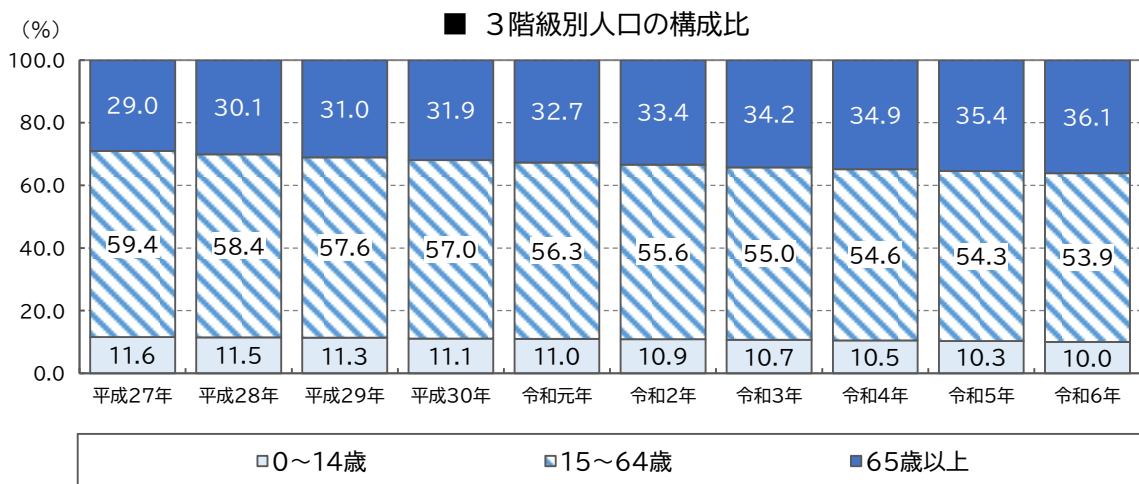
(1) 人口の推移

○本市の総人口は減少傾向が続いており、令和6年には50,933人となっています。

○3階級別人口をみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口はともに減少していますが、老年人口（65歳以上）は増加傾向で推移しています。

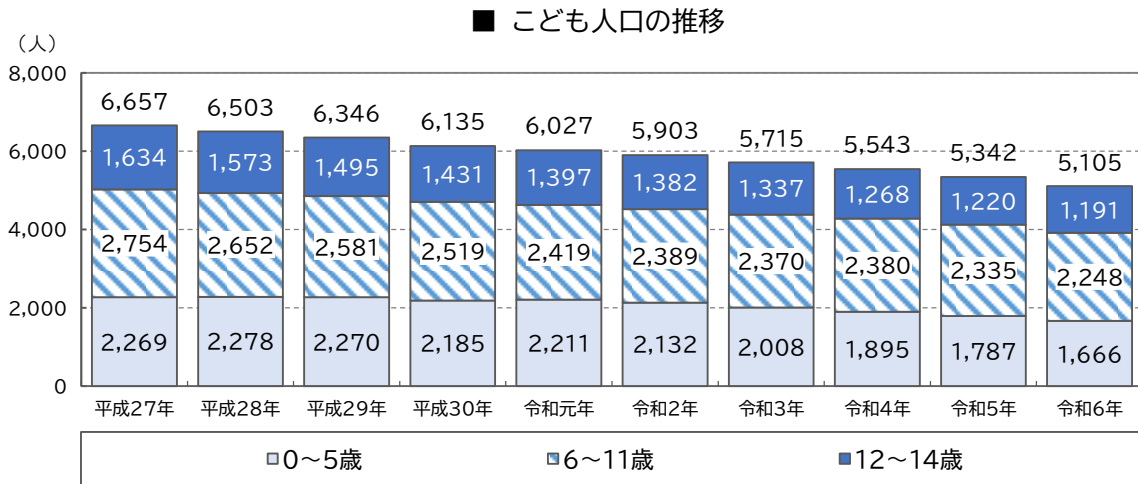


○3階級別人口の構成比（総人口に対する割合）をみると、年少人口は緩やかではありますが下降し続け、令和6年には10.0%となり、少子化は進行しています。



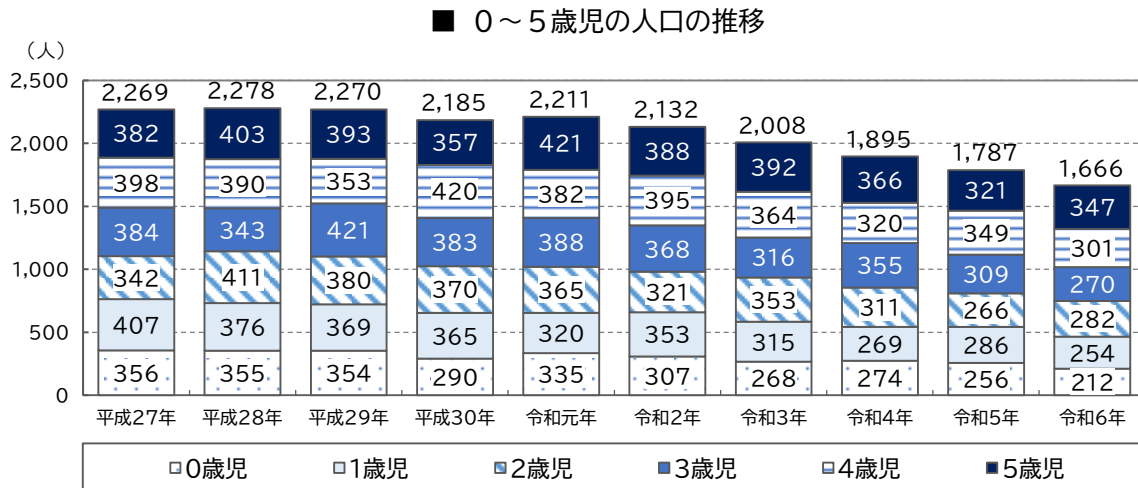
資料：住民基本台帳（各年3月31日）

○こども人口は、いずれの年齢階級も減少しており、令和6年には0～5歳で1,666人、6～11歳で2,248人、12～14歳で1,191人となっています。



○0～5歳児人口は、令和6年では1,666人と平成27年より603人減少しています。

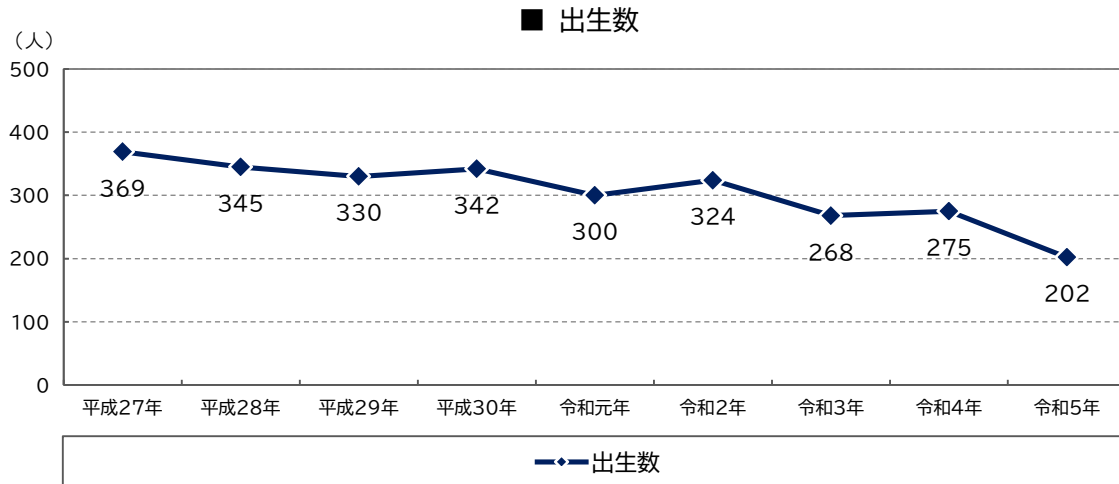
○各年齢階級別にみると、いずれの年齢階級も減少傾向であり、特に減少が顕著なのは、0歳児と1歳児でそれぞれ150人前後、3歳児で114人、平成27年より減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

(2) 出生数

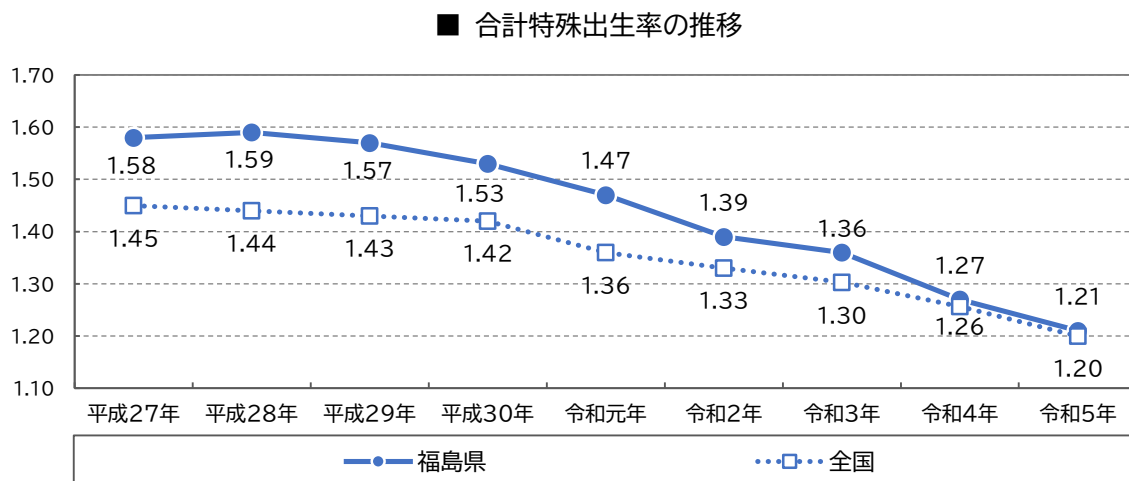
○出生数は、減少傾向で推移しており、令和5年には202人と、平成27年より167人減少となっています。



資料：福島県現住人口調査年報（人口動態統計）（各年12月31日）

○福島県の合計特殊出生率は、全国平均よりも上回っていましたが、令和2年以降、差は徐々に縮まり、令和4年には1.27とほぼ同率となりました。

○令和5年も1.21と全国平均とほぼ同率ですが、減少傾向は続いています。



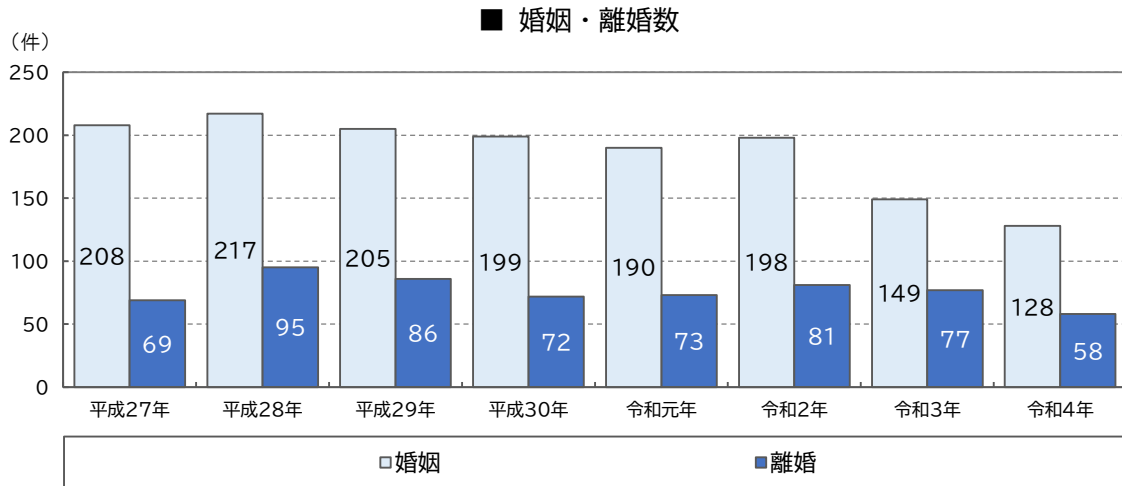
資料：令和4年までは人口動態統計

令和5年は厚生労働省の人口動態統計月報年計（概数）の概況
（各年12月31日）

(3) 婚姻・離婚の状況

○婚姻の状況は、減少傾向で推移しており、令和4年には128件と、平成27年より80件減少となっています。

○離婚の状況についても減少傾向がみられ、令和4年には58件と、平成28年のピーク時より37件減少しています。

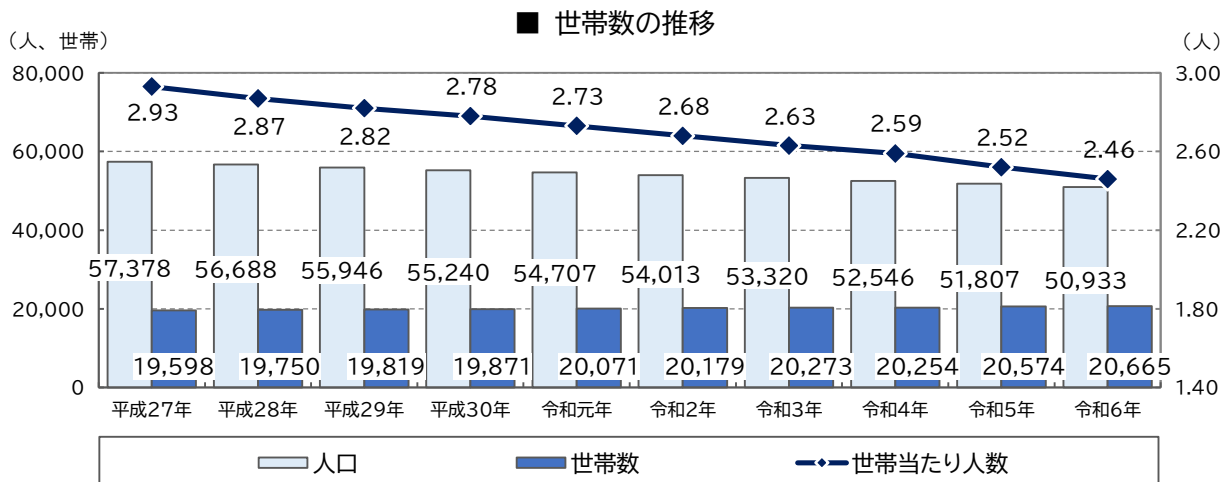


資料：人口動態統計（確定数）の概況（福島県）（各年12月31日）

(4) 世帯数の推移

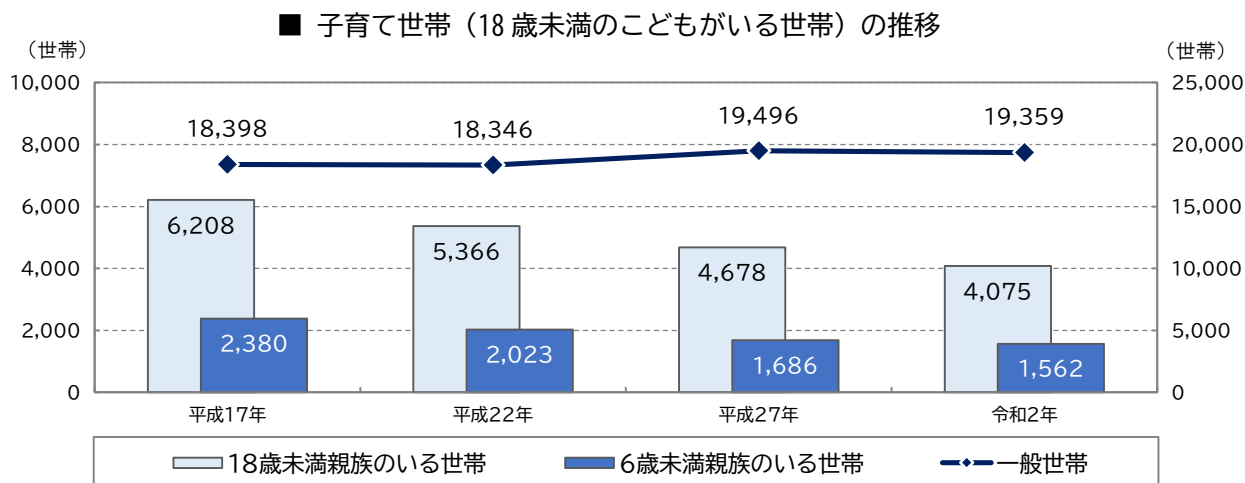
○人口減少に対し、世帯数は微増傾向となっています。

○1世帯当たりの人数は、核家族化の進行や単独世帯の増加により、令和6年には2.46人と、平成27年より0.47人減少しています。

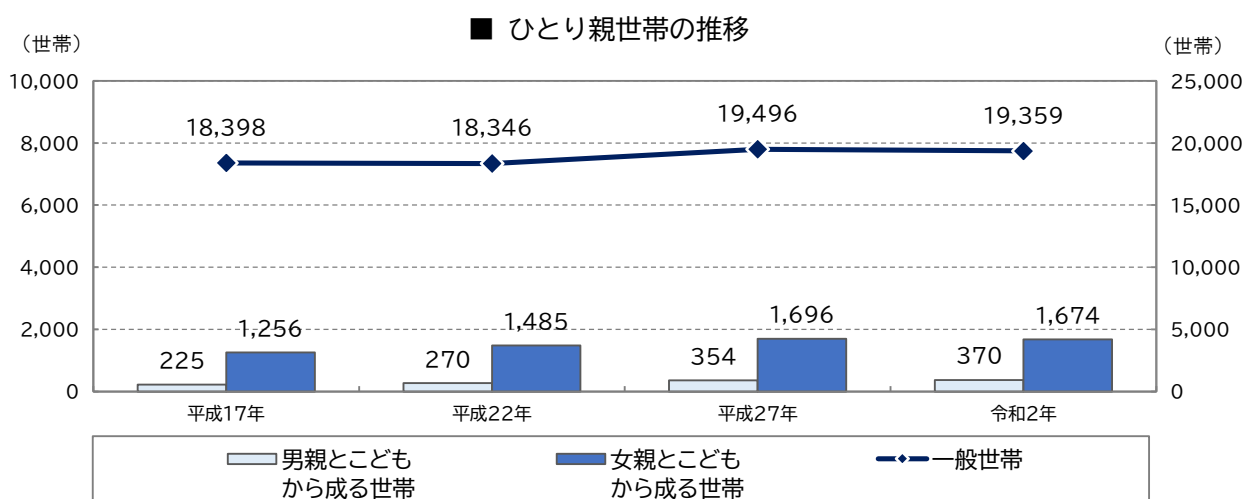


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

- 子育て世帯の推移をみると、一般世帯は平成27年に19,496世帯まで増加しましたが、令和2年は減少に転じ、19,359世帯となっています。
- 6歳未満及び18歳未満親族のいる世帯は、ともに減少し続けており、令和2年には、6歳未満親族のいる世帯で1,562世帯、18歳未満親族のいる世帯で4,075世帯となっています。



- ひとり親世帯の推移をみると、男親とこどもから成る世帯は増加傾向となっています。
- 女親とこどもから成る世帯は、平成27年までは増加傾向でしたが、令和2年には1,674世帯とほぼ横ばいです。

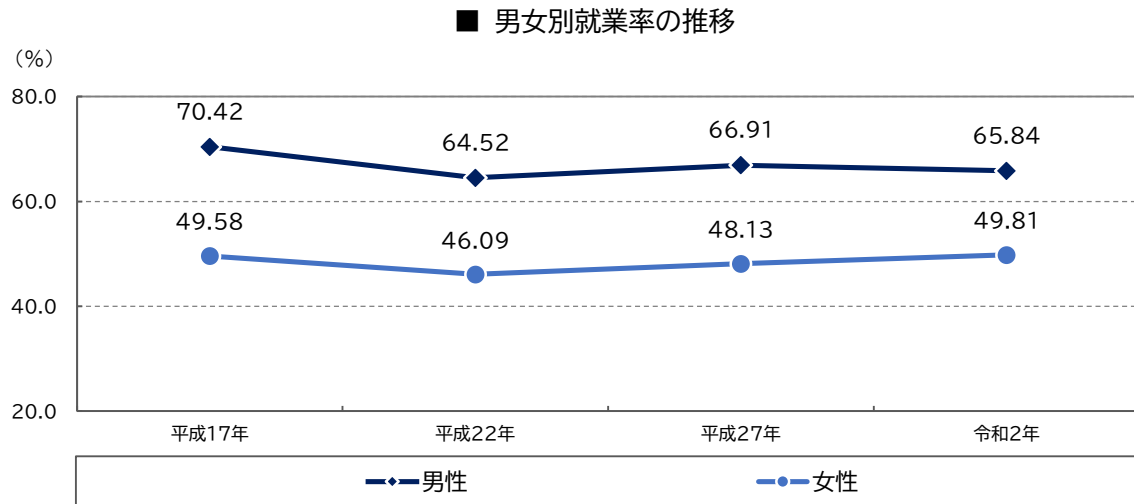


資料：国勢調査（各年10月1日）

(5) 就業率の推移

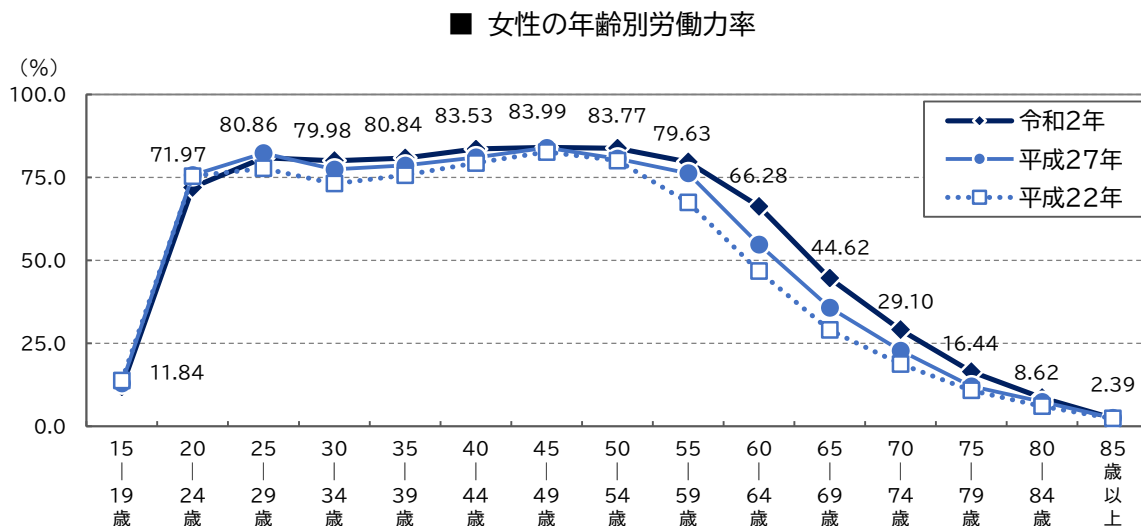
○就業率は、男女ともに平成22年に減少しましたが、平成22年以降、男性はほぼ横ばい傾向です。

○一方で、女性は回復傾向となり、令和2年には49.81%となっています。



○女性の年齢別労働力率をみると、15～29歳以外の年代で上昇傾向がみられ、特に55～74歳では平成22年を10ポイント以上上回っています。

○よって、結婚前とこどもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは、わずかに緩やかになってきています。

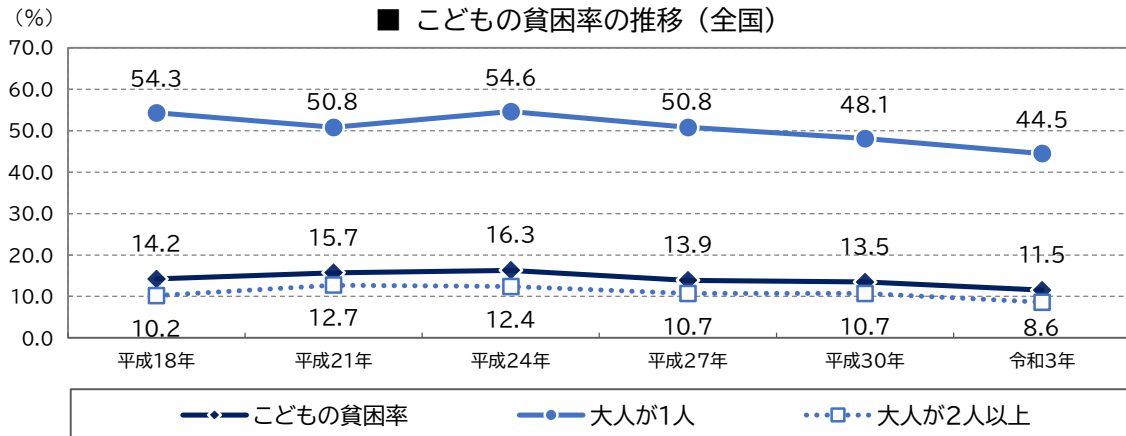


資料：国勢調査（各年10月1日）

(6) こどもの貧困率

○全国の「こどもの貧困率」(17歳以下)は平成24年まで上昇傾向でしたが、平成27年以降減少傾向に転じ、令和3年では11.5%となっています。

○こどもがいる現役世帯のうち、「大人が1人」の世帯、「大人が2人以上」の世帯の貧困率はいずれも減少傾向ではありますが、「大人が1人」の世帯の貧困率は令和3年では44.5%と、「大人が2人以上」の世帯の8.6%に比べて高い水準のままととなっています。



※こどもの貧困率

貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)は、平成27年で122万円、令和3年で127万円となっており、貧困線に満たない世帯で暮らす17歳以下の割合をいいます。

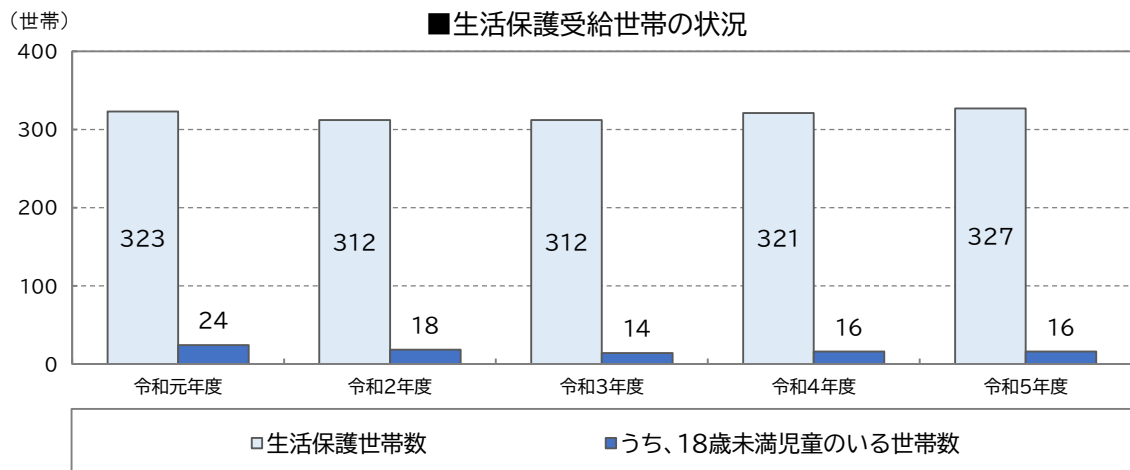
※こどもがいる現役世帯

世帯主が18歳以上65歳未満でこどもがいる世帯をいいます。

資料：厚生労働省 令和4年国民生活基礎調査

(7) 生活保護受給世帯の状況

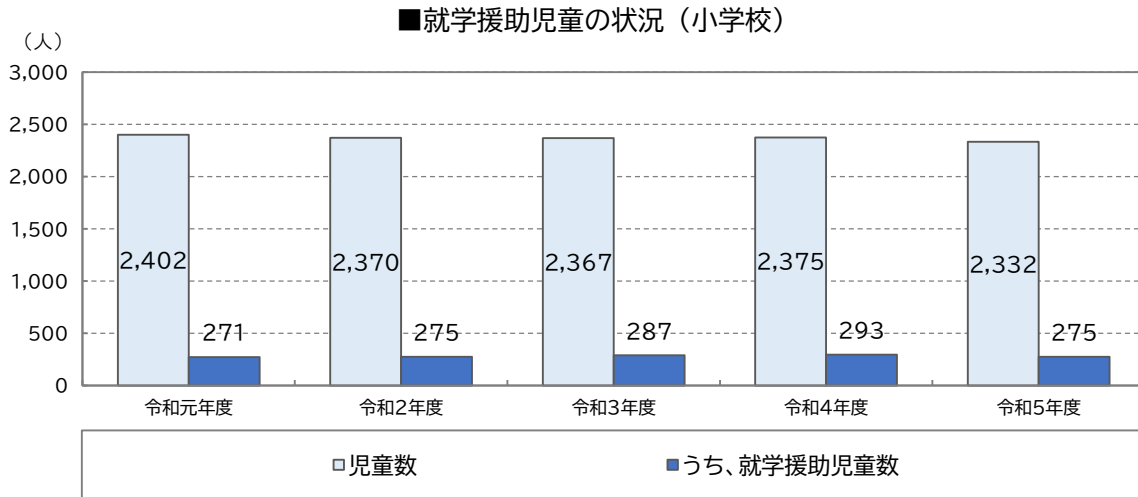
○生活保護受給世帯数は、令和5年度では327世帯で、うち、18歳未満児童のいる世帯数は16世帯と、20世帯前後で推移しています。



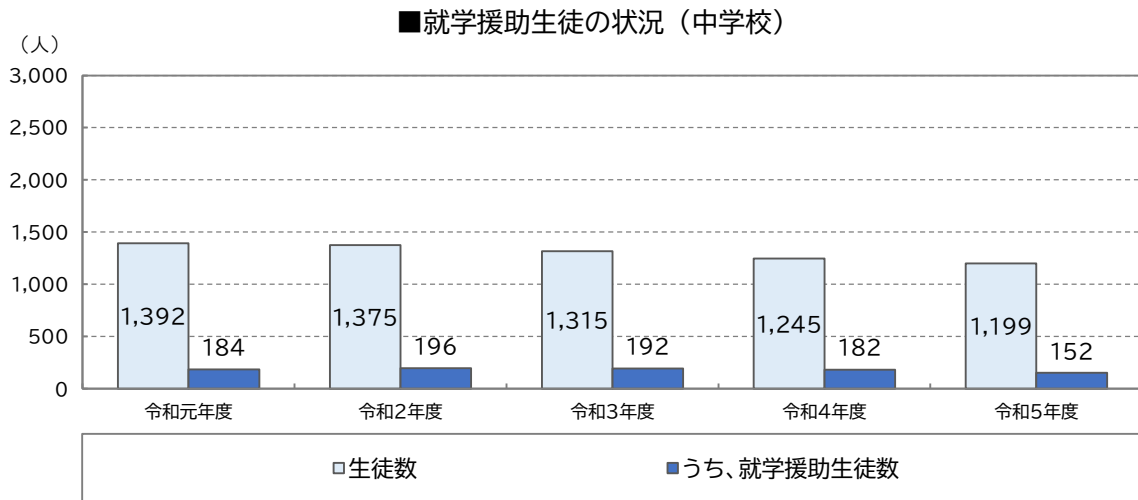
資料：福祉課調べ(各年度末)

(8) 就学援助児童・生徒の状況

○小学校における就学援助を受けた児童数は、300人前後で推移しており、令和5年度では全児童数2,332人に対し275人となっています。



○中学校における就学援助を受けた生徒数は、やや減少傾向で推移しており、令和5年度では全生徒数1,199人に対し152人となっています。



資料：学校教育課調べ（各年度末）

2 アンケート調査結果による現状と課題

本市では、保護者の子育てに関する生活実態や子育てについての意見・要望のほか、こどもの生活実態や将来のことなどの課題を把握するため、令和6年4月24日～令和6年5月15日に就学前児童・小学生の保護者、小学5～6年生児童・中学2～3年生生徒に対してアンケート調査を実施しました。

調査結果の主な内容は以下のとおりです。

【調査の種類と配布・回収状況】

調査対象者	調査方法	配布数	有効回収数	回収率
子ども・子育てに関するアンケート調査				
就学前児童の保護者	郵送により配布、回収は郵送またはインターネットにて回答	900人	389人	43.2%
小学生の保護者		900人	463人	51.4%
子どもの生活アンケート				
小学5～6年生	各小学校を通じて配布・回収	767人	605人	78.9%
中学2～3年生	各中学校を通じて配布・インターネットにて回答	794人	349人	44.0%

(1) 就学前児童・小学生の保護者

結果1 子育ての環境や支援に対する満足度（ふつう・やや満足・満足）は、
就学前児童は7割・小学生は6割弱

○本市の子育て環境や支援に対する満足度を就学前児童・小学生別にみると、「ふつう」＋「やや満足」＋「満足」の計は就学前児童が70.5%、小学生が64.8%となっています。令和元年度調査との経年比較では、就学前児童は5.0^{ポイント}、小学生は11.6^{ポイント}低くなっています。



以上の結果から、本市の子育て環境や支援は両保護者から厳しく評価されていると言えます。女性の社会進出や就労形態の変化、こどもの貧困問題等、現代の生活スタイルにより求められる子育て支援サービスは多様化しているため、子育て中の保護者が安心して子育てができるよう、保護者の視点に立った施策、時代に即した施策が求められています。

結果2 親族や友人等の援助が得られない就学前児童・小学生の保護者は約1割

○就学前児童・小学生の保護者の多くは、子育てに関して親族や友人・知人からの協力を得られる状況です。一方、「いずれもない」割合をみると就学前児童は7.7%、小学生は10.6%となっています。



以上の結果から、身近な人からの援助が得られない育児環境にある世帯に対し、個々のニーズに対応した子育て支援の手を差し伸べるとともに、利用可能な子育て支援サービスに関する積極的な情報提供や、利用促進への取組が必要となります。

結果3 子育てに関して気軽に相談できる相手のいる保護者は多いが、 公的機関への相談割合は低い

○保護者が子育てに関して気軽に相談できる人の有無をみると、「いる／ある」は就学前児童・小学生ともに約9割を占め、相談相手は「祖父母等の親族」、「友人や知人」と、身近な人が上位となっています。

○一方、公的機関を相談先としている割合は低く、就学前児童の保護者では「保健センター等の保健師」(11.7%)、「子育て支援センター等の職員」(11.1%)、「NPO法人の職員」(1.2%)、「市役所や家庭児童相談室の職員」(0.3%)などの状況です。

○子育てに関して気軽に相談できる人が「いない／ない」割合は、就学前児童は11.6%、小学生は11.7%となっています。



以上の結果から、公的な相談機関がより身近な相談先となるよう、教育・保育施設等と連携して、活動の周知徹底・普及を図るとともに、体制の充実を図る必要があります。

結果4 母親の就労率（育休等を含む）は、就学前児童7割台、小学生8割台

○母親の就労状況（育休等を含む）をみると、「フルタイムで就労している」と「フルタイム以外で就労している」を合わせた就労率は、就学前児童78.1%、小学生86.0%となっています。令和元年度調査との経年比較では、就学前児童は5.1^{ポイント}、小学生は5.5^{ポイント}高くなっています。



以上の結果から、定期的な教育・保育事業の利用は平日の7時台～19時台まで預けられる事業運営や、平日以外にも預けられる運営体制についても検討が必要となります。

結果5 放課後児童クラブ（小学校低学年時）の利用希望は、小学生は5割半

- 小学校低学年時の放課後の過ごし方として、「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用を希望する割合は、小学生は55.8%となっています。一方、小学校高学年時では、37.8%となっています。
- 現在通っている（通いたい）学童保育に希望することは、「夕方の利用時間を延長する」（20.9%）、「施設や設備を改善する」（20.4%）、「指導内容を工夫する」（19.4%）となっています。



以上の結果から、小学生の放課後の安全な過ごし方として、放課後児童クラブ（学童保育）は重要な役割を果たしていると言えます。今後もこどもの健全な成長につながる事業として、保護者のニーズを反映しながら、よりよい事業内容への改善、環境・運営の整備を図り、さらに充実していくことが求められます。

結果6 就労者の育児休業の取得（または取得中）割合は、母親8割、父親1割弱

- 就労者（「働いていなかった」と回答した方を除く）のうち、育児休業を取得または取得中の母親は80.9%、父親は12.8%となっています。また、母親は前回調査時（78.6%）に比べて2.3^{ポイント}高く、父親は前回調査時（1.1%）に比べて11.7^{ポイント}高くなっています。
- 父親が育児休業を取得していない理由をみると、「仕事が忙しかった」（43.5%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（38.4%）、「配偶者が育児休業制度を利用した」（32.2%）などとなっています。
- 育児休業取得後の母親の職場復帰状況をみると、8割近くが復帰し、約2割が取得中、そして、休業中の離職が4.6%となっています。
- 母親が育児休業から職場復帰の時期をみると、「1歳～1歳6ヶ月未満」が58.0%と最も高くなっています。



以上の結果から、安心して出産・育児ができるよう、職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及を図るとともに、育児休業期間満了時からスムーズな教育・保育事業の利用につなげ、保護者が不安なく利用できる事業体制・運営となるよう、更なる改善への取組が必要です。また、父親の育児休業取得率は上昇してきたことから、今後の更なる向上を目指し、育児や家事分担に対する意識改革や、取得しやすい職場環境の整備など、父親の育児参加の促進を図る必要があります。

(2) 小学5・6年生及び中学2・3年生

結果1 友だちや仲間と過ごせる場所、一人で自由に過ごせる場所が

あったらいいと思う割合は、5割以上

○あったらいいと思う居場所は、「友だち、仲間と過ごせる場所」(66.9%)、「一人で自由に過ごせる場所」(52.7%)、「スポーツや読書など好きなことが自由にできる場所」(47.8%) などとなっています。



以上の結果から、居場所については、自分のやりたいことを一人で自由にできる場所、友だちや仲間など複数が集まって一緒に過ごせる場所が求められています。こどもがのびのびと安心して思い思いに過ごすことができるよう、こどもの視点に立った施策が必要となります。

結果2 大学や専門学校等への進学希望は、6割以上

○授業に対する理解度は、「教科によってはわからないことがある」が43.6%となっています。

○将来の進学への考え(理想)をみると、「大学またはそれ以上」(34.1%)、「短期大学・専門学校まで」(28.2%)、「高校まで」(19.6%) などとなっています。

○将来の進学が、理想と現実で異なる理由は、「自分の成績から考えて」(40.7%)、「希望する学校や職業があるから」(26.7%)「家にお金がないと思うから」(13.0%) などとなっています。

○いま悩んでいることについては、「勉強のこと」(27.1%)、「自分の将来のこと」(21.3%)、「進路や就職のこと」(19.9%) などとなっています。



以上の結果から、6割以上のこどもが高校より上の学校に進学したいと思っている一方で、現在の成績から判断して難しいのではないかと考えています。また、勉強や自分の進路・将来のことで悩んでいることがわかります。授業でわからない箇所があると不安になることも多いため、勉強をサポートする体制や、こどもが将来を考える際の手助けとなる取組が求められています。

結果3 将来の夢が「ある」割合は、6割半

○将来の夢が「ある」割合は66.6%、「ない」が30.3%となっています。

○将来の夢や目標をかなえるため、大人に一番してほしいことは、「夢や目標実現のためのアドバイスがほしい」(26.8%)、「夢や目標を見つける手助けをしてほしい」(20.6%)、「大人の意見を押し付けしないで、自分の考え方を聞いてほしい」(14.2%)、「夢や目標にかかるお金の援助をしてほしい」(13.0%)などとなっています。



以上の結果から、将来かなえたい夢があるこどもに対しては、夢の実現に向けて、こどもの意見を尊重したアドバイスや援助が求められています。また、将来の夢がないと回答した割合は3割となっていることから、学校や学校以外の場所でこどもたちが将来の夢や目標を見つける手助けとなる機会の創出を図るなどの取組が必要です。

結果4 「ヤングケアラー」の認知度の割合は、3割

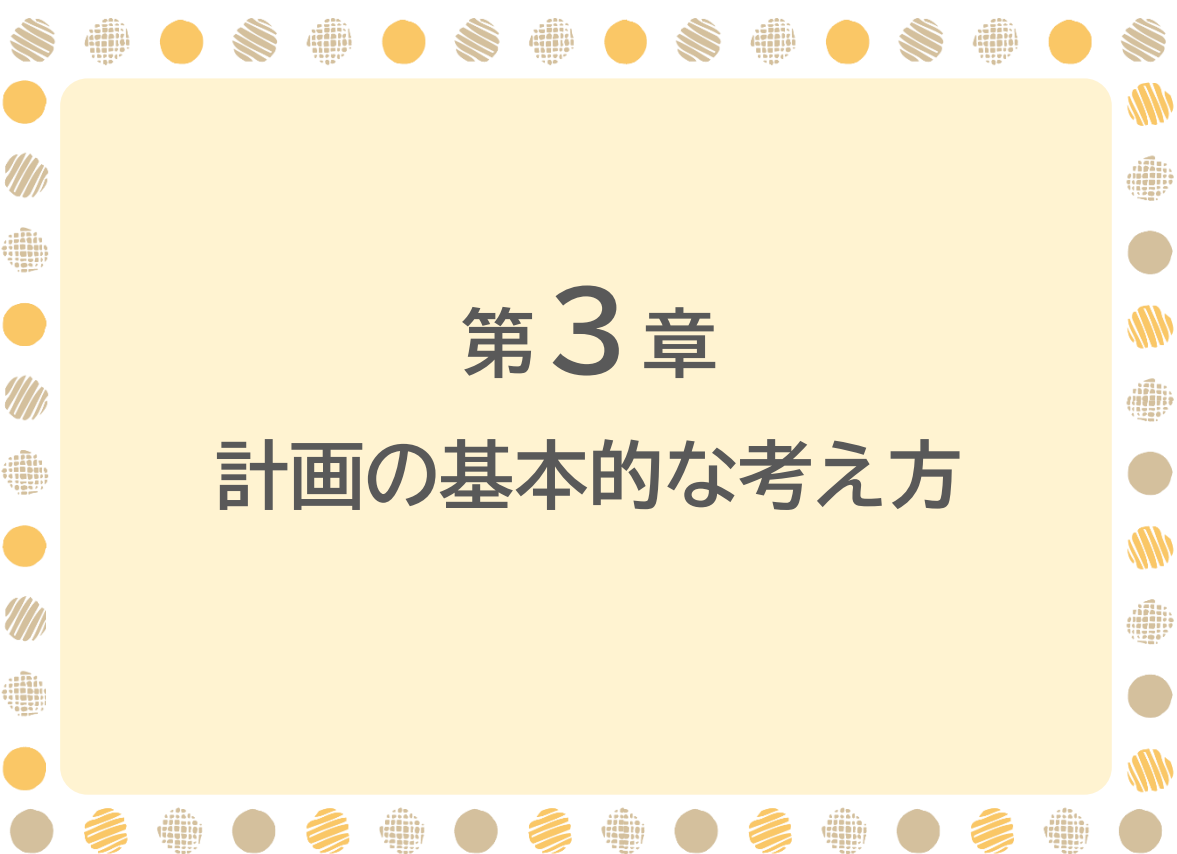
○「ヤングケアラー」という言葉の認知度は、「聞いたことがあり、内容も知っている」が31.0%、「聞いたことはあるが、よく知らない」(30.1%)と「聞いたことはない」(37.0%)を合わせた『知らない』は67.1%となっています。

○実際に、支援や世話をしている家族の有無は、「お世話をしている人がいる」は4.0%となっています。

○世話をしている人は、「母親」(47.4%)、「きょうだい」(42.1%)、「父親」(39.5%)、「祖母」(18.4%)などとなっています。



以上の結果から、「ヤングケアラー」の認知度はまだ低く、実際に家族の世話をしているこどもの割合も低い状況です。ヤングケアラーのこどもは、本来持てるはずの自分の時間が持てず、学校生活や友人関係、進路や就職等に支障をきたすなど、人生に大きな影響を受ける可能性があります。ヤングケアラーの社会的認知度の向上を図るとともに、専門家との連携や、適切な支援につなぐための窓口の整備などが必要となっています。



第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

全国的に急激な少子化が進行するなか、平成23（2011）年3月に起きた東日本大震災から14年の月日が経った今も、その影響による東北各地の人口減少はより顕著なもので、本市においても人口減少は進行し、こどもや子育て家庭を取り巻く環境に様々な問題が生じており、加速する少子化への対策は急務となっています。

このような社会状況のなか、地域の将来を担っていくこどもたちを守るためには、こどもを取り巻く地域の課題に一体的に、行政と地域が協働で取り組む必要があります。

本計画の前身である二本松市第二期子ども・子育て支援事業計画では、「子どもすくすく、家族にこにこ、地域いきいき 笑顔をつなげよう にほんまつ」の基本理念のもと、二本松市で生まれ、暮らすことで、自然と笑顔でつながっていけるような子育て環境の実現を目指してきました。

本計画においては、こども大綱で示された、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」を尊重するとともに、第二期計画から基本理念を継承することとし、こどもが現在から将来にわたって輝く社会をこどもたちと共に考え、社会全体でこどもの育ちを全力で支え合いながら、全てのこどもたちが平等に心身ともに健やかに成長できること、二本松市で生まれ育ったことに誇りを持って生きていくことができる、未来輝く「にほんまつ」の創造を目指します。



2 計画の基本目標

基本目標1 こどもの権利を守る社会づくりと、 生まれてくる子どもと親への支援

全てのこどもが心身の状況や置かれている環境に関わらず、生まれながらの権利の主体として尊重され、その権利を社会全体で守り、こどもの最善の利益を実現するため、こどもの権利についての理解促進とこどもの意見表明や参加の促進を行うとともに、こどもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実を図ります。

また、全ての人がそれぞれの希望に応じて、過度な負担を抱くことなく、健康で、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、各種の健康相談や情報提供の充実、経済的負担の軽減策などを通して支援します。妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことにより、子育て家庭の不安や孤立化を解消し、また、保護者の「子育て力」を自ら高めていけるよう支援の充実を図ります。

基本目標2 こどもと若者の健やかな成長に応じた支援

次世代を担う子どもたちが、未来を切り開いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持って健やかに成長できるよう、幼児期、学童期、思春期など、それぞれの成長過程における特有の課題を捉え、就学前教育や学校教育の場における子育て支援を進めるとともに、地域や学校等の関係機関との連携を深め、様々な自己実現の場と体験機会の提供を図り、子どもたちを健全に育成できる環境づくりを推進します。

また、全ての若者が、夢や希望を持って未来への歩みを進められるよう、一人ひとりの価値観や希望を尊重しながら、出会い・結婚に関する支援や、移住・定住の促進に取り組み、その社会的・職業的な自立を支援します。

基本目標3 子育て家庭への支援

子育て当事者が経済的な不安や孤立感、過度な負担を抱えず、安心して子育てができるよう、次代を担う全てのこどもの育ちを支える手当給付及び負担軽減等の周知・啓発、子育てや教育のニーズに対応した経済的支援に取り組みます。加えて、ひとり親家庭の生活の自立、安定、向上及びこどもたちが健やかに成長できるよう、厳しい状況に置かれたひとり親家庭に寄り添い、就労支援や経済的支援等、最適な支援につなげていきます。

また、保護者が安心して子育てと仕事ができ、より良い親子関係を形成し、希望した形でこどもの育ちに向き合えるよう、ワーク・ライフ・バランスへの理解・促進に努めるとともに、働き方改革や仕事と子育てを両立するための環境づくりを推進します。また、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、多様な働き方を選択できるよう、国・県や企業等と連携しながら、子育てを担う社会の実現に向けた取組を推進します。

基本目標4 安心・安全な子育て社会の推進

こどもたちを誰一人取り残すことがないよう、困難を抱えるこどもと家庭に対するきめ細やかで隙間のない、こどもを守る支援の充実を図ります。

こどもへの虐待の未然防止、早期発見、早期対応、また相談体制の整備等、総合的な相談支援拠点の体制構築を進めます。

外国人や障がい等の特別な支援が必要なこどもと家庭への支援を進めます。

また、こどもを巻き込む事故や犯罪、近年多発している災害の危険からこどもを守り、安全に育つことができる環境づくりを行うため、警察署や関係機関・団体等との協力を強化し、地域ぐるみでこどもたちの見守りを推進します。

3 施策の体系図

基本
理念

こどもすくすく、家族にこにこ、地域いきいき
笑顔をつなげよう にほんまつ

基本目標 1

こどもの権利を守る社会づくりと、
生まれてくるこどもと親への支援

《基本施策》

《主な事業》

(1) こどもと若者の
権利の保障

① こども基本法に基づくこどもの権利の周知
② こども・若者の意見の表明・参加促進

(2) こどもと母親の
健康

① 母子健康手帳の交付
② 妊産婦健康診査
③ 妊婦のための支援給付
④ 妊婦等包括相談支援事業
⑤ 両親学級
⑥ 不妊治療費助成
⑦ 不育症治療費助成
⑧ 妊婦にやさしい出産時交通費等助成事業
⑨ 産後ケア事業
⑩ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
⑪ 乳幼児健康診査
⑫ 乳幼児健康相談
⑬ 予防接種事業(定期接種、任意接種の実施)
⑭ 食育の推進
⑮ 休日当番医事業、子ども救急相談等

(3) 子育て支援体制の
充実と情報の提供

① 出産・子育てに関する地域情報の提供
② こども家庭センターMum の運営
③ 子育て応援アプリの運営
④ 子育てヘルプ応援事業
⑤ 地域子育て支援拠点事業
⑥ ホームスタート事業
⑦ ファミリー・サポート・センター事業
⑧ 子育て短期支援事業
⑨ 親子関係形成支援事業
⑩ 家庭児童相談室
⑪ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園支援事業)

基本目標2

こどもと若者の健やかな成長に応じた支援

《基本施策》

《主な事業》

(1)乳幼児期に
おける
保育・教育の充実

- ①乳幼児期の保育・教育の提供体制の確保
- ②延長保育事業
- ③一時預かり事業
- ④休日保育事業
- ⑤病児保育事業
- ⑥医療的ケア児保育支援事業
- ⑦地域との連携、認定こども園・幼稚園・保育所等の連携
- ⑧施設的环境整備及び設備更新
- ⑨施設の統廃合及び利活用

(2)学童期・思春期に
おける
保育・教育の充実

- ①放課後児童健全育成事業
- ②放課後子ども教室
- ③教育施設・設備の整備・充実
- ④教育内容の充実
- ⑤教職員の資質向上
- ⑥地域と学校の連携
- ⑦性に関する啓発等の推進
- ⑧人間尊重の精神を基盤とした教育
- ⑨教育相談体制の充実

(3)青年期の
若者への支援

- ①結婚推進事業
- ②結婚新生活支援事業
- ③定住化促進
- ④ライフデザイン事業

(4)豊かな心の育成

- ①ブックスタート事業・ブックステップ事業
- ②地域こども文化活動の充実
- ③「遊び」を通じた「生きる力」の育成
- ④乳幼児とのふれあい体験

(5)健やかな
身体の育成

- ①生涯スポーツの振興
- ②スポーツ少年団
- ③屋内遊び場の運営と設備更新
- ④都市公園等の適正配置

基本目標3

子育て家庭への支援

《基本施策》

《主な事業》

(1) 子育て世帯への
経済的支援

- ① 出産祝金(笑顔さんさん祝金)
- ② 児童手当
- ③ 幼児教育・保育の無償化
- ④ 保育所保育料軽減(保育料助成)
- ⑤ 子ども医療費助成
- ⑥ 実費徴収に係る補足給付
- ⑦ 就学援助(学校教材、遠距離通学、高等学校通学費)

(2) ひとり親家庭への
支援

- ① 母子父子福祉資金貸付金
- ② 児童扶養手当
- ③ ひとり親家庭医療費助成
- ④ 母子父子家庭自立支援給付金事業
- ⑤ ひとり親家庭高等職業訓練促進等給付金事業

(3) 協力し合い子育て
できる社会の推進

- ① ワーク・ライフ・バランスの推進
- ② 仕事と子育ての両立支援

基本目標4 安心・安全な子育て社会の推進

《基本施策》

《主な事業》

(1) こどもを守る取組の推進

- ①いじめ防止対策の推進
- ②要保護児童対策地域協議会
(児童虐待ネットワークの整備)
- ③養育支援訪問事業
- ④子育て世帯訪問支援事業
- ⑤ヤングケアラーへの支援
- ⑥こどもの貧困対策
- ⑦生活保護
- ⑧生活困窮者自立支援
- ⑨こども・若者の居場所づくり

(2) 困難を抱えるこどもへの支援

- ①児童発達支援、放課後等デイサービス
- ②居宅介護
- ③短期入所
- ④相談支援事業
- ⑤障害児福祉手当・特別児童扶養手当
- ⑥障がい児教育の充実
- ⑦日常生活用具給付・補装具費支給
- ⑧移動支援事業
- ⑨日中一時支援事業
- ⑩発達障がい児に対する支援体制の構築(すくすく広場等)
- ⑪外国人のこどもや帰国したこどもへの支援

(3) こどもの安全確保 推進と地域における 子育て支援

- ①交通安全教育の推進
- ②道路環境の整備(街路灯設置)
- ③通学路の安全確保
- ④生活空間の環境保全
- ⑤有害図書等の浄化活動
- ⑥地域安全パトロール隊
- ⑦広報・啓発
- ⑧児童福祉施設等整備事業
- ⑨防災教育



第4章

施策の展開

次ページ以降の取組・事業には、貧困対策に該当する取組・事業に、教育の支援 **貧困教育**、生活の安定に資するための支援 **貧困生活**、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援 **貧困就労**、経済的支援 **貧困経済**として記載しています。

取組・事業

基本目標 番号	基本施策 番号	主な事業 番号	事業・取組名	担当部署	貧困 対策
【事業内容と評価】 ☒ 取組・事業の実施内容を記載しています。 ☐ 第二期計画期間内において実施した、取組・事業の評価を記載しています。					
【計画期間の方向性】 ☒ 第三期計画期間（令和7年度～令和11年度）において実施していく取組・事業の方向性を記載しています。					

第4章 施策の展開

基本目標1 こどもの権利を守る社会づくりと、 生まれてくるこどもと親への支援

(1) こどもと若者の権利の保障

課題と施策の方向性

全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送るためには、こども一人ひとりの人権が尊重されることが大切であり、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）を踏まえて策定された「こども基本法」に基づくこどもの権利について、地域やこどもたちの正しい理解を深める必要があります。

アンケート結果では、約7割のこどもが将来の夢を持ち、その夢や目標を実現するために「アドバイスがほしい」「自分の考えを聞いてほしい」といった大人への期待があることが分かります。一方で、約3割のこどもは将来の夢がない状況にあります。

このような状況を踏まえ、こどもの夢や目標を応援し、また、こどもが意見を表明しやすい環境を整え、こどもを権利の主体として認識した社会づくりに取り組んでいきます。

取組・事業

1-(1)-①	こども基本法に基づくこどもの権利の周知	子育て支援課	
---------	---------------------	--------	--

【事業内容と評価】

- ◇「子どもの権利条約」を踏まえ、こどもの人権が尊重されるまちづくりを目指して、広報・啓発に努める事業です。
- 「子どもの権利条約」や体罰によらない子育て等について、市ウェブサイト上で啓発を行いました。

【計画期間の方向性】

- こども基本法、こども大綱に触れ、こどもまんなか社会の啓発を実施していきます。

1-(1)-②	《新規》子ども・若者の意見の表明・参加促進	子育て支援課	
---------	-----------------------	--------	--

【事業内容】

◇子ども基本法では全ての子どもと若者の意見が尊重され、反映する措置を講ずることが義務付けられています。このことに基づき、意見を聴取する場を設け、施策に反映させる事業です。

【計画期間の方向性】

○子どもや若者に対する意見広聴のあり方の検討を経ながら実施していきます。

(2) こどもと母親の健康

課題と施策の方向性

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化、晩婚化など、こどもやその家庭を取り巻く環境は変化しており、妊娠期から出産後の子育て期は身体的・経済的・精神的に不安を感じやすく、また、祖父母等や近所の人などからの子育てに関する助言や援助を受けることが難しい人も少なくない状況です。

全ての妊産婦が不安なく、安心して妊娠・出産・子育てするためには、医療、保健、教育、福祉などの関係機関との連携が重要であり、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、包括的な支援が必要となっています。

親子の心身の健康が守られ、こどもが健やかに成長できるよう、様々な分野の関係機関との連携を強化し、妊産婦への健康診査などの母子保健・医療体制の充実等を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。

取組・事業

1-(2)-①	母子健康手帳の交付	こども家庭課	貧困生活
---------	-----------	--------	------

【事業内容と評価】

◇妊娠届出の際に、保健師等が面談により、妊娠期間の過ごし方や出産後の見通しについて一緒に確認を行い、母子健康手帳を交付する事業です。

□安心して妊娠期を過ごし出産できるよう、妊娠届出から出産まで面談や情報発信等を行う「伴走型相談支援」を実施しました。

【計画期間の方向性】

○今後も継続して実施していきます。

1-(2)-②	妊産婦健康診査	こども家庭課	貧困生活
---------	---------	--------	------

【事業内容と評価】

◇妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、健康診査等の費用の助成や受診の勧奨や、ハイリスク妊産婦に対する支援を行う事業です。

①妊婦健康診査は、15回分の費用助成、多胎妊婦は追加で費用助成

②妊婦歯科検診は1回分の費用助成

③産婦健康診査は2回分の費用助成

□妊産婦健康診査や妊婦歯科検診の費用を助成しました。

□ハイリスク妊産婦に対しては、医療機関と連携し支援を行いました。

【計画期間の方向性】

○今後も継続して実施していきます。

※計画期間における量の見込みは100ページに掲載

1-(2)-③	《新規》妊婦のための支援給付	こども家庭課	
---------	----------------	--------	--

【事業内容と評価】

◇妊婦の経済的支援として、妊婦であることの認定後に5万円を支給し、その後、妊娠しているこどもの人数×5万円を支給する事業です。

□令和6年度までは、妊婦や子育て世帯に対し、経済的な負担の軽減を目的とした出産・子育て応援給付金を妊娠届出時に5万円、出産後に5万円を面談後に支給しました。

【計画期間の方向性】

○妊娠等包括支援事業と組み合わせて、妊娠中の身体的、精神的、経済的な負担の軽減のための総合的な支援を行います。

1-(2)-④	《新規》妊婦等包括相談支援事業	こども家庭課	
---------	-----------------	--------	--

【事業内容と評価】

◇妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援をする事業です。

□令和6年度までも、伴走型相談支援として実施しました。

【計画期間の方向性】

○妊婦のための支援給付と組み合わせて、妊娠中の身体的、精神的、経済的な負担の軽減のための総合的な支援を行います。

※計画期間における量の見込みは105ページに掲載

1-(2)-⑤	両親学級	こども家庭課	
---------	------	--------	--

【事業内容と評価】

◇妊婦とそのパートナー等に妊娠中の生活（お口の健康、飲酒や喫煙等について）や赤ちゃんとの生活などについて講義や育児体験を実施し、妊娠・出産・子育てに関する情報提供を行う事業です。

□安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊婦とそのパートナー等に妊娠中の生活や赤ちゃんとの生活などについて講義や育児体験を平日及び休日にも実施しました。

【計画期間の方向性】

○今後も継続して実施していきます。

1-(2)-⑥	不妊治療費助成	こども家庭課	
---------	---------	--------	--

【事業内容と評価】

◇不妊治療に対する経済的負担の軽減を図るため、費用の助成を行うとともに、不妊に悩む家族に対する相談・情報提供・精神的ケア等を行う事業です。

□特定不妊治療（令和5年度以降は生殖補助医療）、一般不妊治療に対する費用助成を行うとともに、不妊に関する相談会や婚姻時の不妊に関する啓発などを実施しました。

【計画期間の方向性】

○今後も継続して、不妊に悩む家族の支援を行っていきます。

1-(2)-⑦	《新規》不育症治療費助成	こども家庭課	
---------	--------------	--------	--

【事業内容と評価】

◇妊娠しても流産・死産を繰り返してしまう女性に対し、治療費の助成や相談支援を行う事業です。

□不育症の女性の相談支援を行いました。

【計画期間の方向性】

○令和7年度からは不育症治療費の助成を行い、相談支援体制の充実を図ります。

1-(2)-⑧	《拡充》妊婦にやさしい出産時交通費等助成事業	こども家庭課	
---------	------------------------	--------	--

【事業内容と評価】

◇市外の分娩取扱施設等で出産する妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、出産における入退院時の交通費及び宿泊費を助成する事業です。

□出産時交通費用として、タクシー代及びガソリン代を助成しました。

【計画期間の方向性】

○令和7年度からは、事業内容を拡充し、今後も継続して実施していきます。

1-(2)-⑨	産後ケア事業	こども家庭課	
---------	--------	--------	--

【事業内容と評価】

◇産後1年未満の母子に対し、健康チェック、助産師による乳房ケアや授乳相談、沐浴支援、育児相談などを行う事業です。

□利用施設を拡充しながら、日帰りケア・宿泊ケア・訪問ケアによる産後ケアを実施しました。

□令和6年度より産後ケア利用時の交通費助成（タクシー代）を開始しました。

【計画期間の方向性】

○市内外の医療機関等と連携を取りながら、今後も継続して実施していきます。

※計画期間における量の見込みは107ページに掲載

1-(2)-⑩	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	こども家庭課 子育て支援課	貧困 生活
---------	-------------------------	------------------	----------

【事業内容と評価】

◇全てのこどもが健やかに育ち、親子が安心して暮らすことができるよう、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に保健師等が訪問し、こどもの発育や健康、子育てに関するアドバイス、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。

□生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、相談支援を行いました。

【計画期間の方向性】

○今後も継続して実施していきます。

※計画期間における量の見込みは94ページに掲載

1-(2)-⑪	乳幼児健康診査	こども家庭課	貧困 生活
---------	---------	--------	----------

【事業内容と評価】

◇乳幼児のよりよい発育発達と疾病や異常の早期発見、保護者への養育支援を目的に健康診査を行う事業です。

□4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査を実施しました。

□1か月児健康診査や新生児聴覚検査費用を助成しました。

□むし歯予防のため、1歳6か月から5歳に達するまでの幼児を対象に、歯科医院で実施するフッ化物歯面塗布受診券を3回分発行しました。

□令和6年度より、1歳6か月児及び3歳児健康診査においてフッ化物歯面塗布を開始しました。

【計画期間の方向性】

○健康診査受診率の向上を目指し、今後も継続して実施していきます。

1-(2)-⑫	乳幼児健康相談	こども家庭課	
---------	---------	--------	--

【事業内容と評価】

◇乳幼児と保護者を対象に、育児や発達に関する不安や悩みに対応するため、保健師、管理栄養士、その他の専門職による各種個別相談や関係機関等との連携による支援を行う事業です。

□離乳食ふれあい教室及び2歳児の健康相談を実施しました。

□こどもの発達やかかわり方について公認心理師と個別に相談できるこども発達相談を実施しました。

□2歳児健康相談では、むし歯予防のため、歯科衛生士による講話を実施しました。

【計画期間の方向性】

○今後も継続して実施していきます。

1-(2)-⑬	予防接種事業（定期接種、任意接種の実施）	健康増進課	
---------	----------------------	-------	--

【事業内容と評価】

◇乳幼児等の感染症予防のため、予防接種法による定期接種及び法に基づかないが、まん延防止に必要な任意予防接種を実施する事業です。

□乳幼児等に対し、予防接種法による各種予防接種を実施しました。

□多くの予防接種において、接種率が90%を超え、乳幼児等の感染症予防に寄与しました。

【計画期間の方向性】

○接種勧奨を推進し、更なる接種率の向上を図ります。

1-(2)-⑭	食育の推進	教育総務課 こども家庭課 健康増進課	
---------	-------	--------------------------	--

【事業内容と評価】

◇乳幼児や児童・生徒の健全な育成を図るため、「早寝早起き朝ごはん」運動、家族や友人と食卓を囲む「共食」の推進、地域食文化の継承や地場産物の活用を行う事業です。

□食育パンフレットの作成や栄養士による食育授業の実施など積極的に取り組みました。また、給食において「食育の日統一テーマメニュー」として郷土料理や地場産物を活用したメニューを提供しました。

□食育月間や食育の日普及運動の中で、食育の推進を図りました。

□食で健康プロジェクト事業において、①適塩の推進、②栄養バランスの取れた食事（主食・主菜・副菜をそろえた食事）の理解と実践、③食環境の整備、④食文化の継承を視点に、食育の推進を図りました。

【計画期間の方向性】

○学校や企業と連携しながら、食育パンフレット作成、食育授業、給食での郷土食や地場産物を活用したメニューの提供等を通して食育の推進を実施していきます。

1-(2)-⑮	休日当番医事業、子ども救急相談等	健康増進課	
---------	------------------	-------	--

【事業内容と評価】

◇救急患者の日曜日・祝日・年末年始の受入れ対応、当番日における小児科標榜の医療機関の担当の推進等、休日診療の充実に努める事業です。

□日曜、祝日、年末年始等、当番制により小児科標榜医療機関で休日の救急患者の受入れを行いました。

【計画期間の方向性】

○関係団体と協議し、体制の維持を図っていきます。

○こども医療電話相談#8000など救急時の相談体制の周知を図っていきます。

(3) 子育て支援体制の充実と情報の提供

課題と施策の方向性

子育てに困難を抱える世帯が増加している中、包括的な支援体制の強化が求められています。

市は令和6年4月より、母子保健と児童福祉を統合した「こども家庭センターMum」を運営し、こどもや子育て家庭を支える基盤の整備とネットワーク構築に努めています。これにより、子育て家庭の不安を解消し、安心して育児ができる環境を整えます。

アンケート結果では、公的機関の相談先としての利用率が1割前後にとどまっています。このような状況を踏まえ、気軽に相談できる体制を構築し、専門的な支援へつなげる仕組みを整えていきます。

また、多様な媒体を活用して、子育て世帯に必要な情報を広く発信し、親族や友人等の援助が得られない割合が約1割であることにも配慮し、親へのサポートを強化します。

取組・事業

1-(3)-①	出産・子育てに関する地域情報の提供	こども家庭課 子育て支援課	
---------	-------------------	------------------	--

【事業内容と評価】

- ◇地域における出産・子育てに関する情報を掲載したパンフレット等を作成し、保育所や医療機関、遊び場や子育てサークル等で必要な情報を必要とする人にきめ細かく提供する事業です。
- 出産・子育てに関する地域情報について、令和6年度から子育て応援アプリを導入し、タイムリーに子育て情報等を配信しました。
- 全世帯配布の「こどもすくすくにほんまつ」パンフレットの配布を継続して行っています。
また、より詳細な子育て支援内容を網羅した子育て情報ガイド「子育てハンドブック」を作成し、希望者へ配布しました。

【計画期間の方向性】

- 出産・子育てに関する情報の提供を行っていきます。
- 必要な情報が行き届くよう、更なる充実を図ります。

1-(3)-②	こども家庭センターMumの運営	こども家庭課	貧困生活
---------	-----------------	--------	------

【事業内容と評価】

◇すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として「こども家庭センター」を設置し、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携した支援を行う事業です。

□乳幼児・児童・生徒・保護者・妊産婦等それぞれの悩みや問題に対応できる相談体制の強化を推進しました。

□平成30年9月に開設した子育て世代包括支援センターMumにおいて、妊娠期から出産・子育て期に関する相談を実施しました。

□令和6年4月からは、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」を設置し、相談体制の充実を図っています。

【計画期間の方向性】

○これまでの事業を継続して実施するほか、こども家庭センターを拠点に子育て相談体制の強化を図ります。

1-(3)-③	子育て応援アプリの運営	こども家庭課	
---------	-------------	--------	--

【事業内容と評価】

◇妊娠期から出産・子育て期にわたり切れ目なく支援していくサービスの一つとして、必要な人へのタイムリーな情報配信や乳幼児健診等の予約など、アプリによる支援事業です。

□子育て応援アプリの運営を令和6年度より開始し、より使いやすくわかりやすい情報発信に努め、また市ウェブサイトを通じて情報発信を行いました。

【計画期間の方向性】

○更なる充実を図り、今後も継続して実施していきます。

1-(3)-④	《新規》子育てヘルプ応援事業	こども家庭課	
---------	----------------	--------	--

【事業内容と評価】

◇妊娠中から産後6か月未満の方に、最大10回まで家事ヘルパーを派遣する事業です。

□令和5年9月より事業を開始し、対象者のご希望に応じて家事ヘルパーを派遣しました。

【計画期間の方向性】

○今後も継続して実施していきます。

1-(3)-⑤	地域子育て支援拠点事業	こども家庭課	貧困教育
---------	-------------	--------	------

【事業内容と評価】

◇乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【計画期間の方向性】

- 子育て支援センターの相談機能を充実させ、保育サービス、子育て支援サービス等の情報提供を図ることにより、地域の全ての乳幼児について、相談・指導等を積極的に実施し、孤立しがちな子育てを地域で支え、育児不安の軽減を図ります。
- ファミリー・サポート・センター等と連携し、子育てボランティアを育成する等、子育て支援ネットワークの充実を図ります。
- 民間の子育て支援センターが行う地域子育て支援拠点事業に対し助成し、市直営の子育て支援センターでは補えないサービス展開を支援していきます。

※計画期間における量の見込みは93ページに掲載

1-(3)-⑥	ホームスタート事業	こども家庭課	貧困生活
---------	-----------	--------	------

【事業内容と評価】

◇未就学児を抱えた子育て家庭にボランティアが訪問し、相談ごとの傾聴、育児や家事等と一緒に協働等の支援を実施する事業です。

【計画期間の方向性】

- 子育て経験のある地域のボランティアが家庭訪問する家庭訪問型の支援を実施することで、核家族化や少子化の影響で乳児に触れる機会がないまま子育てに直面する親の、孤独感や孤立感、育児の悩みを解消できるよう取り組みます。
- 未就学児を抱えた子育て家庭における気持ちの安定、子育ての楽しさ、地域とのつながりを実感してもらい、子育てに不安や悩みを抱える親子を家庭の中で安全安心に支援していきます。

1-(3)-⑦	ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭課	貧困生活
---------	-------------------	--------	------

【事業内容と評価】

◇児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動を連絡・調整し、地域における育児の相互援助活動を推進する事業です。

【計画期間の方向性】

- 子育て支援グループが運営するファミリー・サポート・センターの運営を支援し、送迎、一時預かり、病児保育の相互援助活動を推進します。
- 令和4年度からは、ふくしま田園中枢都市圏により広域連携が締結され、広域での利用が可能となったことから、ファミリー・サポート・センターの利用促進のため周知活動に努めるとともに、利用のしやすさの向上や会員の確保を推進します。

※計画期間における量の見込みは101ページに掲載

1-(3)-⑧	子育て短期支援事業	こども家庭課	
---------	-----------	--------	--

【事業内容と評価】

- ◇児童を養育している家庭の保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、当該児童を児童福祉施設等で一時的に養育する事業です。
- ◇保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【計画期間の方向性】

- 今後も継続して市外の児童養護施設に委託し、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）を実施していきます。
- 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）については、今後のニーズにより実施を検討していきます。
- 市内に該当施設はないため、今後の需要を見据え、委託先の確保及び広域的な確保策も視野に入れた検討を行います。

※計画期間における量の見込みは96ページに掲載

1-(3)-⑨	《新規》親子関係形成支援事業	こども家庭課	
---------	----------------	--------	--

【事業内容】

- ◇こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換の場を設け、健全な親子関係の形成を図る事業です。

【計画期間の方向性】

- 子育てに難しさや悩みを持つ保護者が孤立することがないように、本事業について子育て世帯に広く周知し、必要な支援につなげられるよう実施していきます。
- 事業を継続することで研修の受講歴または資格を有する者を増やし、ペアレントトレーニングのプログラムを実施できる人材づくりに努めていきます。

※計画期間における量の見込みは104ページに掲載

1-(3)-⑩	家庭児童相談室	こども家庭課	貧困生活
---------	---------	--------	------

【事業内容と評価】

- ◇家庭児童相談員等が、子育てに関する悩みをはじめ家庭におけるこどもの養育相談や、家庭児童福祉の向上を図るため、関係機関と連携して相談・支援を行う事業です。

【計画期間の方向性】

- 窓口や電話、訪問など多様な手段により、子育て当事者の子育て等に関する相談に対応し、関係機関と連携、協働し、必要な支援につなげます。
- 今後、SNSでの対応も検討し、支援者の相談しやすい環境づくりに努めていきます。

1-(3)-⑪	《新規》乳児等通園支援事業（こども誰でも通園支援事業）	子育て支援課	
---------	-----------------------------	--------	--

【事業内容】

◇保育施設等に通園していない3歳未満の児童を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、時間単位で柔軟に利用できる通園支援制度です。

【計画期間の方向性】

○令和7年度は地域子ども・子育て支援事業として、令和8年度からは新たな給付事業として、利用者のニーズに応じて実施します。

※計画期間における量の見込みは106ページに掲載

基本目標2 こどもと若者の健やかな成長に応じた支援

(1) 乳幼児期における保育・教育の充実

課題と施策の方向性

乳幼児期は愛着形成を通じて情緒の安定や人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、質の高い幼児保育・教育の提供が求められています。

また、少子化が進行する中、女性の就業率の上昇などによる共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化等、子育て環境は大きく変化し、保育・教育の多機能化が求められています。これは、アンケート結果からも、母親の就業率が8割前後と上昇していることからも見取れます。

保育所や幼稚園、認定こども園などの地域と連携し、様々な保育・教育ニーズに対応したきめ細やかな保育サービスを充実するとともに、日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育が必要となった場合などに安心して利用できる環境を整備し、子育て家庭が柔軟に利用できる保育・教育環境を整備します。

取組・事業

2-(1)-①	乳幼児期の保育・教育の提供体制の確保	子育て支援課 学校教育課	貧困 生活
---------	--------------------	-----------------	----------

【事業内容と評価】

- ◇教育・保育事業における安定したサービスの提供を実施するために、保育の場の充実を図るとともに、幼稚園教諭・保育士の質の向上を図る事業です。
- 年2回の幼保合同研修会を開催し、幼稚園教諭の指導力向上を図りました。
- 幼稚園訪問を実施し、教育の実践状況を踏まえながら指導助言を行いました。
- 小中学校教諭による保育所等の保育参観を実施し、こどもの将来目指すべき姿を共有することや小中への円滑なつなぎとなるようなカリキュラム編成に取り組みました。

【計画期間の方向性】

- 入園児が定員を大幅に下回る公立幼稚園については、地域の要望等を踏まえながら統廃合や認定こども園への移行を検討します。
- 認可外施設の地域型保育事業所への移行を促し、保育の質の確保を図るとともに、3歳未満児の保育を提供する場の確保に努めます。
- 幼保小中全ての施設においてこどもの将来目指すべき姿を共有し、その目指すべき姿に沿ったカリキュラム等の策定や公開保育等の実施等、校種を超えた幼保小中連携を推進します。また、幼稚園・保育所間の教諭・保育士の交流の推進を図り、教育・保育の一体的な提供の推進を図るとともに、研修の充実により質の確保に努めます。
- 必要十分な教育・保育事業のサービスの質を確保するため、保育士の処遇を改善するなど、保育士の確保に努めます。

※計画期間における量の見込みは88～91ページに掲載

2-(1)-②	延長保育事業	子育て支援課	貧困生活
---------	--------	--------	------

【事業内容と評価】

◇保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日・利用時間以外に、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

□利用希望に応じ、保育時間の延長を行いました。

【計画期間の方向性】

○通常の開所時間は7:00～18:00 までですが、19:00（認定こども園子どもの館、まゆみ、まゆみぷらすについては19:30）まで延長しており、見込み量に応じた定員数を確保していきます。

※計画期間における量の見込みは98ページに掲載

2-(1)-③	一時預かり事業	子育て支援課	貧困生活
---------	---------	--------	------

【事業内容と評価】

◇保護者の短時間就労や疾病、冠婚葬祭等、または育児等に伴う心理的・肉体的負担を軽減するため、認定こども園、幼稚園、保育所等で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

□休園中の園を除く公立・私立幼稚園全てにおいて、預かり保育を実施しました。

【計画期間の方向性】

○今後も継続し、保育ニーズを踏まえて対応していきます。

※計画期間における量の見込みは97ページに掲載

2-(1)-④	休日保育事業	子育て支援課	
---------	--------	--------	--

【事業内容と評価】

◇保護者が休日に就業等している場合、保育所で保育を行う事業です。

□休日保育のニーズはありますが、公私立施設とも実施に係る体制確保が困難であるため、未実施となっています。

【計画期間の方向性】

○保育人材の確保状況などを踏まえて、対応を検討します。

2-(1)-⑤	病児保育事業	子育て支援課	貧困生活
---------	--------	--------	------

【事業内容と評価】

◇病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

□令和6年5月から、新たに民間事業者により病児保育事業を開始しました。

【計画期間の方向性】

○ニーズ調査結果をみると、就学前児童で父親もしくは母親が休んで対応した方のうち約3割の利用希望があることから、今後の需要を見据えて対応を検討していきます。

※計画期間における量の見込みは99ページに掲載

2-(1)-⑥	《新規》医療的ケア児保育支援事業	子育て支援課	
---------	------------------	--------	--

【事業内容と評価】

◇看護師等の配置や保育士の研修支援等を通して、日常的にたんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）の受入れを可能とする体制を整備し、地域生活支援の向上を図る事業です。

□令和3年度より医療的ケア児の受入れに対する民間事業者への体制整備支援を行っています。

【計画期間の方向性】

○今後も利用希望者のニーズに応えられるよう、体制整備に努めていきます。

2-(1)-⑦	地域との連携、認定こども園・幼稚園・保育所等の連携	子育て支援課	
---------	---------------------------	--------	--

【事業内容と評価】

◇地域に開かれた認定こども園や幼稚園を目指し、地域や家庭と連携・協力を強化するための事業です。

□高齢者との交流会等を開催しました。

【計画期間の方向性】

○今後も継続して、地域や家庭と連携・協力を促進していきます。

2-(1)-⑧	《新規》施設的环境整備及び設備更新	子育て支援課	
---------	-------------------	--------	--

【事業内容】

◇教育・保育環境の整備のため、定期的な設備の更新、必要な整備を行う事業です。

【計画期間の方向性】

○多くの施設が建築から10年以上となるため、定期的な点検・メンテナンスを実施し、適切な時期に設備の機能向上及び施設の環境改善につながる更新を進めます。

○大規模な修繕が必要な場合は、既存施設への統合なども含めて検討していきます。

2-(1)-⑨	《新規》施設の統廃合及び利活用	子育て支援課	
---------	-----------------	--------	--

【事業内容】

◇出生数の減少傾向が続いている中で、入園者数が少ない幼稚園・保育所・認定こども園の統廃合及び利活用を検討する事業です。

【計画期間の方向性】

○教育・保育ニーズを踏まえ施設の統合及び廃止を検討していきます。

○統廃合等の結果、廃止となる施設の利活用は地域のニーズを踏まえ検討します。

(2) 学童期・思春期における保育・教育の充実

課題と施策の方向性

こどもは、身近な人や自然等との関わりの中で、主体的に学び、行動し、様々な知識や技術を習得するとともに、自己の主体性と人への信頼感を形成していきます。

学業や社会性の発達が重要な学童期から、心身共に大きく変化しながら、こどもから自立にむけた力を育成し、社会の一員への移行する思春期に、知・徳・体のバランスの取れた保育・教育を実現するためには、きめ細かで質の高い保育・教育環境を整備する必要があります。

また、共働き世帯の増加に伴い、学童保育の利用者数は増加傾向にあり、必要に応じて需要に対応する「量」の充実とともに、「質」の向上を行うことが求められています。アンケート結果では、6割以上のこどもが高校より上の学校に進学したいと思っている一方で、勉強や自分の進路・将来のことで悩みを抱えているこどもは2～3割程度います。

こどもが安心して過ごし、のびのびと学ぶことのできるよう、学校等の関係機関と連携し、教育内容の充実や教職員の質の向上等、質の高い保育・教育を推進し、学校・家庭・地域の教育力の向上を目指すとともに、人間尊重の精神を基盤とした教育や相談体制の充実等を推進し、こどもの健全な育成支援に取り組んでいきます。

取組・事業

2-(2)-①	放課後児童健全育成事業	子育て支援課	貧困生活
---------	-------------	--------	------

【事業内容と評価】

- ◇保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
- 学童保育利用者の増加に併せて実施場所の拡充を図り、待機児童をなくすため必要な定員数を確保しました。

【計画期間の方向性】

- 引き続き、待機児童ゼロを継続目標とし、環境整備と支援員の育成について更なる充実を図ります。

※計画期間における量の見込みは109～110ページに掲載

2-(2)-②	放課後子ども教室	生涯学習課	貧困教育
---------	----------	-------	------

【事業内容と評価】

◇放課後に、地域住民や異学年との交流、様々な体験活動を通じ、こどもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業です。

□開催教室数は6教室から5教室に減少しましたが、実施した教室においては、こどもたちが地域住民と交流しながら、有意義な時間を過ごす場所を提供することができました。

【計画期間の方向性】

○各教室の地域性や特色を活かした活動の継続と、活動内容の周知を図っていきます。

※計画期間における量の見込みは111ページに掲載

2-(2)-③	教育施設・設備の整備・充実	教育総務課	
---------	---------------	-------	--

【事業内容と評価】

◇教育施設・設備の整備・充実等により、教育活動の充実を図るとともに、児童・生徒が安心して教育を受けることができる環境の提供を推進する事業です。

□教育施設・設備の整備・充実、バリアフリー化等により、教育活動の充実を図るとともに、障がい児を含め児童・生徒が安心して教育を受けることができる環境の提供をすることができました。

【計画期間の方向性】

○児童・生徒が安心して教育を受けることができる環境づくりを推進します。

2-(2)-④	教育内容の充実	学校教育課	
---------	---------	-------	--

【事業内容と評価】

◇児童・生徒一人ひとりの主体的・対話的で深い学びを実現させる授業づくりを支援する事業です。

□習熟度別授業やティーム・ティーチングの授業を実施し、児童・生徒一人ひとりの実態に応じた学びを推進しました。

【計画期間の方向性】

○必要教員の確保、学力向上のための非常勤講師を配置等、今後も事業の更なる充実を図り、教育内容の充実を推進します。

2-(2)-⑤	教職員の資質向上	学校教育課	
---------	----------	-------	--

【事業内容と評価】

◇教職員の実践的指導力の向上を図るため、各種研修の充実を推進する事業です。

□学力向上、生徒指導、教育相談等、教職員の資質向上に向けた研修を開催しました。

【計画期間の方向性】

○継続して、各種研修会を実施していきます。

2-(2)-⑥	地域と学校の連携	生涯学習課	
---------	----------	-------	--

【事業内容と評価】

- ◇地域の公民館・PTA・学校等が連携し、子育てのあり方について学習する事業です。
- 幼保、小学校、公民館と連携した家庭教育学級の開催や、公民館土曜講座（青少年体験事業）を通じた地域の特色や地域の人材を活用した体験・学習活動を実施しました。

【計画期間の方向性】

- 人材育成と地域の持続的な発展につなげる「学び」を目的として、今後も継続して、公民館・PTA・学校等の連携を推進実施します。

2-(2)-⑦	性に関する啓発等の推進	学校教育課 こども家庭課	
---------	-------------	-----------------	--

【事業内容と評価】

- ◇性感染症、避妊、喫煙、食習慣などに関する教育・相談・情報提供を適切に実施し、性に関する啓発を推進するとともに、関連する諸問題の低年齢化を抑制することを目指す事業です。
- 産婦人科医師による性に関する指導を中学校において実施しました。
- 妊婦体験セットや赤ちゃん人形、胎児模型等を活用し、性に関する啓発活動等を実施しました。

【計画期間の方向性】

- 今後も継続して、性に関する啓発等の推進を図っていきます。

2-(2)-⑧	人間尊重の精神を基盤とした教育	学校教育課	
---------	-----------------	-------	--

【事業内容と評価】

- ◇人間尊重の精神を基盤として、児童・生徒の発達段階に応じた性に関する科学的知識の理解と認識を深めるための教育・指導に努めるとともに、児童・生徒が健全な異性観をもち、これに基づいた望ましい行動が取れるよう、学校生活や教科学習を通じて充実した指導を行うことを目的とした事業です。
- 道徳科を中心に学校教育全体を通して、適切な教育・指導を推進しました。

【計画期間の方向性】

- 事業の更なる充実を図り、今後も継続して実施していきます。

2-(2)-⑨	教育相談体制の充実	学校教育課	貧困生活
---------	-----------	-------	------

【事業内容と評価】

- ◇電話や学校、教育委員会において、随時相談を受ける事業です。
- 市教育支援センターにおいて、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカーによる教育相談を実施しました。教育委員会においても来庁、電話相談を随時行いました。

【計画期間の方向性】

- 事業の更なる充実を図り、今後も継続して実施していきます。

(3) 青年期の若者への支援

課題と施策の方向性

多くの若者が進学・就職・結婚・出産などの様々なイベントが重なって訪れる時期を過ごす中、将来に対する希望を持っている一方で、低所得、不安定な雇用環境、出会いの機会の減少などにより、仕事におけるキャリアや結婚、子育てなどのライフイベントについて将来の展望を描けない若者も少なくなく、本市における婚姻数も減少傾向で推移しています。

若者のライフスタイルや価値観、家族の在り方や家族を取り巻く環境は多様であることから、若者が主体的に結婚し、こどもを産み・育てたいと望んだ時に、その希望がかなえられるよう、ライフデザイン・出会い・結婚への支援を推進します。

また、地域経済の担い手を確保し、雇用と経済的基盤の安定を図るため、若者や子育て世帯の移住・定住を促進します。

取組・事業

2-(3)-①	結婚推進事業	子育て支援課	
---------	--------	--------	--

【事業内容と評価】

◇少子化対策の一環として、希望してもなかなか結婚機会に恵まれない人のために、結婚相談や情報提供、出会いの場の提供等、晩婚化・未婚化に対する支援を行う事業です。

□結婚お世話役事業や出会いの場提供イベントを実施してきましたが、成婚率は伸び悩み、コロナ禍もあり直近3年は成婚者が出ませんでした。

【計画期間の方向性】

○婚活支援については、結婚観の多様化もあり、これまでと違ったアプローチが必要となっていることを踏まえ、支援内容を検討していきます。

2-(3)-②	《新規》結婚新生活支援事業	子育て支援課	
---------	---------------	--------	--

【事業内容と評価】

◇新婚世帯に対し家賃補助等を行い、結婚に伴う新生活を経済的に支援する事業です。

□令和6年度より、補助費目を拡大しました。

【計画期間の方向性】

○若い世代が結婚の希望を実現できる社会づくりの一つとして、婚姻後の安定した生活確保と地域定住、及び少子化対策を図っていきます。

2-(3)-③	定住化促進	秘書政策課	
---------	-------	-------	--

【事業内容と評価】

- ◇市外からの転入者の増加を目指し、助成金・奨励金支給により、定住化を推進する事業です。
- 移住・定住促進のための各種助成金・奨励金を支給することで、市外からの転入者の増加と定住化を図りました。

【計画期間の方向性】

- 今後も継続して定住化対策を推進します。

2-(3)-④	《新規》ライフデザイン事業	子育て支援課	
---------	---------------	--------	--

【事業内容】

- ◇若者一人ひとりが自分らしい生き方・働き方・暮らし方を考え、実現できるように支援する取り組みを推進する事業です。

【計画期間の方向性】

- 体験型のセミナーやワークショップ等の実施を通じて、若者が主体的に自分の生き方を考えられるよう、また地域社会全体の活性化を推進していきます。

（４）豊かな心の育成

課題と施策の方向性

多様な遊びや体験は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、言語や数量等の感覚、創造力や好奇心、自尊心、やり抜く力、折り合いをつける力など様々な能力を養うとともに、多様な動きを身に付け、健康を維持することにもつながります。

年齢や発達の程度に応じた自然体験、職業体験、文化芸術体験などの多様な体験や外遊びを含む様々な遊びを通じ、次世代を担うこども・若者たちが未来を切り開いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を育めるよう、保育所・幼稚園・学校、家庭、民間団体や企業等の地域協働により、地域資源を活かした遊びや体験の機会の場の充実を推進していきます。

取組・事業

2-(4)-①	ブックスタート事業・ブックステップ事業	子育て支援課 生涯学習課	
---------	---------------------	-----------------	--

【事業内容と評価】

- ◇ブックスタート事業は、全ての赤ちゃんが情操豊かで健やかに成長することを目的として、絵本を通して親と子がふれあうきっかけをつくる事業です。
- ◇ブックステップ事業は、家庭でのこどもの読書活動の推進、読み聞かせボランティア等の育成、図書館・図書室の絵本の充実、絵本に関するイベントの充実等により、就学前に読書を習慣づける機会を設け、生涯にわたって読書を楽しむことにつなげていく事業です。
- 4か月健診にて赤ちゃんへの読み聞かせと絵本2冊のプレゼントを行いました。
- 生涯にわたって読書を楽しむことにつなげていくため、就学前に読書を習慣づける機会を設け、家庭でのこどもの読書活動の推進を図りました。対象者は減少傾向にありますが、特色ある市事業として実施しました。

【計画期間の方向性】

- 読み聞かせボランティア等の育成と、読書振興につながる図書館イベント等、事業の更なる充実を図り、今後も継続して実施していきます。

2-(4)-②	地域子ども文化活動の充実	学校教育課 生涯学習課 文化課	貧困教育
---------	--------------	-----------------------	------

【事業内容と評価】

- ◇にほんまつ城報館、コンサートホール、市民交流センター等を拠点としたこどもの文化活動や鑑賞の機会、地域の伝統文化継承活動（お祭り等）の体験、こども自身による創作活動等、様々な活動を通して、二本松市の歴史や文化、古くからの伝統に触れることにより、こどもたちの健全な育成を図る事業です。
- ◇公民館活動として多様な体験学習機会の提供も行っています。

- 総合的学習の時間でにほんまつ城報館見学や戒石銘等の史跡巡りの学習において交通費等の支援を行いました。
- 青少年期における体験活動の重要性を踏まえ、各公民館において創作やスポーツなど、様々な活動を実施しました。

【計画期間の方向性】

- 今後も継続してこどもたちの文化活動等の実施を行っていきます。また、公民館を中心とする青少年体験活動において、社会教育委員の関わりを強化していきます。

2-(4)-③	「遊び」を通じた「生きる力」の育成	子育て支援課	
---------	-------------------	--------	--

【事業内容と評価】

- ◇児童厚生員が中心となり、児童館等において児童に健全な遊びを提供し、児童の情操及び健康の増進を図ることを目的とする事業です。
- 児童厚生員による遊びの提供を実施しました。

【計画期間の方向性】

- 積極的な外部団体との連携を取り入れ、利用するこどもたちの「生きる力」を育んでいきます。

2-(4)-④	乳幼児とのふれあい体験	学校教育課	
---------	-------------	-------	--

【事業内容と評価】

- ◇思春期の男女を対象に、幼稚園や保育所、認定こども園等における乳幼児とのふれあい体験学習を推進する事業です。
- 中学生において乳幼児とのふれあい体験学習を推進しました。

【計画期間の方向性】

- 事業の更なる充実を図り、今後も継続して実施していきます。

(5) 健やかな身体の育成

課題と施策の方向性

身体を使った自由な遊びの体験やスポーツは、身体能力の向上や健康の維持のほか、創造力や自主性、主体性、さらには様々な世代との交流を通じた社会性やコミュニケーション能力の向上が図られ、こどもの健やかな成長につながります。

市では、こどもが安心して遊ぶことができる屋内遊び場や屋外公園の整備のほか、スポーツ教室への推進委員の派遣、スポーツ少年団への支援を通じ、健康で心豊かなライフスタイルを築くスポーツ活動の推進を図っています。

こどもたちの社会性や創造力を育み、健やかな成長の支援につながるよう、引き続き、団体や事業者等と連携を図り、こどもがスポーツ活動等に親しめる環境づくりに取り組むとともに、こどもたちが運動習慣を確立できるよう、また、運動への興味・関心が向上できるよう、スポーツの楽しさや継続することの大切さを体得させることを目指します。

取組・事業

2-(5)-①	生涯スポーツの振興	生涯学習課	貧困教育
---------	-----------	-------	------

【事業内容と評価】

- ◇多くの市民がこどもの頃から定期的にスポーツに親しむことができるよう、環境の整備や施設の活用などを行う事業です。
- 総合型スポーツクラブの運営や各種スポーツイベントの助成を行うとともに、施設整備、選手の育成・強化を進めてきました。

【計画期間の方向性】

- スポーツを始めるきっかけづくりとして、手軽に実践でき習慣化しやすい運動等を推進し、健康な心と体を育みます。
- スポーツの楽しさを実感し、高い目標を持って成長できる選手の育成に努めます。

2-(5)-②	スポーツ少年団	生涯学習課	貧困教育
---------	---------	-------	------

【事業内容と評価】

- ◇各種スポーツ競技（球技・武道等）を実施するスポーツ少年団に対して、その活動費を助成する事業です。
- 各スポーツ少年団に対して、活動費助成を実施しました。

【計画期間の方向性】

- 活動費助成を継続し、スポーツ少年団活動の充実を図っていきます。

2-(5)-③	屋内遊び場の運営と設備更新	子育て支援課	
---------	---------------	--------	--

【事業内容と評価】

◇遊具等を活用した体力向上を目指し、こどもが安心して遊ぶことができる屋内遊び場の運営を計画的に推進する事業です。

□コロナ禍もあり入場制限を厳しくした時期もありましたが、令和5年度には100万人の来場を記録し、市内外の子育て世帯にとって周知の施設となっています。

【計画期間の方向性】

○「こどもが安心して遊ぶことができる場所」として、その時期に適切な遊びを提供できるような設備の更新、施設環境の改善（空調修繕等）について、計画的に推進していきます。

2-(5)-④	都市公園等の適正配置	都市計画課	
---------	------------	-------	--

【事業内容と評価】

◇遊具等を活用した体力向上を目指し、こどもが安心して遊ぶことができる屋外公園の活用を計画的に推進する事業です。

□遊具の定期点検を実施し、点検結果を踏まえ安全に安心して利用できるよう整備等を行いました。

【計画期間の方向性】

○こどもが安心して遊ぶことができるように、公園の施設を充実させ利用促進を図ります。

基本目標3 子育て家庭への支援

(1) 子育て世帯への経済的支援

課題と施策の方向性

アンケート結果では、子育て支援として「高校や大学の進学費用負担軽減」を望む声が小学生の保護者から6割以上ありました。

市では、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担うこどもの健やかな成長に資することを目的として、児童手当の支給や保育所・幼稚園・認定こども園などの無償化、保育所の保育料軽減のほか、令和5年2月から開始した出産・子育て応援給付金の支給等を行い、子育て世帯への経済的支援の拡充を図っています。

経済的な理由でこどもを産み育てることが困難な状況にならないよう、今後も引き続き、子育て家庭に対する各種経済的支援を行い、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

取組・事業

3-(1)-①	出産祝金（笑顔さんさん祝金）	子育て支援課	
---------	----------------	--------	--

【事業内容と評価】

◇出産を祝うとともに、子育てを支援するために祝い金を支給する事業です。

◇年間の出生数の3分の1程度が第三子以上であり、多子世帯への支援として実施しています。

□第一子1万円、第二子5万円、第三子5万円だった祝金を、令和5年度より「第三子以降10万円」として実施しました。

【計画期間の方向性】

○他の子育て支援策と合わせて、より子育て支援を強化できるような事業を検討していきます。

3-(1)-②	児童手当	子育て支援課	貧困 経済
---------	------	--------	----------

【事業内容と評価】

◇家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成・資質の向上を目的として、国の制度に基づき保護者に児童手当を支給する事業です。

□令和6年10月からの制度改正への移行については、市民への周知を含め遅滞なく実施することができました。

【計画期間の方向性】

○今後も国の制度に基づき、実施していきます。

3-(1)-③	幼児教育・保育の無償化	子育て支援課	貧困 経済
---------	-------------	--------	----------

【事業内容と評価】

- ◇保育所・幼稚園・認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全てのこどもたちの施設利用料の無償化を行う事業です。
- ◇0歳から2歳までのこどもたちについても、住民税非課税世帯を対象として施設利用料の無償化をしています。
- 保育所・幼稚園・認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全てのこどもたち、及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもたちについて、施設利用料の無償化を行いました。

【計画期間の方向性】

○今後も継続して実施していきます。

3-(1)-④	保育所等保育料軽減（保育料助成）	子育て支援課	貧困 経済
---------	------------------	--------	----------

【事業内容と評価】

- ◇保育所等保育料を国の徴収金基準額より低額（基準額の80％）に設定し、子育てに伴う経済的な負担の軽減を図る事業です。
- ◇更なる子育て支援対策として、保育所・認定こども園保育料の一部を助成する事業です。
- 幼児教育・保育の無償化の対象とならない、0歳児から2歳児の保育料及び3歳児以上の副食費について第2子以降の助成を実施しました。

【計画期間の方向性】

○今後も継続して実施していきます。

3-(1)-⑤	子ども医療費助成	国保年金課	貧困 経済
---------	----------	-------	----------

【事業内容と評価】

- ◇出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこどもの医療費を助成する事業です。
- こどもの医療費助成を行い、保護者の負担軽減とこどもの健全な育成及び福祉の増進を図りました。

【計画期間の方向性】

○今後も継続して実施していきます。

3-(1)-⑥	実費徴収に係る補足給付	子育て支援課	貧困 経済
---------	-------------	--------	----------

【事業内容と評価】

◇保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

□特定教育・保育施設等に係る費用等の助成を実施しました。

【計画期間の方向性】

○今後も継続して、事業を実施していきます。

3-(1)-⑦	就学援助（学校教材、遠距離通学、高等学校通学費）	学校教育課 教育総務課	貧困 教育
---------	--------------------------	----------------	----------

【事業内容と評価】

◇学校教材費助成は、学校教育法第19条に基づき、経済的理由により就学困難と認められる小学校及び中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対し、必要な援助を行う事業です。

◇遠距離通学助成は、市内の小・中学校に遠距離通学している児童・生徒に対し、通学費を助成する事業です。

◇高等学校通学費助成は、高等学校等の遠距離通学者（自宅から学校もしくは自宅の最寄り駅までの道のりが10キロ以上）の保護者に対し、通学費を助成する事業です。

□経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費などの経費を助成しました。

□遠距離通学児童・生徒に対し、通学費の助成やバス定期券の給付等を行い、保護者負担の軽減と、通学時の安全及び教育の機会均等が確保されました。

□対象となる生徒をもつ保護者に対し、広報、ウェブサイトによる周知や中学3年生保護者に対する周知を行うことで事業周知を図り、該当者に対し通学費の支援を行い、保護者の経済的負担軽減に務めました。

【計画期間の方向性】

○該当者に対する周知と支援に努めながら、今後も継続して実施していきます。

(2) ひとり親家庭への支援

課題と施策の方向性

子育てと生計の担い手という二重の役割を1人で担っているひとり親家庭では、様々な困難に直面しており、母子家庭では、就業面で不利な状況に置かれている人が多く、一方、父子家庭では、家事・子育てなどの生活面で不便を感じる人が多くなっています。

全国的にひとり親家庭が増加する傾向にあり、市においても、ひとり親家庭への経済的・精神的な支援が求められています。ひとり親家庭の自立に向け、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費確保支援」、「経済的支援」を総合的に展開していく必要があります。

ひとり親家庭の孤立を防ぎ、必要な支援に確実につなげ、親と子が地域で安心して暮らしていけるよう、今後も引き続き、ひとり親家庭の精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実を推進するとともに、国や関係機関と連携しながら、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するための総合的な支援を図ります。

取組・事業

3-(2)-①	母子父子福祉資金貸付金	子育て支援課	貧困 経済
---------	-------------	--------	----------

【事業内容と評価】

◇母子父子寡婦家庭の生活の安定や児童の福祉向上のため、福島県で各種資金を無利子で貸付ける事業です。

□県が行う各種資金の受付窓口業務を行いました。

【計画期間の方向性】

○ニーズに応じて窓口対応を充実させるよう努めていきます。

3-(2)-②	児童扶養手当	子育て支援課	貧困 経済
---------	--------	--------	----------

【事業内容と評価】

◇ひとり親家庭等の生活の安定と自立の支援、児童福祉の増進を図るため、児童が満18歳に到達した年度末（児童に一定の障がいがある場合は20歳になった月）まで手当を支給する事業です。

□ひとり親家庭等に対する生活の安定と自立支援のために、国の制度改正に対応して事業を行いました。

【計画期間の方向性】

○今後も国の制度に基づき、実施していきます。

3-(2)-③	ひとり親家庭医療費助成	子育て支援課	貧困 経済
---------	-------------	--------	----------

【事業内容と評価】

◇ひとり親家庭等を対象に、医療費を受診月ごとに1世帯として合算し、1,000円を超えた金額を助成する事業です。

□ひとり親家庭等の医療費の助成を行い、生活費を支援しました。

【計画期間の方向性】

○今後も県の要綱に基づき、実施していきます。

3-(2)-④	母子父子家庭自立支援給付金事業	子育て支援課	貧困 就労
---------	-----------------	--------	----------

【事業内容と評価】

◇母子父子家庭の自立支援促進のため、生活の安定に資する資格の取得並びに主体的な能力開発の支援に必要な費用を助成する事業です。

□資格取得等の支援に必要な費用を助成するものですが、利用実績が少なかったため、更に周知を図る必要があります。

【計画期間の方向性】

○制度の周知を含め、継続して実施していきます。

3-(2)-⑤	《新規》ひとり親家庭高等職業訓練促進等給付金事業	子育て支援課	貧困 就労
---------	--------------------------	--------	----------

【事業内容と評価】

◇ひとり親家庭の経済的な自立促進のため、就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち一定期間について給付金を支給する等の事業です。

□ひとり親家庭の経済的な自立促進のため、資格取得等の費用の一部を助成するものですが、利用実績が少なかったため、更に周知を図る必要があります。

【計画期間の方向性】

○制度の周知に努め、継続して実施していきます。

(3) 協力し合い子育てできる社会の推進

課題と施策の方向性

子育てや介護をしながら活躍するためには、心身の健康が重要であり、ワーク・ライフ・バランスの実現が求められます。具体的には、労働時間の抑制や年次有給休暇の取得促進、テレワークの推進など、多様な働き方への職場理解が不可欠です。

家事や育児の負担を軽減するためには、保育サービスの充実や育児休業を取得しやすい職場環境の整備が重要で、また、男性の家事・子育てへの参画促進や多様な働き方を選べる環境づくりも求められています。

アンケート結果では、就労者の育児休業取得状況で母親は約8割が取得しているのに対し、父親は約1割と大きな差が生じています。これは、忙しさや職場の雰囲気の影響しており、更なる子育て支援の充実が必要となっています。

男性の家事・子育てへの主体的な参画促進や男女ともに希望に応じて多様な働き方を選択することができる就業環境の整備の促進に向けた支援、労働環境に関する情報提供や相談・支援制度等の周知等を推進し、地域に対する意識啓発を進めていきます。

取組・事業

3-(3)-①	ワーク・ライフ・バランスの推進	子育て支援課 秘書政策課 商工課	貧困 就労
---------	-----------------	------------------------	----------

【事業内容と評価】

◇福島県男女共生センター等関係機関と連携し、個々の働き方や家庭生活・地域生活の見直し等についての普及・啓発を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進する事業です。

□県が実施している「働き方改革支援奨励金」等の広報を実施しました。

□福島県男女共生センター等が開催する事業の周知に努めたことで、ワーク・ライフ・バランスの推進を図りました。

□県が実施する幸福度調査に協力し、若者世代のニーズ把握に務めました。

【計画期間の方向性】

○今後も継続してワーク・ライフ・バランスを推進します。

3-(3)-②	仕事と子育ての両立支援	子育て支援課 商工課 人事行政課 秘書政策課	貧困 就労
---------	-------------	---------------------------------	----------

【事業内容と評価】

- ◇各事業所（市役所含）に育児・介護休業制度の普及を図り、男性も取得しやすい環境の整備を推進する事業です。
- ◇女性の就労の機会を大きく改善する企業内保育サービスの実施を事業主に要請し、普及促進を図る事業です。
- ◇男女共同参画を推進するための啓発を行う事業です。
- 県が実施している「働き方改革支援奨励金」等の広報を実施しました。
- 福島県が推進する育パパセミナー等の普及啓発を行いました。
- 移住・定住促進のための各種助成金・奨励金を支給することで、市外からの転入者の増加と定住化を図りました。
- 民間事業者により企業主導型保育施設が実施されていますが、今後も普及促進を図る必要があります。

【計画期間の方向性】

- 今後も継続して、育児・介護休業制度の利用促進と、企業内保育サービスの普及促進及び啓発活動を実施していきます。

基本目標4 安心・安全な子育て社会の推進

(1) こどもを守る取組の推進

課題と施策の方向性

いじめ、不登校、貧困などの課題が複雑化している中、学校だけでなく家庭や地域との連携が求められています。良質な教育を提供するためには、地域住民や保護者の協力が必要です。未来を担うこどもたちが夢を持ち幸せに成長できるよう、共に支え合う体制が重要です。

アンケート結果では、「ヤングケアラー」の認知度は小学5・6年生で約8割、中学2・3年生で約5割が知らないと回答しています。また、こどもたちは「友だちと過ごせる場所」や「自由にできる場所」を求めており、4割が勉強や食事の支援を利用したいと考えています。

将来を担うこどもたちが、夢と希望を持ち健やかに成長できるよう、また、虐待やいじめ等の権利の侵害や、貧困の状況にある家庭等、困難に直面することと子育て当事者が幸せに暮らしていくことができるよう、多機関により情報を共有することで、それぞれの課題に適切に対応し、速やかで誠実な支援につなげます。

取組・事業

4-(1)-①	《新規》いじめ防止対策の推進	学校教育課	
---------	----------------	-------	--

【事業内容と評価】

◇いじめ問題対策委員会を設置し、小学校及び中学校におけるいじめの防止等のための対策の推進について調査審議を行う事業です。

□これまでも年2回委員会を開催し、いじめ防止対策の普及推進を図ってきました。

【計画期間の方向性】

○今後も継続して事業を推進します。

4-(1)-②	要保護児童対策地域協議会（児童虐待ネットワークの整備）	こども家庭課	
---------	-----------------------------	--------	--

【事業内容と評価】

◇地域全体でこどもの虐待を防止するため「要保護児童対策地域協議会」を中心として、ネットワークの整備・充実を図る事業です。

□要保護児童対策地域協議会の各関係機関が連携し情報の共有化を図り、要保護児童や特定妊婦の支援につなげました。

【計画期間の方向性】

○要保護児童対策地域協議会の関係機関がより緊密な連携を図り、児童虐待等を早期に発見し迅速かつ的確に対応するため、要保護児童対策地域協議会の機能強化に向け、調整担当者及び関係機関職員等の資質向上に取り組んでいきます。

4-(1)-③	養育支援訪問事業	こども家庭課	貧困生活
---------	----------	--------	------

【事業内容】

◇乳児家庭全戸訪問事業等により、養育支援が特に必要と判断された児童及びその保護者等を対象に、その家庭を保健師や助産師などの専門職が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【計画期間の方向性】

- 養育を支援することが特に必要と認められる家庭へ、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談・指導等の必要な支援を実施していきます。
- 本事業は令和6年度から、保健師等による専門的相談支援となり、今後も引き続き継続して実施していきます。

※計画期間における量の見込みは95ページに掲載

4-(1)-④	《新規》子育て世帯訪問支援事業	こども家庭課	
---------	-----------------	--------	--

【事業内容】

◇対象家庭を訪問し、家事支援もしくは育児・養育支援を行うことを基本に、家庭の状況に合わせ、子育てに関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、母子保健・子育て支援施策等に関する情報提供、支援対象者や児童の状況・養育環境の把握を行う事業です。

【計画期間の方向性】

- 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴します。
- 家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

※計画期間における量の見込みは102ページに掲載

4-(1)-⑤	《新規》ヤングケアラーへの支援	こども家庭課 高齢福祉課 学校教育課	
---------	-----------------	--------------------------	--

【事業内容】

◇ヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者）の各種啓発を行い、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、ヤングケアラーの把握に努め、必要な支援を行う事業です。

【計画期間の方向性】

- リーフレット配布等による周知・啓発及び相談窓口の設置により、早期発見につなげるとともに、関係機関の強化を図り、こども本人の意向に寄り添いながら支援につなぎます。
- ヤングケアラー支援者に対する研修を行い、現場で応用・活用できる知識を身につけ、適切な支援につなげていきます。
- ヤングケアラーを把握し支援につなげるため、学校等の関係機関を通じて、実態調査の実施を検討します。

4-(1)-⑥	《新規》こどもの貧困対策	子育て支援課 学校教育課 福祉課 こども家庭課	
---------	--------------	----------------------------------	--

【事業内容】

- ◇こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、家庭の状況に関わらず、すべてのこどもが質の高い教育を受け、多様な経験を通じて成長できるよう、教育費負担の軽減や、学習支援等を行う事業です。
- ◇経済的に困窮している子育て世帯に対し、生活支援や経済的支援保護者の就労支援等を実施する事業です。

【計画期間の方向性】

- 貧困状態にある家庭では、心身の健康、家庭、人間関係など、複雑で多様な問題を複合的に抱えていることから、相談しやすい体制づくりの整備とともに、関係機関と情報共有し支援につなげていきます。

4-(1)-⑦	生活保護	福祉課	貧困 経済
---------	------	-----	----------

【事業内容と評価】

- ◇生活保護は、国が最低生活を保障し、一日も早く自分の力で生活できるように手助けする制度です。
- 国で定めた基準に基づく生活保護費の扶助や家庭訪問等により、育児不安の解消や児童虐待等の予防に努めました。

【計画期間の方向性】

- 国基準に基づき、継続実施していきます。

4-(1)-⑧	生活困窮者自立支援	福祉課	貧困 経済
---------	-----------	-----	----------

【事業内容と評価】

- ◇生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、経済的課題に関する包括的な相談支援や就労に関する支援などを実施し、生活困窮者の自立の促進を図る事業です。
- 二本松市社会福祉協議会内に「二本松市生活相談センター」を委託開設し、困窮する子育て世帯に対して、経済的課題に関する相談支援や就労に関する支援等を実施しました。

【計画期間の方向性】

- 生活困窮者の自立促進を図るため、今後も継続して実施していきます。

4-(1)-⑨	《新規》 こども・若者の居場所づくり	こども家庭課 子育て支援課 生涯学習課	
---------	--------------------	---------------------------	--

【事業内容】

◇放課後や長期休業中などに、こども・若者が安心安全にリラックスして過ごせる、こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進します。

【計画期間の方向性】

○こども食堂のあり方について、市内の活動団体や他の取り組みとの連携など、市としての関わり方や支援など総合的に検討していきます。

(2) 困難を抱える子どもへの支援

課題と施策の方向性

障がいや発達の遅れなどのある子どもが、地域でそれぞれの特性や状況に応じた質の高い教育や支援を受けることができ、未就学児から就学児まで一貫して必要な支援を受けるためには、関係機関との密な連携と障がい児福祉の更なる充実が重要であり、また、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児等が、安心して保健・医療・福祉及び教育のサービスを総合的に受けられるようにする必要があります。

こどもの自立と社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、その家庭の経済的負担を軽減するとともに、障がいや発達の遅れなどのあるこどもの状態や家庭の状況に応じた相談支援や療育体制の充実を図り、身体面、精神面、経済面で困難を抱える子どもとその家族への支援を推進します。

また、日本語指導が必要な帰国児童・生徒、外国人児童・生徒に関しては、日本語指導や学校生活適応指導を中心に実態に即した指導・相談支援を行い、言語や文化に違いがあっても、共に地域社会で暮らしていけるよう「多文化共生のまち」を推進します。

取組・事業

4-(2)-①	児童発達支援、放課後等デイサービス	福祉課	
---------	-------------------	-----	--

【事業内容と評価】

- ◇障がい児を対象に、日常生活における基本的な指導、集団生活への適応訓練等を行う事業です。
- ニーズが増加しているため、相談支援専門員と調整のうえ、支援を要する障がい児に対し必要なサービスの支給決定を行いました。

【計画期間の方向性】

- 事業所における質の向上のための指導を適宜行うとともに、必要なサービスの支給決定を行っていきます。

4-(2)-②	居宅介護	福祉課	
---------	------	-----	--

【事業内容と評価】

- ◇日常生活を営むのに支障がある障がい児を対象に、身体介護・家事援助などの日常生活の支援を行う事業です。
- 利用者の意向を踏まえ、必要なサービスの支給決定を行いました。

【計画期間の方向性】

○引き続き、利用者に応じたサービスの提供を行うとともに、潜在的なサービスの需要の把握に努めます。

4-(2)-③	短期入所	福祉課	
---------	------	-----	--

【事業内容と評価】

◇保護者の疾病その他の理由で、家庭で介護することが一時的に困難となった障がい児を対象に必要な支援を行う事業です。

□市内にはまだ施設がありませんが、市外の施設利用に際して、必要なサービスの支給決定を行いました。

【計画期間の方向性】

○緊急時における対応の受皿としても重要であり、地域生活支援拠点等整備事業等と組み合わせた対応を行っていきます。

4-(2)-④	相談支援事業	福祉課	
---------	--------	-----	--

【事業内容と評価】

◇在宅の障がい児の生活を支援するため、相談や療育指導が受けられるように、各種福祉サービスの情報提供や調整を行う事業です。

□相談支援事業者と連携しながら、障がい児がサービスをスムーズに利用できるよう努めるとともに、モニタリング内容の確認により適切なサービス提供に努めました。

【計画期間の方向性】

○引き続き、相談支援事業者の利用促進を進めるとともに、ケース会議等の開催により個々の事案の対応の充実を図っていきます。

4-(2)-⑤	障害児福祉手当・特別児童扶養手当	福祉課	
---------	------------------	-----	--

【事業内容と評価】

◇在宅の重度障がい児を対象に、障害児福祉手当を支給する事業です。

□申請に基づき、支給決定等の事務手続を適正に行いました。

【計画期間の方向性】

○広報紙などによる制度の周知を行うとともに、支給決定等に係る適切な事務を行っていきます。

4-(2)-⑥	障がい児教育の充実	学校教育課	
---------	-----------	-------	--

【事業内容と評価】

◇心身に障がいのある幼児・児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自己実現を促進するため、本人及び保護者のニーズに応じた適切な就学相談並びに特別支援教育を実施する事業です。

☐心身に障がいのある幼児や児童・生徒と保護者に対し、本人及び保護者のニーズに応じた適切な就学相談を実施しました。

☐校長と特別支援教育を担当する教員に対し、特別支援教育に係る研修を実施しました。

【計画期間の方向性】

○今後も継続して実施していきます。

4-(2)-⑦	日常生活用具給付・補装具費支給	福祉課	
---------	-----------------	-----	--

【事業内容と評価】

◇日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付や補装具費の支給を行う事業です。

☐支給申請に対し必要な調査を実施のうえ、支給決定等の事務を適切に行いました。

【計画期間の方向性】

○広報紙などによる制度の周知を行うとともに、支給決定等に係る適切な事務を行っていきます。

4-(2)-⑧	移動支援事業	福祉課	
---------	--------	-----	--

【事業内容と評価】

◇屋外での移動が困難な障がい児について、余暇活動等における社会参加のための移動を支援する事業です。

☐利用者の意向を踏まえ、必要なサービスの支給決定を行いました。

【計画期間の方向性】

○利用者のニーズの把握に努めるとともに、サービス提供事業者が少ないことから、事業参画の推進を図ります。

4-(2)-⑨	日中一時支援事業	福祉課	
---------	----------	-----	--

【事業内容と評価】

◇保護者の就労支援や一時的休息のため、障がい児の日中活動の場の提供、見守りまたは社会に適応するための日常的訓練の場を提供する事業です。

☐利用者の意向を踏まえ、必要なサービスの支給決定を行いました。

【計画期間の方向性】

○広報紙などによる制度の周知を行うとともに、支給決定等に係る適切な事務を行っていきます。

4-(2)-⑩	発達障がい児に対する支援体制の構築 (すくすく広場等)	福祉課 こども家庭課 子育て支援課 学校教育課	
---------	--------------------------------	----------------------------------	--

【事業内容と評価】

- ◇心身に障がいの心配がある幼児とその保護者を対象に、親子遊びやグループワークを通じて療育相談や参加者同士の交流の場を提供し、地域での生活を支援する事業です。
- 発達障がいまたは発達に心配がある幼児とその保護者に対し、地域における生活を支えるため身近な地域ですくすく広場等を開催し、療育相談等が受けられる療育機能の充実を図りました。
- 保健師と連携し、あだち地方地域自立支援協議会子ども支援部会でサービスにつながない未就学児を対象に事業を行い、保護者へ必要な情報の提供を行うことができました。
- 就学時健診により、支援の必要な児童の把握に努めました。また、支援が必要な児童が在籍する学校に介助員を配置しました。

【計画期間の方向性】

- 発達障がい児における支援体制の構築（すくすく広場、あだち地方地域自立支援協議会子ども支援部会等）を図り、今後も継続して実施していきます。

4-(2)-⑪	外国人のこどもや帰国したこどもへの支援	子育て支援課 学校教育課 こども家庭課	
---------	---------------------	---------------------------	--

【事業内容と評価】

- ◇外国人のこどもや帰国子女、また、その保護者がもつ不安の解消に向けて、必要な支援をする事業です。
- 非常勤講師を配置し、日本語指導を行いました。

【計画期間の方向性】

- 外国人などに配慮した子育て支援の情報提供や相談に対応できるよう、今後も支援体制の整備に取り組みます。

(3) こどもの安全確保推進と地域における子育て支援

課題と施策の方向性

こどもを犯罪被害や交通事故、また、近年多発している災害から守るためには、社会全体での取り組みが重要で、子育て世帯が住み続けたいと思えるような子育てにやさしい安心・安全なまちづくりとして、防犯・防災対策を強化する必要があります。

こどもたちが安全に学校生活を送ることができるよう、警察、行政、保育所、幼稚園、学校、地域住民の防犯・防災への協力体制を強化し、地域ぐるみの見守りを推進するとともに、こども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災教育への取り組みや、危機管理への意識を高める地域活動への支援を推進します。

取組・事業

4-(3)-①	交通安全教育の推進	生活環境課 学校教育課	
---------	-----------	----------------	--

【事業内容と評価】

◇地域における交通安全教育関係者等との連携・協力体制の強化を図り、各季交通安全運動期間中に各学校・幼稚園・保育所等がそれぞれ主体となって実施する参加・体験・実践型の交通安全教育を支援する事業です。

□警察署の協力を得ながら、交通安全に関する講話、体験活動を実施しました。

□関係団体と連携して、計画どおり交通安全運動の施策を推進することができました。

【計画期間の方向性】

○こどもを交通事故から守るために、各種団体が行う啓発活動やイベントなど、今後も交通安全教育の推進を支援していきます。

4-(3)-②	道路環境の整備（街路灯設置）	土木課	
---------	----------------	-----	--

【事業内容と評価】

◇地域の安全の確保と安心できる地域を目指すため、街路灯（LED）を設置する事業です。

□計画的に街路灯を設置し、地域の安全確保に努めました。

【計画期間の方向性】

○今後も継続して実施していきます。

4-(3)-③	通学路の安全確保	土木課 学校教育課 都市計画課	
---------	----------	-----------------------	--

【事業内容と評価】

- ◇ガードレールやスクールゾーンの設置など通学路の整備を推進する事業です。
- ◇バリアフリーに配慮した歩道の整備、信号機・ガードレールなど交通安全施設の整備を図るとともに、車両通行規制等、こどもが安心して通行できる道路環境の整備を推進する事業です。
- こどもが安心して通学できる通学路の安全を確保するため、道路・歩道の整備と維持管理を推進しました。
- 県・市・警察の関係部署の協力を得ながら、通学路点検を実施しました。

【計画期間の方向性】

- 地域と協力しながら、今後も通学路の安全確保を推進します。

4-(3)-④	生活空間の環境保全	生活環境課	
---------	-----------	-------	--

【事業内容と評価】

- ◇水や大気、土壌等の汚染を防ぎ、こどもや親子が安心して遊び、健康に過ごせるよう環境の保全を推進する事業です。
- 二本松市環境基本条例や二本松市ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例等に基づき、生活空間の環境保全を推進しました。

【計画期間の方向性】

- 水や大気、土壌等の汚染防止に取り組めます。
- ポイ捨てのない快適なまちづくりの推進を行います。

4-(3)-⑤	有害図書等の浄化活動	生涯学習課 生活環境課	
---------	------------	----------------	--

【事業内容と評価】

- ◇PTA・少年センター・防犯協会・地域安全パトロール隊・更生保護女性会などの防犯活動ボランティア及び警察署と連携して、こどもの健全育成にとって有害となるような環境の浄化活動を推進する事業です。
- 少年センター、地区青少年健全育成推進協議会及び警察署と連携して、こどもの健全育成にとって有害となるような環境の浄化活動に取り組みました。
- 防犯関係団体と連携して、少年非行防止と健全育成活動を推進しました。

【計画期間の方向性】

- 環境美化活動の継続とSNS等の情報リテラシー向上を推進していきます。
- こどもの健全育成にとって有害となるような環境の浄化活動を推進していきます。

4-(3)-⑥	地域安全パトロール隊	生活環境課	
---------	------------	-------	--

【事業内容と評価】

- ◇各地域隊員がそれぞれの地域の状況に応じて、徒歩や車で定期的に市内の巡視等を行い、市民生活の安全確保と犯罪のない地域づくりに努める事業です。
- 地域安全パトロール隊による市内の定期巡回を行うなど、計画どおり施策を推進することができました。

【計画期間の方向性】

- 各地域隊員による定期的な市内の巡視を行うなど、市民生活の安全確保と犯罪のない地域づくりを推進していきます。

4-(3)-⑦	広報・啓発	生活環境課	
---------	-------	-------	--

【事業内容と評価】

- ◇こどもをはじめとする市民の安全を守り、安心して暮らせるまちづくりのために広報活動や啓発活動を推進する事業です。
- 計画どおり施策を推進することができました。

【計画期間の方向性】

- 市民の安全・安心のための広報活動や啓発活動を推進していきます。

4-(3)-⑧	児童福祉施設等整備事業	子育て支援課	
---------	-------------	--------	--

【事業内容と評価】

- ◇地域の幼児教育・保育や学童保育、子育て支援に対する様々なニーズに対応し、子育て支援の充実・拡大を図るため、必要に応じ複合的な児童福祉施設等の整備を推進する事業です。
- 児童福祉施設の運営や整備について適切に実施しました。

【計画期間の方向性】

- 引き続き、適切な施設運営を行い、必要に応じて民間委託を検討していきます。

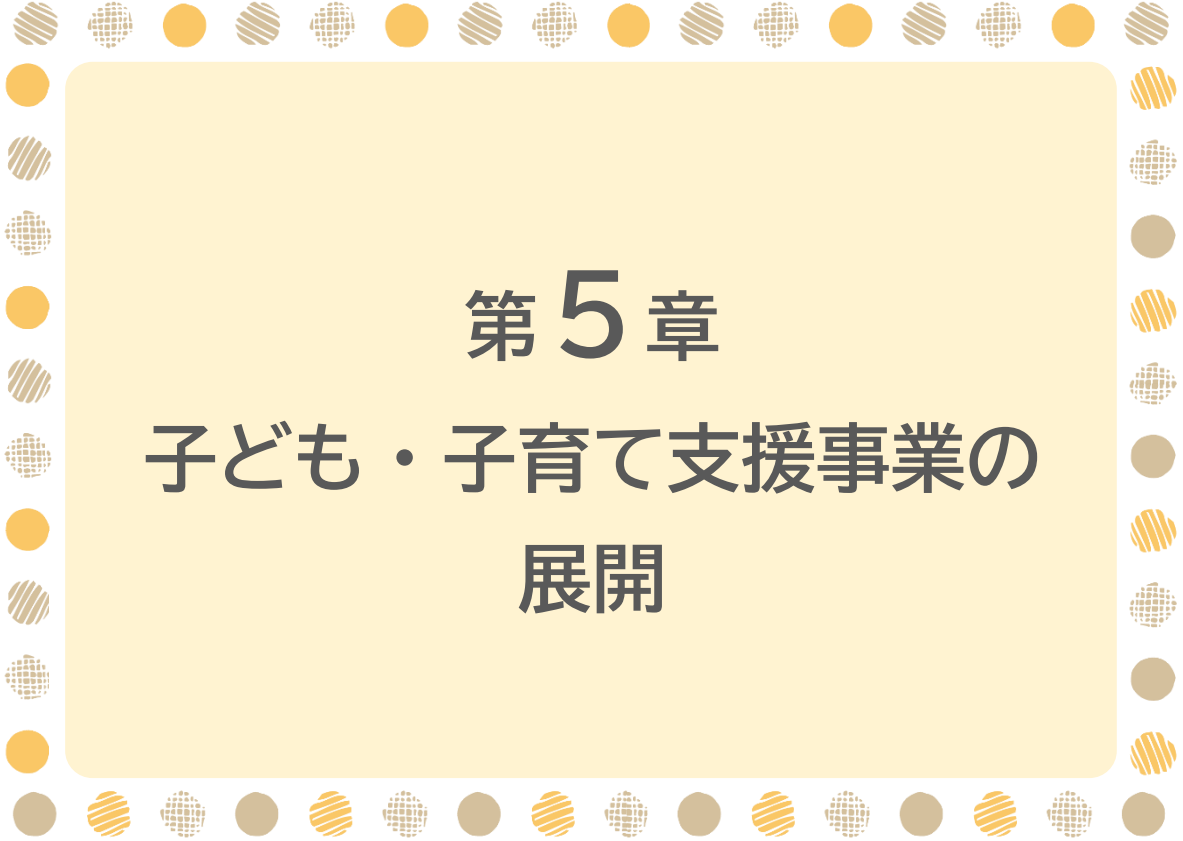
4-(3)-⑨	《新規》防災教育	学校教育課	
---------	----------	-------	--

【事業内容と評価】

- ◇いつ起こるかわからない災害等に備え、自身の身を守り、安全な生活を送るために必要な知識や行動について、その重要性を学ぶ事業です。
- これまでも、各学校単位で、避難訓練等を通じて地域事情に関連した防災意識の醸成に努めました。

【計画期間の方向性】

- 今後も、継続して防災・減災についての学びの場を提供していきます。



第5章

子ども・子育て支援事業の 展開

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育事業等の提供域

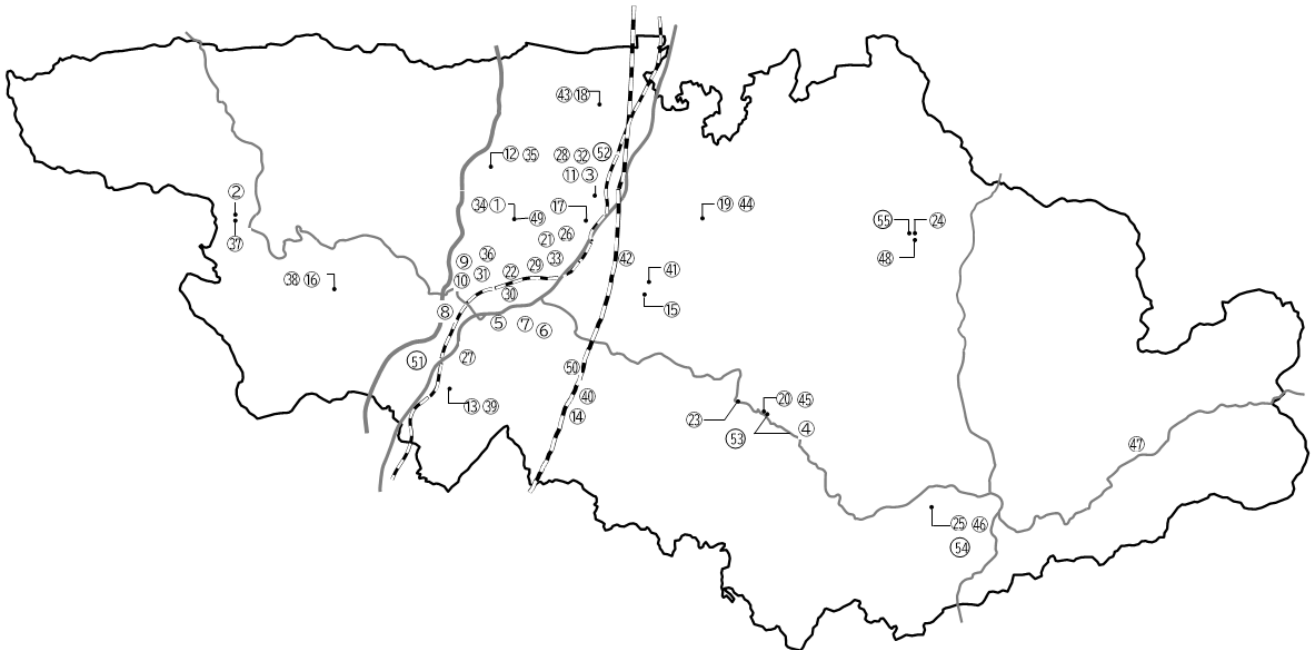
(1) 乳幼児期における保育・教育の充実

国の基本指針は、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること」と規定しています。

また、「この場合において、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、小学校就学前子どもの区分（以下「認定区分」という。）ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。」とも規定しています。

本市においては、この区域設定について、市町合併前の旧市町（二本松、安達、岩代、東和）4地域を基本的な区域とする考え方が一般的ですが、今回策定する「第三期子ども・子育て支援事業計画」では、計画で定めた目標事業量については設定した提供区域ごとに提供体制の確保方策を定めていく必要があるため、二本松市全域を教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定して、事業を実施していくこととします。

■ 施設位置図



【保育所】

1	にほんまつ保育園【公】	郭内二丁目276番地1
2	あだたら保育所【公】	岳温泉一丁目183番地
3	あだち保育園【公】	油井字田向20番地
4	小浜保育所【公】	小浜字藤町283番地
5	のびのび保育園【私】	金色417番地2
6	ほうとく保育園【私】	高田2番地1
7	ほうとくかばき保育園【私】	冠木82番地1
8	おひさま保育園【私】	高越松ヶ作349番地2
9	つばさ保育園かすみ園【私】	成田町一丁目812番地1
10	きらきら保育園【私】	大壇117番地4
11	アイグラン保育園油井【私】	油井字砂田137番地1

【幼稚園】

12	塩沢幼稚園【公】	塩沢町一丁目238番地1
13	杉田幼稚園【公】	中江195番地1
14	石井幼稚園【公】	平石町365番地1
15	大平幼稚園【公】	太子堂282番地
16	はらせ幼稚園【公】	原セオ木380番地
17	油井幼稚園【公】	油井字台5番地
18	渋川幼稚園【公】	渋川字神明森27番地
19	川崎幼稚園【公】	上川崎字上種田1番地
20	小浜幼稚園【公】	小浜字藤町100番地
21	同朋幼稚園【私】	竹田一丁目193番地
22	二本松カトリック幼稚園【私】	若宮一丁目361番地
23	岩代幼稚園【私】	小浜字新町387番地

【認定こども園】

24	とうわこども園【公】	針道字大町西46番地7
25	いわしろさくらこども園【公】	西新殿字永作10番地
26	認定こども園まゆみ【私】	油井字鶴巻138番地
27	認定こども園子どもの館【私】	中里49番地12
28	認定こども園まゆみがらす【私】	油井字石倉80番地1
29	認定こども園二本松学園【私】	亀谷一丁目28番地

【小規模保育事業所】

30	なかよし保育園【私】	金色393番地6
31	スクルドエンジェル保育園若宮園【私】	若宮二丁目153番地11

【認可外保育施設】

32	チャイルドケアハウスこどもの家【私】	油井字石倉74番地1
----	--------------------	------------

【小学校】

33	二本松南小学校	亀谷二丁目123番地
34	二本松北小学校	郭内一丁目1番地
35	塩沢小学校	塩沢町一丁目238番地1
36	岳下小学校	大壇175番地1
37	安達太良小学校	岳温泉一丁目177番地1
38	原瀬小学校	原セオ木380番地
39	杉田小学校	中江195番地1
40	石井小学校	小高内3番地
41	大平小学校	竹ノ内22番地1
42	油井小学校	油井字台5番地
43	渋川小学校	渋川字神明森27番地
44	川崎小学校	上川崎字上種田1番地
45	小浜小学校	小浜字藤町100番地
46	新殿小学校	西新殿字永作10番地
47	旭小学校	田沢字鳥上44番地
48	東和小学校	針道字大町西46番地

【中学校】

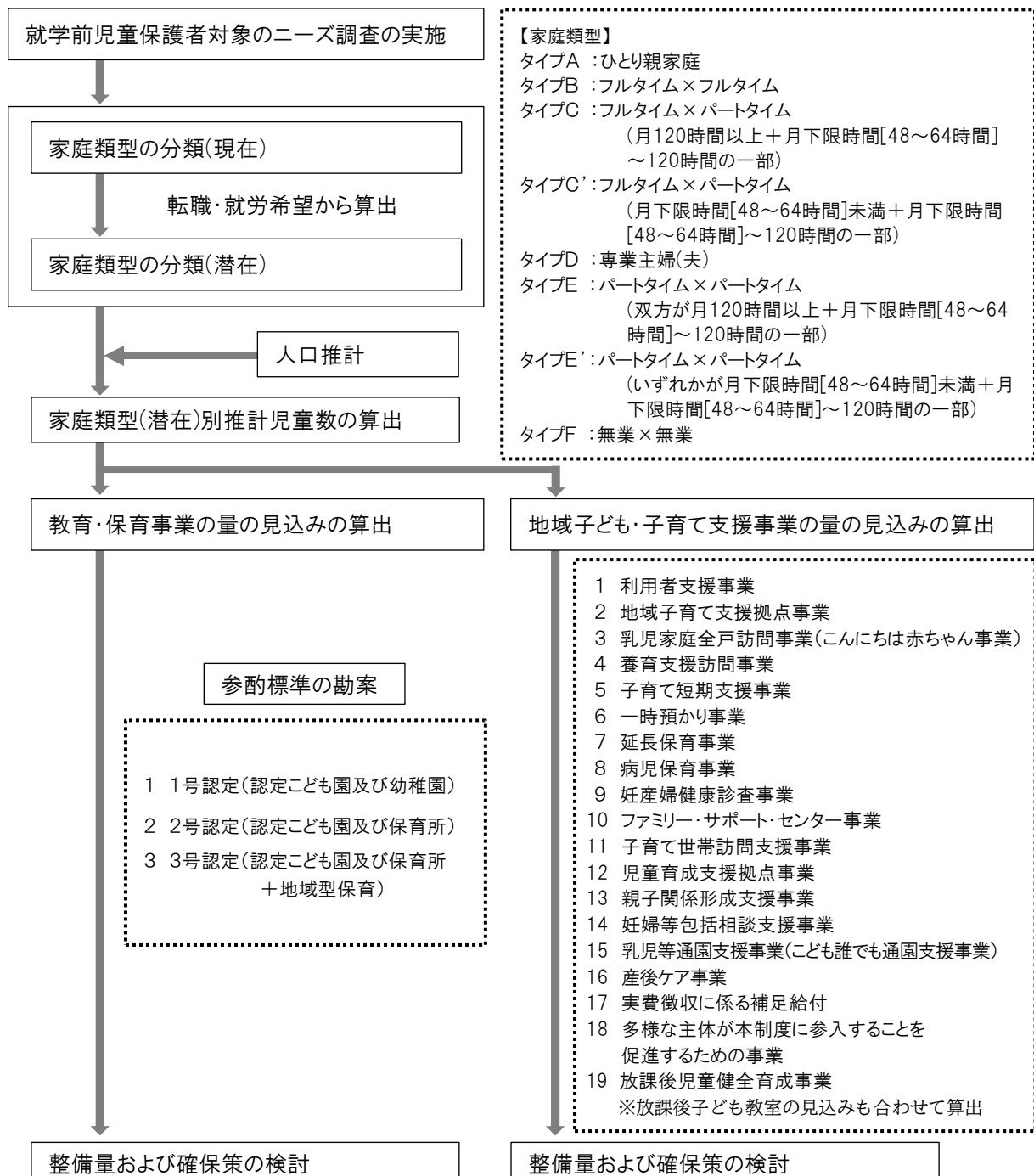
49	二本松第一中学校	郭内二丁目56番地1
50	二本松第二中学校	沖三丁目301番地1
51	二本松第三中学校	大作165番地
52	安達中学校	油井字田向100番地
53	小浜中学校	小浜字反町411番地
54	岩代中学校	西新殿字一本木188番地
55	東和中学校	針道字大町西1番地

2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver.2）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) こども人口の推計

本市のこども人口の推計について、0～5歳では令和6年の1,666人から令和11年には1,309人と推計され、357人（21.4%）の減少が予測されています。一方、6～11歳においても令和6年の2,248人から令和11年には1,733人と推計され、515人（22.9%）の減少が予測されています。

■ こども人口の推移と推計

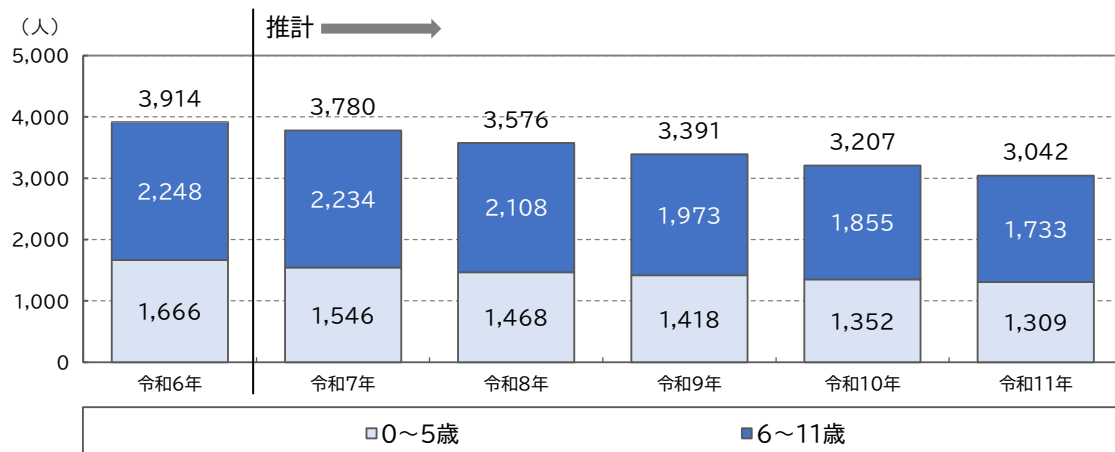
単位：人

	実績値					推計値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～11歳	4,521	4,378	4,275	4,122	3,914	3,780	3,576	3,391	3,207	3,042
0歳	307	268	274	256	212	232	226	219	213	206
1歳	353	315	269	286	254	216	236	230	224	216
2歳	321	353	311	266	282	251	213	233	227	221
3歳	368	316	355	309	270	283	252	214	234	228
4歳	395	364	320	349	301	264	277	246	209	229
5歳	388	392	366	321	347	300	264	276	245	209
0～5歳	2,132	2,008	1,895	1,787	1,666	1,546	1,468	1,418	1,352	1,309
6歳	422	391	395	369	313	344	298	262	274	244
7歳	357	425	398	395	369	313	344	298	261	275
8歳	394	354	422	400	393	369	313	345	298	262
9歳	409	391	357	422	397	391	367	312	344	297
10歳	397	413	394	358	423	398	392	368	313	345
11歳	410	396	414	391	353	419	394	388	365	310
6～11歳	2,389	2,370	2,380	2,335	2,248	2,234	2,108	1,973	1,855	1,733

資料：令和2年～令和6年は、住民基本台帳（各年3月31日）

令和7年～令和11年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

■ こども人口の推計



(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説 明	現状	単位：％	
			潜在	
タイプA	ひとり親家庭	4.9	4.9	
タイプB	フルタイム×フルタイム	54.5	58.5	
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	20.3	18.6	
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	3.7	4.6	
タイプD	専業主婦（夫）	14.9	12.0	
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	1.1	0.9	
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.3	0.3	
タイプF	無業×無業	0.3	0.3	

そして、令和7年度～令和11年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

単位：％（潜在割合）、人（児童数）

家庭類型	潜在割合	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
タイプA	4.9	75	72	69	66	64
タイプB	58.5	905	858	829	789	764
タイプC	18.6	288	273	264	252	244
タイプC'	4.6	71	67	65	62	60
タイプD	12.0	186	177	171	163	158
タイプE	0.9	13	13	12	12	11
タイプE'	0.3	4	4	4	4	4
タイプF	0.3	4	4	4	4	4
推計児童数 (0～5歳)	100.0	1,546	1,468	1,418	1,352	1,309

3 乳幼児期の保育・教育の量の見込み及び確保の状況

(1) 施設型事業

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受入れや預かり保育を行っている園もあります。

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。幼保連携型は、認定こども園法に基づく学校及び児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけを持ち、教育及び保育を一体的に提供する施設です。幼稚園型は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設です（児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません）。保育所型は、保育所に幼稚園の機能を併せ持つ施設です（学校教育法に基づく学校としての法的位置づけは持ちません）。また、地方裁量型は、幼稚園・保育所のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすものです。

現状と課題

- 令和元年度に実施したニーズ調査の結果を基に、以下に示す今後5年間の見込み量を算出し、見込みを満たすよう、教育・保育施設の定員数を確保していきます。また、入園児が定員を大幅に下回る公立幼稚園については、地域の要望等を踏まえながら統廃合を検討します。
- 幼保一体型施設については、第二期計画策定時の市内の認定こども園は5か所でしたが、現在は市内で6か所の認定こども園が運営されています。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～令和11年度	○保育ニーズの高まりにより、保育に準ずる利用への需要が見込まれることから、預かり事業による対応などにより工夫しながら、教育・保育を行います。また、利用定員と見込み量との間に乖離があることから、適切な規模となるよう見直しを検討します。

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保の状況

単位：人

	実績値 (見込)	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	288	280	259	235	216	202
1号認定	202	195	184	173	161	152
2号認定 (教育ニーズ)	86	85	75	62	55	50
② 確保方策	897	897	897	897	897	897
特定教育・保育施設	777	797	799	801	803	805
確認を受けない幼稚園	120	0	0	0	0	0
幼稚園・認定こども園+預かり保育	0	100	98	96	94	92
乖離(②-①)	609	617	638	662	681	695

② 保育施設（認定こども園、認可保育所等）

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。

認可保育所は、保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

小規模保育事業は、国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。

事業所内保育事業（企業主導型保育施設）は、企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

家庭的保育事業は、保育者の家庭などでこどもを保育するサービスです。本市においては当該事業を実施していません。

居宅訪問型保育事業は、ベビーシッターのような保育者が、こどもの家庭で保育するサービスです。本市においては当該事業を実施していません。

現状と課題

○保育ニーズが高い状況が続いていますが、私立保育所が整備されたことから待機児童は0名となりました。一方で、こどもの数については減少傾向が続いていることから、今後の情勢等を注視し、需給のバランスを適切に見極めていく必要があります。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～令和11年度	○今後の出生数、保育ニーズを踏まえ適切に確保していきます。

■ 保育施設の量の見込みと確保の状況

単位：人

		実績値 (見込)	推計値				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		1,134	1,062	1,020	978	940	923
	2号認定	611	567	534	501	472	464
	3号認定	523	495	486	477	468	459
	0歳	119	95	92	89	86	83
	1歳	196	195	192	189	186	183
	2歳	208	205	202	199	196	193
	② 確保方策	1,283	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280
2号認定	720	720	720	720	720	720	
3号認定	563	560	560	560	560	560	
0歳	127	124	124	124	124	124	
1歳	202	202	202	202	202	202	
2歳	234	234	234	234	234	234	
乖離 (②－①)		149	218	260	302	340	357
	2号認定	109	153	186	219	248	256
	3号認定	40	65	74	83	92	101
	0歳	8	29	32	35	38	41
	1歳	6	7	10	13	16	19
	2歳	26	29	32	35	38	41

【② 確保方策の内訳】

		実績値 (見込)	推計値				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定教育・保育施設		1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
	2号認定	709	709	709	709	709	709
	3号認定	508	508	508	508	508	508
	0歳	115	115	115	115	115	115
	1歳	181	181	181	181	181	181
	2歳	212	212	212	212	212	212
	地域型保育事業	31	28	28	28	28	28
	2号認定	0	0	0	0	0	0
	3号認定	31	28	28	28	28	28
	0歳	6	3	3	3	3	3
	1歳	12	12	12	12	12	12
	2歳	13	13	13	13	13	13
	認可外保育施設	20	20	20	20	20	20
		2号認定	11	11	11	11	11
3号認定		9	9	9	9	9	9
0歳		3	3	3	3	3	3
1歳		3	3	3	3	3	3
2歳		3	3	3	3	3	3
企業主導型保育施設		15	15	15	15	15	15
		2号認定	0	0	0	0	0
	3号認定	15	15	15	15	15	15
	0歳	3	3	3	3	3	3
	1歳	6	6	6	6	6	6
	2歳	6	6	6	6	6	6

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

○子育て世代包括支援センターを引き継ぎ、令和6年4月に児童福祉と母子保健の機能を一体化し、すべての妊産婦や子育て世帯、こどもの相談や支援を行うことを目的とした「こども家庭センターMum（ママ）」を開設しました。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～令和11年度	○「こども家庭センターMum（ママ）」を設置し、提供量を確保しました。

■ 利用者支援事業の量の見込みと確保の状況

単位：か所

	実績値 (見込)	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1	1
② 確保方策	1	1	1	1	1	1
乖離 (②－①)	0	0	0	0	0	0

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

○地域子育て支援センターぷらす、二本松地域子育て支援センターDe n、岩代地域小浜子育て支援センター、岩代地域新殿・旭子育て支援センター、東和地域子育て支援センターの5か所の子育て支援センターを実施しています。

○乳幼児及びその保護者が相互の交流の場として、多くの方に利用していただくことができました。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～令和11年度	○量の見込みは、直近の年度の実績40,000人として見込みますが、それ以上となった場合もサービスを提供できるよう受入体制を整備します。

■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の状況

単位：人回

	実績値 (見込)	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	39,495	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
② 確保方策	39,495	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
設置か所数	5	5	5	5	5	5
乖離(②-①)	0	0	0	0	0	0

(2) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

全てのこどもが健やかに育ち、親子が安心して暮らすことができるよう、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に保健師等が家庭訪問を行い、こどもの発育や健康、子育てに関するアドバイス、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。

現状と課題

- 全てのこどもが健やかに育ち、親子が安心して暮らすことができるよう、こどもが生まれた家庭に保健師等が家庭訪問を行い、こどもの発育や健康、子育てに関するアドバイス、虐待予防を行います。
- 家庭訪問は、保健師、助産師、委託事業者のNPO法人で実施しており、訪問率は約95%となっています。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～令和11年度	○量の見込みは、人口推計の出生数を見込んでいます。保健師、助産師、NPO法人による家庭訪問を実施し、実施率100%を目指します。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

	実績値 (見込)	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	200	232	226	219	213	206
② 確保方策	200	232	226	219	213	206
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0	0

② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

- 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援等を実施しています。
- 家庭の孤立化に伴い虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭が増加傾向にあります。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～令和11年度	○量の見込みは、直近年度の実績200人としませんが、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭が増加傾向にあるため、それ以上であっても対応できるよう体制を整備します。

■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保の状況

単位：人回

	実績値 (見込)	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	200	200	200	200	200	200
② 確保方策	200	200	200	200	200	200
乖離(②－①)	0	0	0	0	0	0

(3) 通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業※です。

※短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

現状と課題

○現在、市外の児童養護施設に委託しサービスを実施していますが、空きが少なく利用が難しい状況です。広域的な委託先の確保を検討し、利用しやすい環境を整えていきます。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～令和11年度	○量の見込みは50人としますが、ニーズに応じた対応ができるよう体制を整備します。

■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

	実績値 (見込)	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1	50	50	50	50	50
② 確保方策	1	50	50	50	50	50
乖離 (②－①)	0	0	0	0	0	0

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所等、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

○利用希望のあったこどもに対し、一時預かりを実施しました。なお、実施施設の受入れ状況や職員の人的配置が十分に行えず、全ての利用希望に応えることができないケースもありました。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～令和11年度	○家庭での保育が困難と認められる場合等、地域の実態や保護者の要請により、幼稚園終了後の預かり保育について、柔軟に対応していきます。 ○現在公立・私立幼稚園や保育所、認定こども園等、合わせて18か所の教育・保育施設等で実施していますが、現在実施していない施設への拡充や保育を担う保育士の確保を行うなど、必要数の確保に努めます。

■ 一時預かり事業の量の見込みと確保の状況

単位：人日

	実績値 (見込)	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	15,590	14,176	13,827	13,479	13,132	12,787
在園児を対象とした一時預かり	13,289	11,937	11,638	11,339	11,040	10,741
在園児を対象とした定期的な利用	2,276	2,200	2,145	2,091	2,038	1,987
上記以外	25	39	44	49	54	59
② 確保方策	15,590	14,176	13,827	13,479	13,132	12,787
在園児を対象とした一時預かり	13,289	11,937	11,638	11,339	11,040	10,741
在園児を対象とした定期的な利用	2,276	2,200	2,145	2,091	2,038	1,987
上記以外	25	39	44	49	54	59
乖離 (②－①)	0	0	0	0	0	0

③ 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

○通常の開所時間は7:00～18:00までですが、現在19:00まで延長しているほか、一部の保育施設では19:30まで受入れを行っている施設もあり、利用希望に応じた保育の延長を行っています。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～令和11年度	○現在、全ての保育所及び認定こども園で行っている延長保育を継続し、保護者の就労状況等により、通常の利用時間外の保育が必要なこどもに対し、追加的な保育ニーズに応えるよう時間外保育を行います。

■ 延長保育事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

	実績値 (見込)	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	250	235	224	214	203	193
② 確保方策	250	235	224	214	203	193
乖離 (②－①)	0	0	0	0	0	0

④ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

○本市においては病児に対する保育が十分ではなく、特に、病気の急性期を経過し、安定状態にあるこどもの保護者の復職等に対応するため、一時的な保育の提供が求められています。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～令和11年度	○令和元年より、病児を対象とした施設が民間事業者により設置され、病児への対応を行っています。

■ 病児保育事業の量の見込みと確保の状況

単位：人日

	実績値 (見込)	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	19	24	25	26	27	28
② 確保方策	19	24	25	26	27	28
設置か所数	2	2	2	2	2	2
乖離(②-①)	0	0	0	0	0	0

(4) その他事業

① 妊産婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康診査等の費用の助成や受診の勧奨、ハイリスク妊産婦に対する支援を行う事業です。

現状と課題

- 出産までに受診する妊婦健康診査15回分の費用を助成しています。
- 妊娠届出の際に受診券を交付し、1回分の妊婦歯科検診の費用を助成しています。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～令和11年度	○量の見込みは、人口推計の出生数を見込んでいます。今後も継続して費用を助成し、妊婦の健康の保持及び増進を図ります。

■ 妊産婦健康診査事業の量の見込みと確保の状況

単位：人回

	実績値 (見込)	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	2,760	2,784	2,712	2,628	2,556	2,472
② 確保方策	2,760	2,784	2,712	2,628	2,556	2,472
乖離 (②－①)	0	0	0	0	0	0

② ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

- 子育て支援グループが運営するファミリー・サポート・センターの運営を支援し、送迎、一時預かり、病児保育の相互援助活動を推進しています。
- 事業を充実させるためには、相互援助活動であることから、利用会員と提供会員の確保を推進することが必要になります。
- ファミリー・サポート・センターの運営を支援するとともに、利用のしやすさの向上や会員の確保を推進します。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～令和11年度	○量の見込みは、直近年度の実績とします。ファミリー・サポート・センターの運営を支援するとともに、提供会員の確保を推進することで事業の充実を図ります。

■ ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保の状況

単位：人日

	実績値 (見込)	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	338	338	338	338	338	338
② 確保方策	338	338	338	338	338	338
乖離(②-①)	0	0	0	0	0	0

③ 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事、子育て等の不安や負担を抱える家庭の養育環境を整えるため、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等にヘルパーを派遣し、食事の準備・洗濯・掃除等の家事支援や、一時的なこどもの保育・子育て支援施策の情報提供等の育児支援を行う事業です。

現状と課題

- 令和4年児童福祉法改正により、令和6年4月1日から施行され、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた新規の事業です。
- 令和6年4月1日より、事業の実施を開始しました。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～令和11年度	○量の見込みは、国が示す量の見込みの算出方法に基づき、推計児童数等より見込んでいます。今後は実績等も勘案し、量の確保に努めていきます。

■ 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保の状況

単位：人日

	実績値 (見込)	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0	195	192	188	185	182
② 確保方策	0	195	192	188	185	182
乖離 (②－①)	0	0	0	0	0	0

④ 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

現状と課題

- 令和4年児童福祉法改正により、令和6年4月1日から施行され、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた新規の事業です。
- 令和6年4月1日より、児童福祉と母子保健の機能を一体化し、すべての妊産婦や子育て世帯、こどもの相談や支援を行う「こども家庭センターMum（ママ）」を開設し、保健師や助産師、管理栄養士等の専門職が幅広い相談に対応しています。
- 計画期間終了年度の令和11年度までの間に居場所となる場の開設ができるよう、担い手の発掘及び地域資源の開拓に努めます。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～令和11年度	○量の見込みは、国が示す量の見込みの算出方法に基づき、推計児童数（6～17歳）等より見込んでいます。今後は実績等も勘案し、量の確保に努めていきます。

■ 児童育成支援拠点事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

	実績値 (見込)	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0	49	49	48	47	46
② 確保方策	0	0	0	0	0	20
乖離(②-①)	0	-49	-49	-48	-47	-26

⑤ 親子関係形成支援事業【新規】

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。

現状と課題

○令和4年児童福祉法改正により、令和6年4月1日から施行され、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた新規の事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～令和11年度	○量の見込みは、国が示す量の見込みの算出方法に基づき、推計児童数（6～17歳）等より見込んでいます。今後は実績等も勘案し、量の確保に努めていきます。

■ 親子関係形成支援事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

	実績値 (見込)	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0	7	7	7	7	7
② 確保方策	0	7	7	7	7	7
乖離 (②－①)	0	0	0	0	0	0

⑥ 妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援をする事業です。妊婦のための支援給付と組み合わせて妊娠中の身体的、精神的、経済的な負担の軽減のための総合的な支援を行います。

現状と課題

○令和6年子ども・子育て支援法改正により、令和7年4月1日から施行され、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた新規の事業です。

○国が創設した「出産・子育て応援交付金」を活用し、令和5年2月1日より「出産・子育て応援事業」として開始し、こども家庭センターにおいて伴走型相談支援と出産・子育て応援給付金の支給を行っています。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～令和11年度	○量の見込みは、国が示す量の見込みの算出方法に基づき、推計妊娠届出数等より見込んでいます。今後は実績等も勘案し、量の確保に努めていきます。

■ 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保の状況

単位：人、回

	実績値 (見込)	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み 妊娠届出数（人）	0	240	230	220	210	200
面談実施回数（回）	0	720	690	660	630	600
② 確保方策 面談実施回数（回）	0	720	690	660	630	600
乖離（②－①） （回）	0	0	0	0	0	0

⑦ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園支援事業）【新規】

保育施設等に通園していない3歳未満の児童を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。児童が保護者の方と一緒に施設を定期的に利用し、他の児童と関わったり、園の先生とふれあい遊びや集団遊び等、年齢に合った遊びが経験できる事業です。

現状と課題

○令和6年子ども・子育て支援法改正により、令和7年4月1日から施行され、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた新規の事業です。

○令和8年度より全ての自治体で実施することとされており、本格的実施を見据えた試行的実施を令和6年度から行っています。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～令和11年度	○量の見込みは、国が示す量の見込みの算出方法に基づき、推計児童数（0～2歳）等より見込んでいます。今後は実績等も勘案し、量の確保に努めていきます。

■ 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保の状況（必要定員数）

単位：人

	実績値 (見込)	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0	13	12	12	12	12
② 確保方策	0	13	12	12	12	12
乖離（②－①）	0	0	0	0	0	0

■ 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保の状況（必要受入時間数）

単位：時間

	実績値 (見込)	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0	2,060	1,940	1,830	1,730	1,630
② 確保方策	0	2,060	1,940	1,830	1,730	1,630
乖離（②－①）	0	0	0	0	0	0

⑧ 産後ケア事業【新規】

産後1年未満の母子に対し、健康チェック、助産師による乳房ケアや授乳相談、沐浴支援、育児相談などを行う事業です。

現状と課題

○令和6年子ども・子育て支援法改正により、令和7年4月1日から施行され、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた新規の事業です。

○令和6年4月からは、日帰りケアと宿泊ケアを利用でタクシーでの送迎を希望する方に、交通費の助成を開始し、経済的負担の軽減を図っています。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～令和11年度	○量の見込みは、国が示す量の見込みの算出方法に基づき、推計産婦数等より見込んでいます。今後は実績等も勘案し、量の確保に努めていきます。

■ 産後ケア事業の量の見込みと確保の状況

単位：人日

	実績値 (見込)	推計値					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	40	121	119	118	117	116	
訪問ケア	16	48	47	47	47	46	
日帰りケア	14	43	42	42	41	41	
宿泊ケア	10	30	30	29	29	29	
② 確保方策	106	121	119	118	117	116	
訪問ケア	18	48	47	47	47	46	
日帰りケア	48	43	42	42	41	41	
宿泊ケア	40	30	30	29	29	29	
乖離 (②－①)	66	0	0	0	0	0	

⑨ 実費徴収に係る補足給付

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～令和11年度	○支援の必要な家庭の利用実態に応じて、保護者が支払うべき教育・保育に要する費用に対する助成を継続します。

⑩ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。本市においては当該事業を実施していません。

5 総合的なこどもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現状と課題

- 利用希望者の増加に対応するため、原瀬学童保育所及び民間事業者による二本松北小学区の学童保育所の1施設を新たに設置し、定員の増員見直しを含め、定員数を770人から1,045人に拡大しました。
- 1支援単位を構成する児童数を40人以下として支援員の負担軽減を図ることで、保育の質の向上を図りました。

◆小学校低学年の場合

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～令和11年度	○「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ積極的に余裕教室等の活用を推進し、必要な見込み量を確保します。 ○見込み量は、アンケート結果を参考に、これまでの利用実績及び今後の児童数の推移見込から推計しました。 ○一つの支援の単位を構成する児童の数を、概ね40人以下とし、適正規模となるよう学校の余裕教室等を活用し整備を図ります。 ○地域の団体等との交流を図り、地域全体でこどもの健全育成を推進する取り組みを進めます。 ○小学校との連携・情報交換等により課題を共有し、改善を図るため、こどもの健全育成を目指します。 ○学童保育支援員相互の情報交換等により課題を共有するとともに、改善を図る取り組みを行い、支援員の負担軽減を図ります。

■放課後児童健全育成事業（低学年）の量の見込みと確保の状況

単位：人

	実績値 (見込)	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	581	578	572	560	542	519
1年生	200	199	197	193	187	179
2年生	195	194	192	188	182	174
3年生	186	185	183	179	173	166
② 確保方策	581	578	572	560	542	519
1年生	200	199	197	193	187	179
2年生	195	194	192	188	182	174
3年生	186	185	183	179	173	166
乖離(②-①)	0	0	0	0	0	0

◆小学校高学年の場合

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～令和11年度	○小学校低学年と同様

■放課後児童健全育成事業（高学年）の量の見込みと確保の状況

単位：人

	実績値 (見込)	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	324	321	317	309	298	285
4年生	158	157	155	151	146	140
5年生	94	93	92	90	87	83
6年生	72	71	70	68	65	62
② 確保方策	324	321	317	309	298	285
4年生	158	157	155	151	146	140
5年生	94	93	92	90	87	83
6年生	72	71	70	68	65	62
乖離(②-①)	0	0	0	0	0	0

(2) 放課後子ども教室

放課後や週末に、異学年間の交流と様々な体験活動や地域住民との交流活動を通じて、心豊かにたくましく自信と意欲をもって生きることができるこどもが育つよう実施する事業です。

現状と課題

○放課後子ども教室の開催場所は6教室でしたが、児童数の減少により令和5年度から5教室で実施しています。

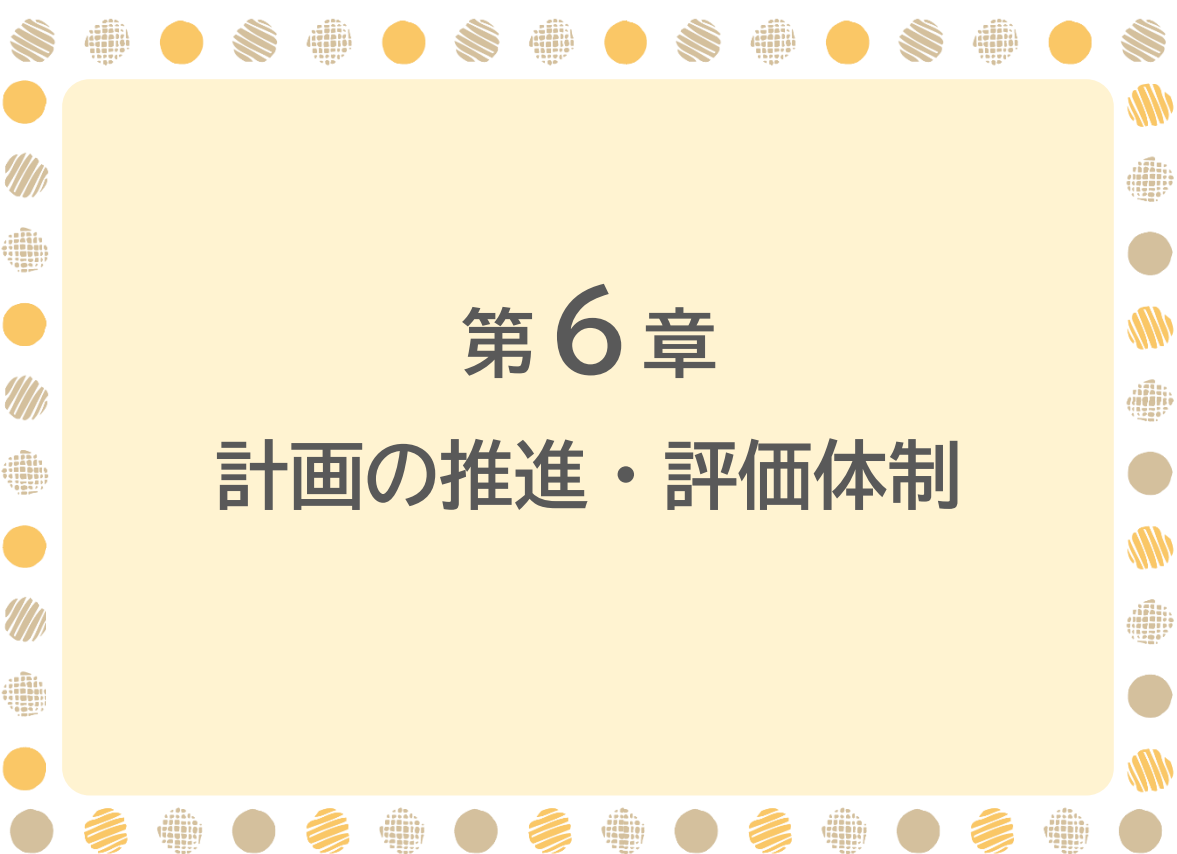
確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～令和11年度	○「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、開催場所5教室とします。

■放課後子ども教室の量の見込みと確保の状況

単位：教室

	実績値 (見込)	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	5	5	5	5	5	5
② 確保方策	5	5	5	5	5	5
乖離(②-①)	0	0	0	0	0	0



第 6 章

計画の推進・評価体制

第6章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等の様々な担い手によって支えられています。行政においては、部署の個別対応だけではなく、子ども・子育て支援に関係する庁内の連携の強化が必要不可欠であり、本計画を着実に実行するためには市と地域が協働で計画を推進していく必要があります。

こうした「協働」の輪を広げるためには、こども社会を取り巻く状況について共通理解を持ちながら施策を展開していくことが重要であることから、地域への積極的な情報公開を進めるとともに、一層の地域交流や効果的かつ多様な媒体による情報発信に努め、地域社会が互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に課題の解決に取り組む「協働」の体制づくりを進め、効果的に施策や事業を推進していきます。

また、引き続き、庁内におけるこどもや子育て家庭を本気で応援する取組の推進や「こどもの権利」に関する意識の向上に努め、こども施策を総合的かつ強力に推進していきます。

2 計画の公表及び周知

計画の実現を図るためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があります。

また、こどもや子育て家庭等に必要な支援が適切に届けられるよう、こども・子育て支援に関する情報の周知に努めなければなりません。

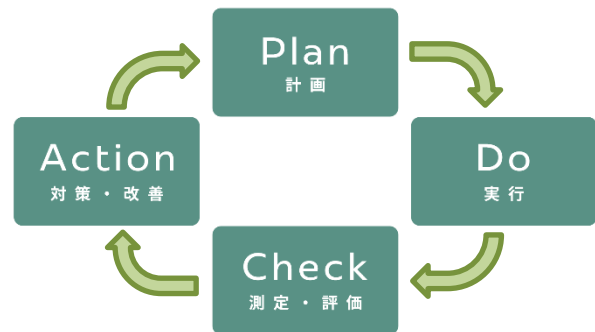
誰にとっても困難なく情報を入手できるよう、市の広報誌やウェブサイト、公共施設、パンフレット、SNS、相談支援等、多様な媒体と機会を活用した計画の周知広報に努めるとともに、こどもや若者にもわかりやすく、手に取ってもらえる内容等の創意工夫に努め、こども・若者を意識した情報提供を図っていきます。

3 計画の評価と進行管理

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに効果検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいくためには、PDCAサイクル（循環型のマネジメントサイクル）に基づき、管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、毎年度の取り組みの進捗管理を行うとともに、目標等により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。

さらに、目標等の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを図るとともに、計画期間中であっても社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行うものとし、継続的に取組や事業等の対策・改善に努めていきます。





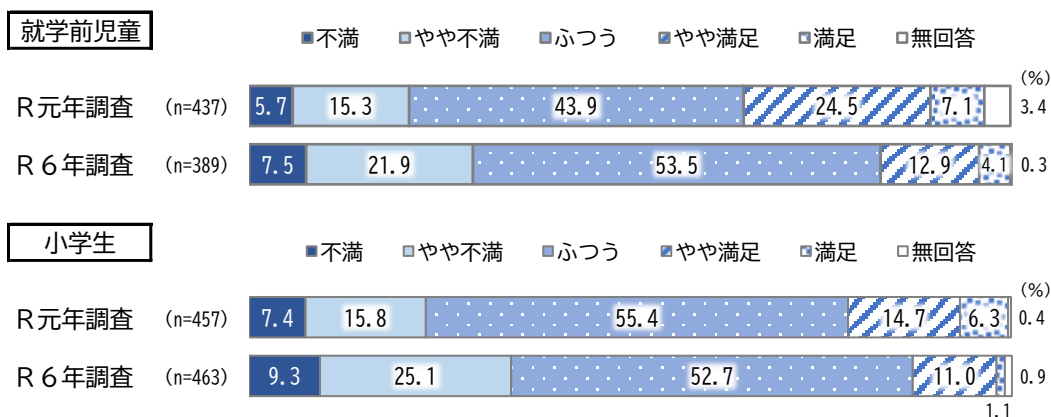
資料編

資料編

1 アンケート調査結果

(1) 就学前児童・小学生の保護者

① 子育て環境や支援への満足度



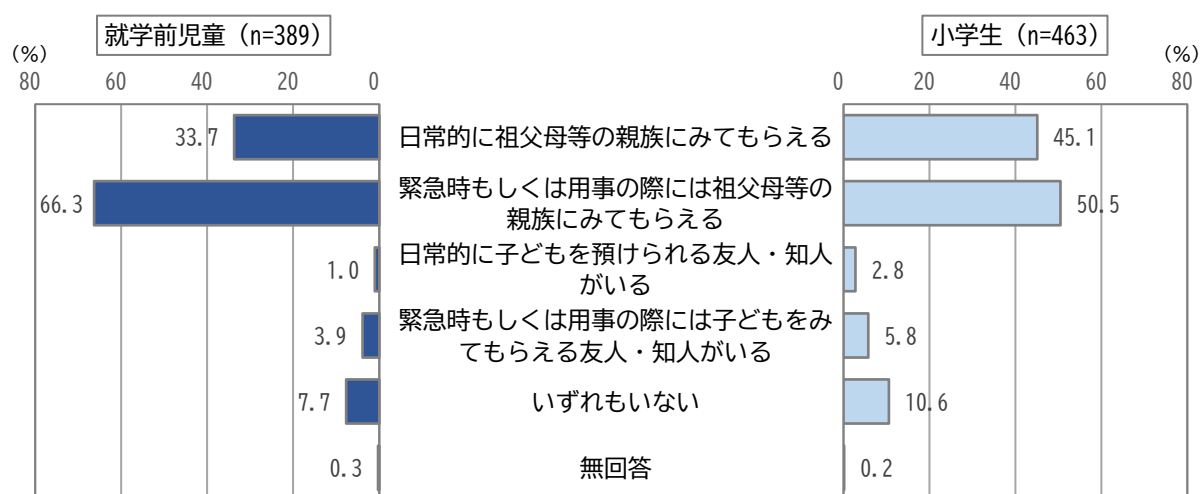
○子育て環境や支援への満足度は、就学前児童、小学生ともに「ふつう」が約5割と最も多く、『満足』は就学前児童が17.0%、小学生が12.1%にとどまっています。

○『不満』は就学前児童で29.4%、小学生で34.4%となっています。

○令和元年調査より、就学前児童、小学生ともに『不満』が多く、また、就学前児童では「ふつう」も多くなっています。

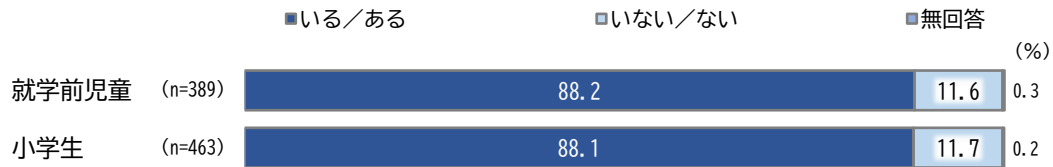
※『満足』:「やや満足」+「満足」、『不満』:「不満」+「やや不満」

② こどもをみてもらえる親族・知人の有無



○こどもをみてもらえる親族・知人は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で66.3%、小学生で50.5%とともに最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(就学前児童33.7%、小学生45.1%)となっています。

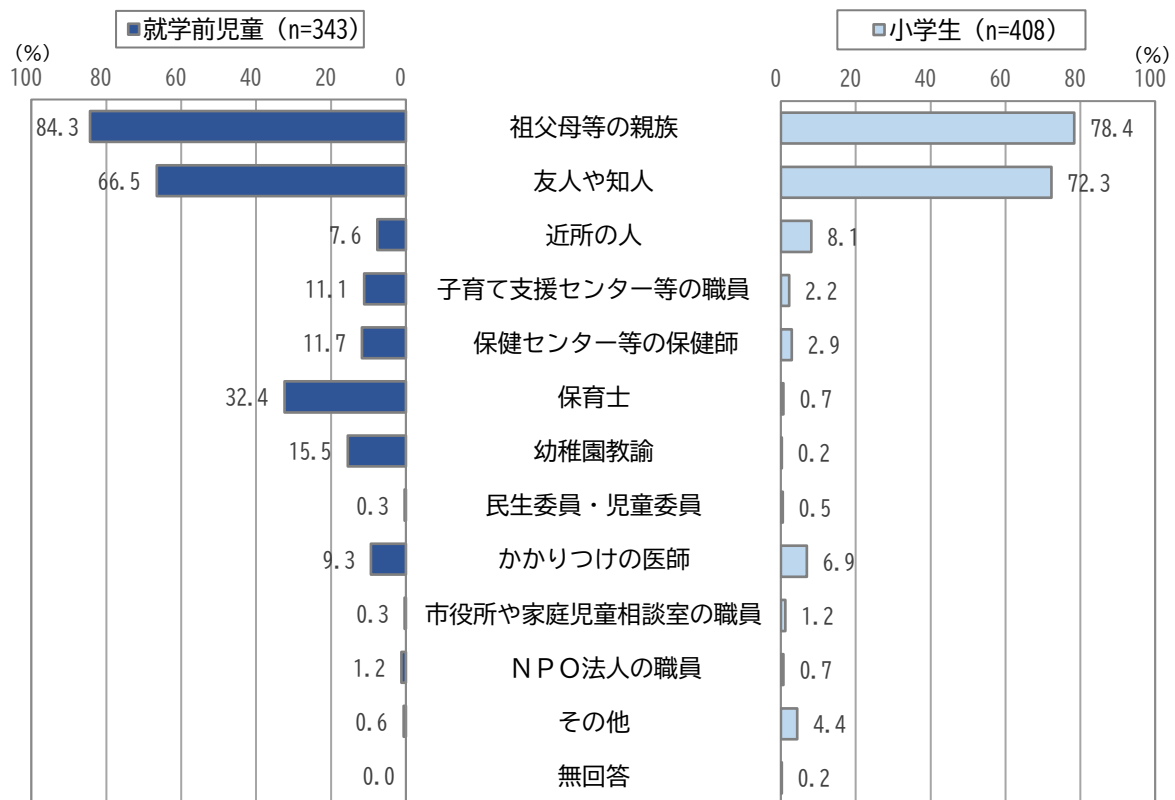
③ 相談相手の有無



○子育てに関して、相談できる人の有無は、就学前児童、小学生ともに「いる／ある」が約9割を占めています。

○一方で、「いない／ない」は就学前児童で11.6%、小学生で11.7%となっています。

④ 子育てに関する相談相手

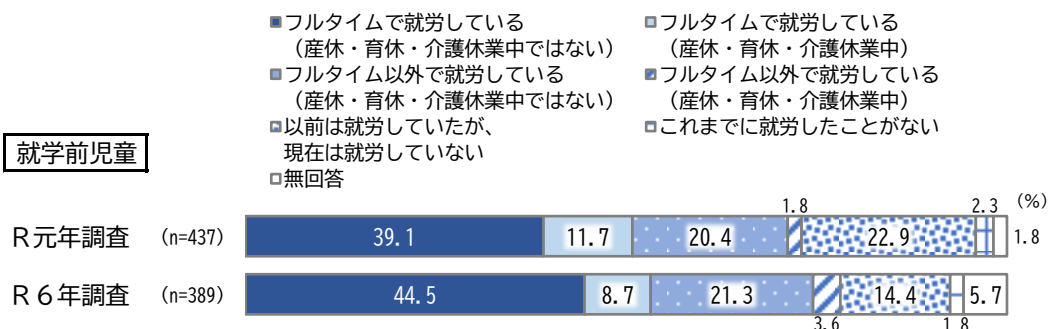


○子育てに関する相談相手は、就学前児童、小学生ともに「祖父母等の親族」が8割前後と最も多く、次いで「友人や知人」（就学前児童 66.5%、小学生 72.3%）となっています。

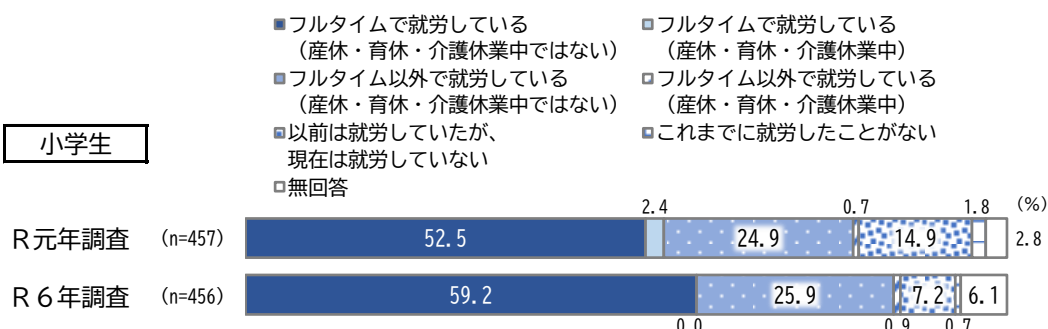
○就学前児童は、「祖父母等の親族」や「保育士」、「幼稚園教諭」などで、小学生より多くなっています。

⑤ 母親の就労状況

就学前児童



小学生



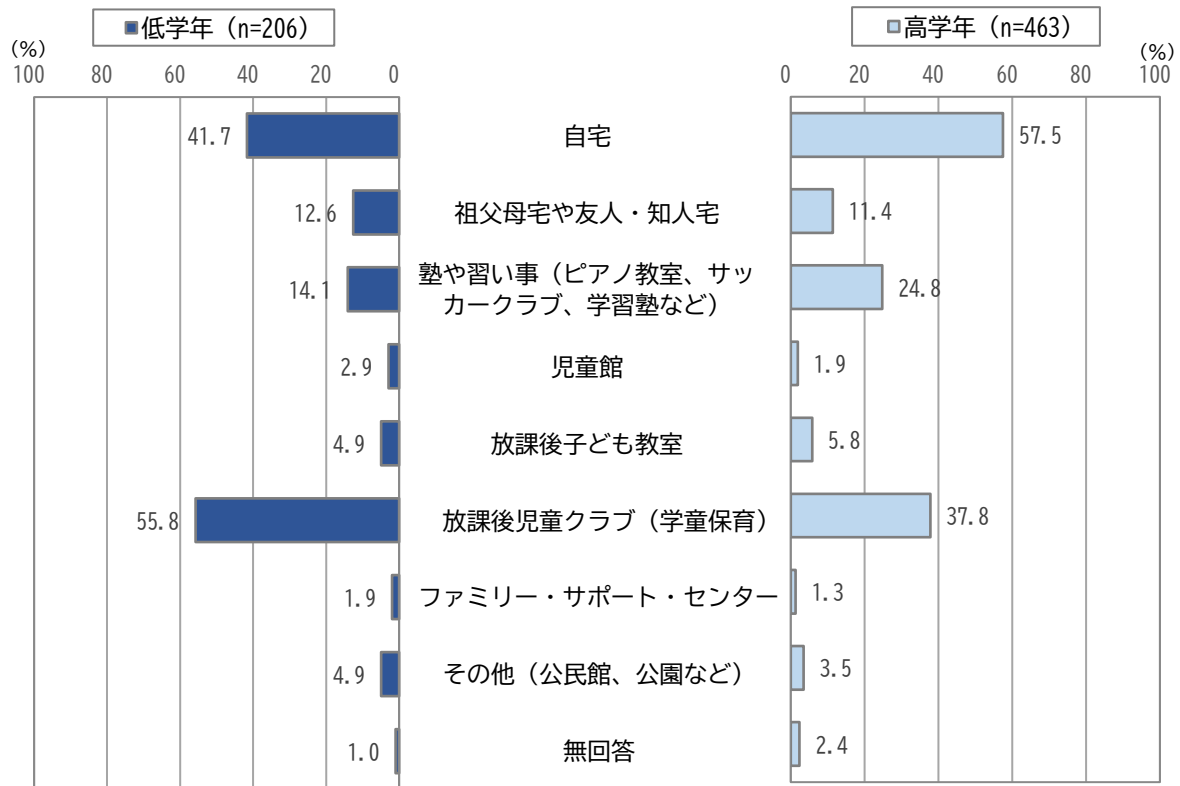
○母親の就労状況は、就学前児童、小学生ともに「フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中ではない）」が就学前児童で 44.5%、小学生で 59.2%と最も多く、『就労している』人は就学前児童で 78.1%、小学生で 86.0%と、就学前児童より小学生の方が多くなっています。

○就学前児童、小学生ともに「フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中ではない）」は、令和元年調査より増加となっています。

※『就労している』：「フルタイム」＋「フルタイム以外」

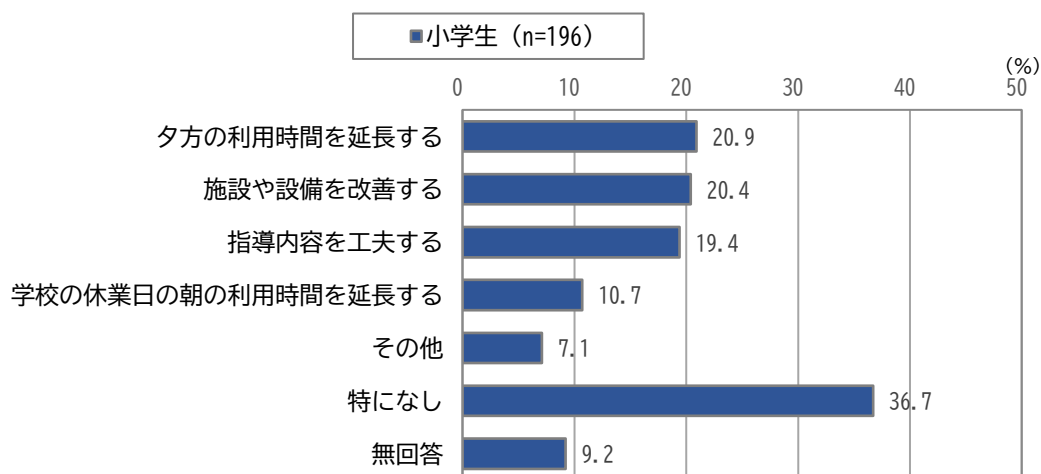
⑥ 希望する放課後の過ごし方

小学生



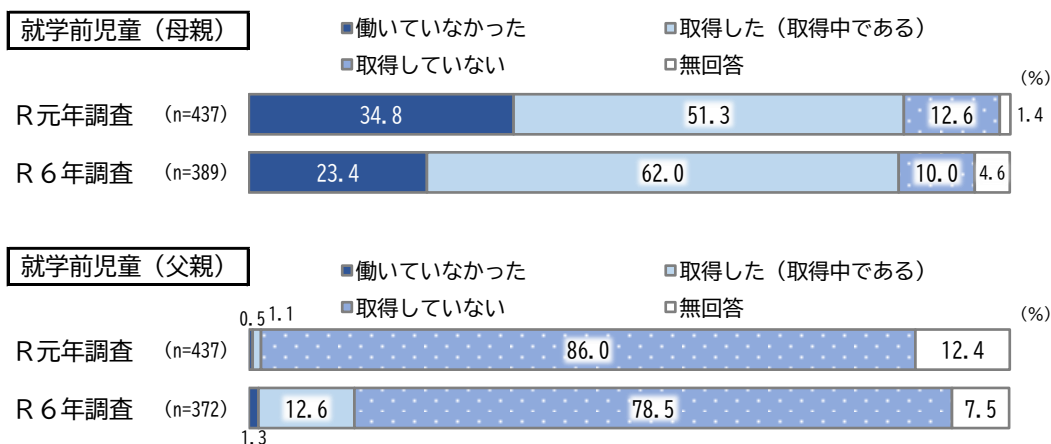
- 低学年時の放課後の過ごし方は、「放課後児童クラブ (学童保育)」(55.8%)、「自宅」(41.7%)、「塾や習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(14.1%) の順に多くなっています。
- 高学年時に希望する放課後の過ごし方は、「自宅」(57.5%)、「放課後児童クラブ (学童保育)」(37.8%)、「塾や習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(24.8%) の順に多く、低学年時より「放課後児童クラブ (学童保育)」は減少し、「自宅」や「塾や習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が多くなっています。

⑦ 現在通っている（通いたい）学童保育に希望すること



○現在通っている（通いたい）学童保育に希望することは、「夕方の利用時間を延長する」（20.9%）や「施設や設備を改善する」（20.4%）、「指導内容を工夫する」（19.4%）が多くなっています。一方で、「特になし」は36.7%となっています。

⑧ 育児休業の取得状況



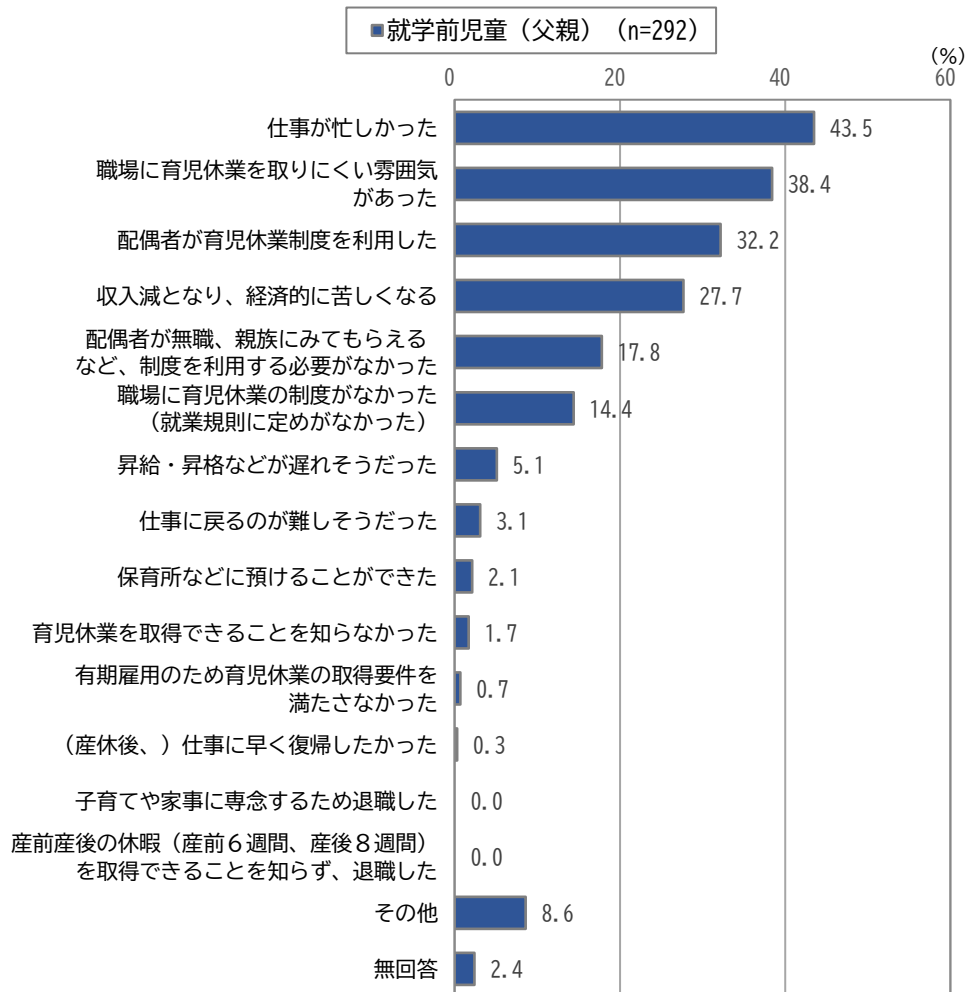
【就労者における育児休業取得割合（「働いていなかった」の回答者を除く）】

		取得した（取得中である）と回答した人数	就労者における育児休業取得割合
R元年調査	母親	224人	78.6%
	父親	5人	1.1%
R6年調査	母親	241人	80.9%
	父親	47人	12.8%

○母親の育児休業の取得状況は、「取得した（取得中である）」が62.0%と最も多くなっています。
○父親の育児休業の取得状況は、「取得していない」が78.5%を占め、「取得した（取得中である）」は12.6%にとどまっています。

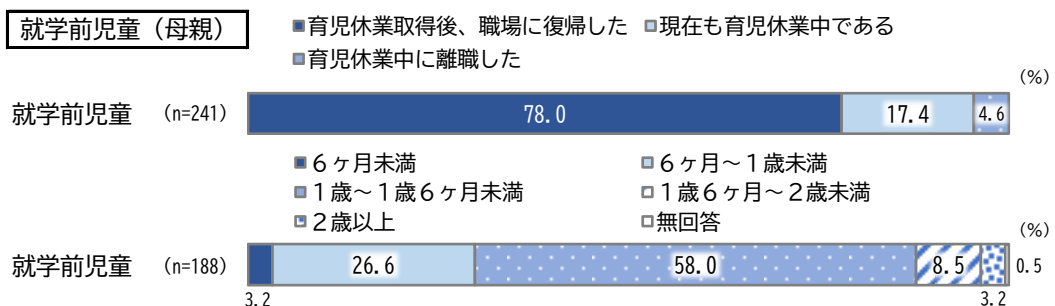
○「働いていなかった」と回答した人を除いた育児休業取得割合は、母親で80.9%、父親で12.8%と、令和元年調査より多くなっています。

⑨ 父親の育児休業を取得していない理由



○育児休業を取得していない父親の取得していない理由は、「仕事が忙しかった」（43.5%）や「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（38.4%）、「配偶者が育児休業制度を利用した」（32.2%）が多くなっています。

⑩ 母親の職場復帰の状況と育児休業の取得期間

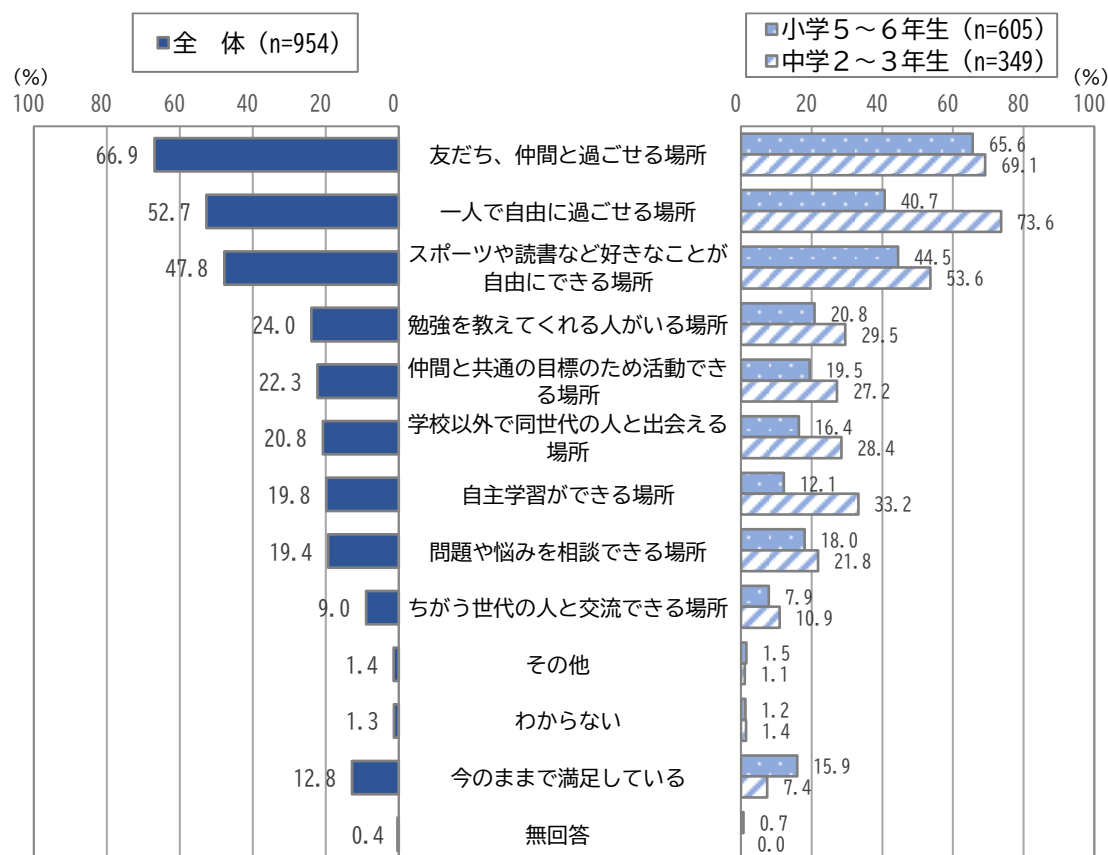


○育児休業を取得した母親の職場復帰の状況は、「育児休業取得後、職場に復帰した」が78.0%を占め、「現在も育児休業中である」は17.4%、「育児休業中に離職した」は4.6%となっています。

○職場復帰の時期は、「1歳～1歳6ヶ月未満」が58.0%と最も多く、次いで「6ヶ月～1歳未満」が26.6%となっています。

(2) 小学5・6年生及び中学2・3年生

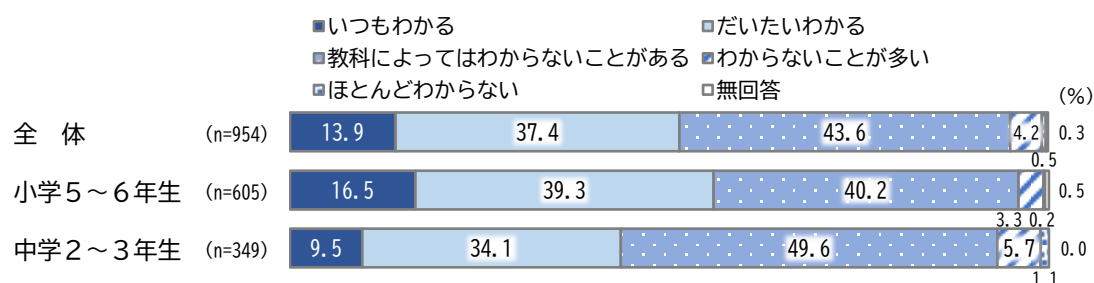
① あったらいいと思う居場所



○あったらいいと思う居場所は、全体では「友だち、仲間と過ごせる場所」(66.9%)や「一人で自由に過ごせる場所」(52.7%)、「スポーツや読書など好きなことが自由にできる場所」(47.8%)が多くなっています。

○中学2～3年生は、「一人で自由に過ごせる場所」(73.6%)が最も多く、他の項目も小学5～6年生より多くなっています。

② 授業に対する理解度

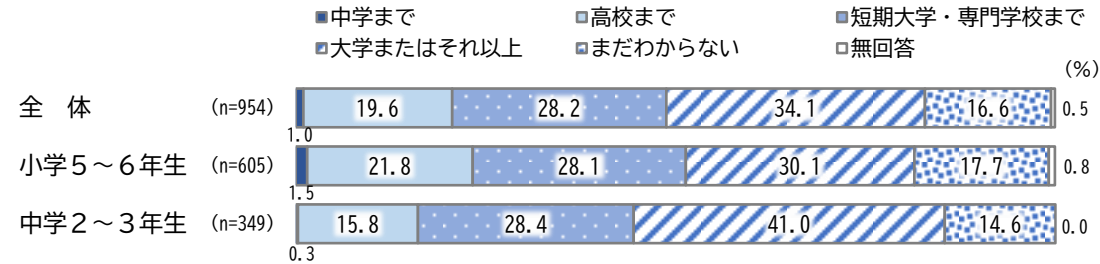


○授業に対する理解度は、全体では「教科によってはわからないことがある」が43.6%と最も多く、『わかる』は51.3%となっています。

○小学5～6年生では『わかる』が55.8%であるのに対し、中学2～3年生では43.6%と12.2ポイント下回り、中学2～3年生は「教科によってはわからないことがある」(49.6%)が半数を占めています。

※『わかる』:「いつもわかる」+「だいたいわかる」

③ 将来の進学への考え

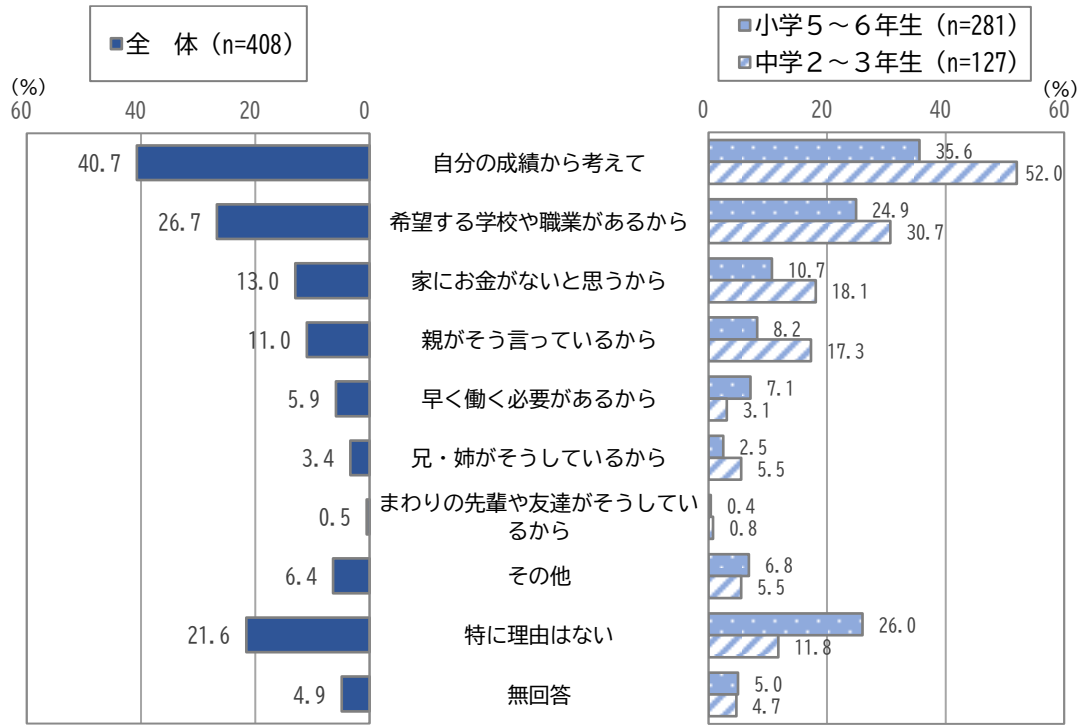


【将来の進学への考えの理想と現実の比較】

	理想と現実が異なる人	
全 体	408 人	42.8%
小学5～6年生	281 人	46.4%
中学2～3年生	127 人	36.4%

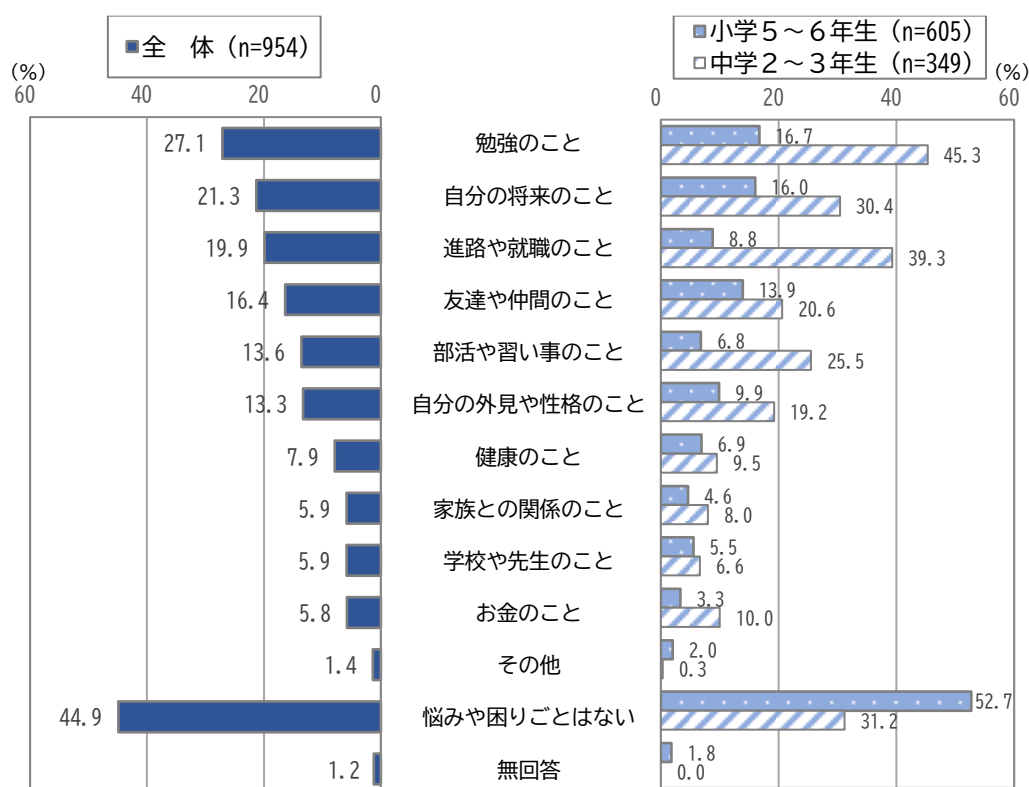
- 理想の将来の進学への考えは、全体では「大学またはそれ以上」(34.1%)、「短期大学・専門学校まで」(28.2%)、「高校まで」(19.6%)の順となっています。
- 中学2～3年生では「大学またはそれ以上」(41.0%)が、小学5～6年生を10.9ポイント上回っています。
- 将来の進学への考えの理想と現実の比較で、「理想と現実が異なる人」は全体で42.8%、小学5～6年生で46.4%、中学2～3年生が36.4%となっています。

④ 将来の進学が、理想と現実で異なる理由



- 将来の進学が理想と現実で異なる理由は、全体では「自分の成績から考えて」(40.7%)や「希望する学校や職業があるから」(26.7%)が多くなっています。
- 中学2～3年生では、いずれの項目も小学5～6年生より多く、特に「自分の成績から考えて」(52.0%)は、小学5～6年生を16.4ポイント上回っています。

⑤ 悩みや心配など、相談したいこと



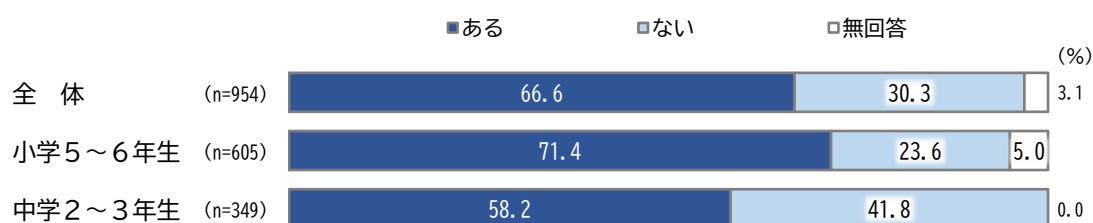
○悩みや心配などで誰かに相談したいことについては、全体では「勉強のこと」(27.1%)、「自分の将来のこと」(21.3%)、「進路や就職のこと」(19.9%)が多くなっています。

○一方で、「悩みや困りごとはない」は44.9%となっています。

○小学5～6年生では、「悩みや困りごとはない」が52.7%と、中学2～3年生を21.5ポイント上回っています。

○一方で、中学2～3年生は「悩みや困りごとはない」以外すべての項目で、小学5～6年生を上回っています。

⑥ 将来の夢の有無

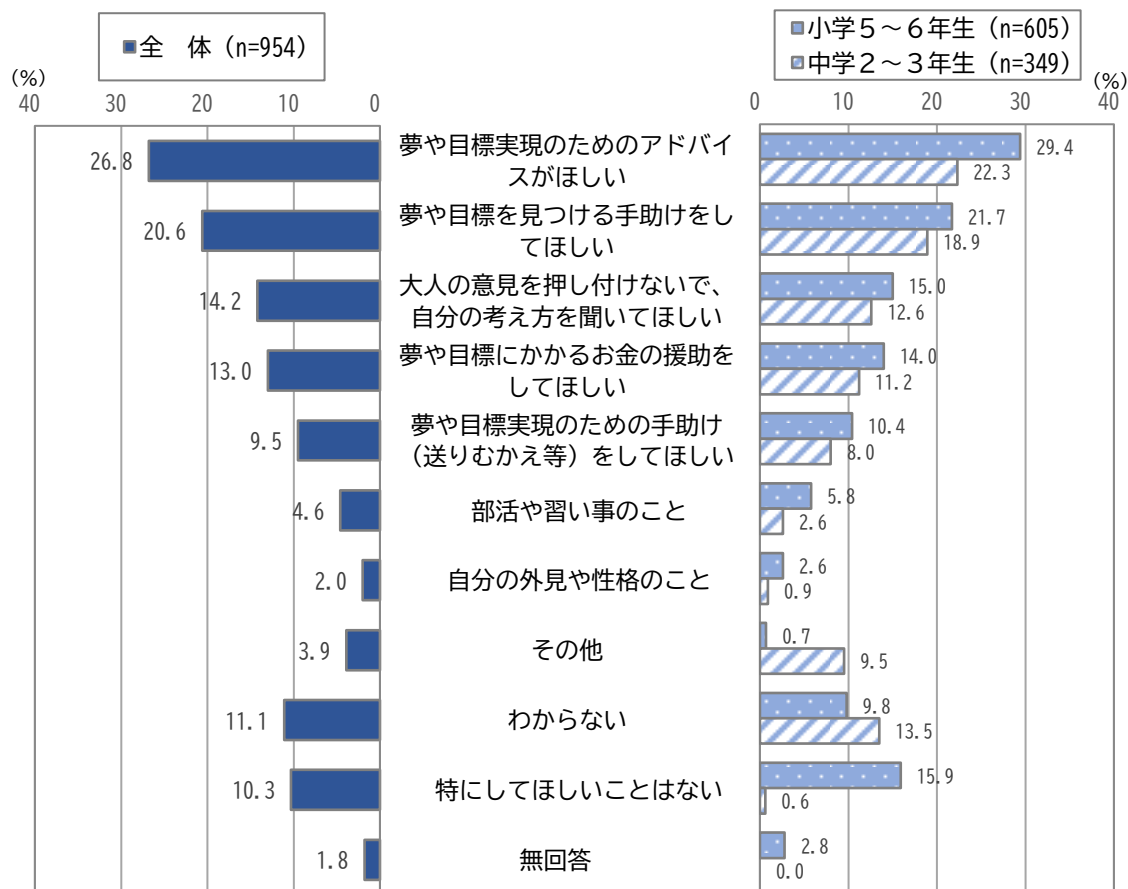


○将来の夢の有無は、全体では「ある」が66.6%にとどまり、「ない」が30.3%となっています。

○小学5～6年生では「ある」(71.4%)が、中学2～3年生を13.2ポイント上回っています。

○一方で、中学2～3年生は「ない」(41.8%)が、小学5～6年生を18.2ポイント上回っています。

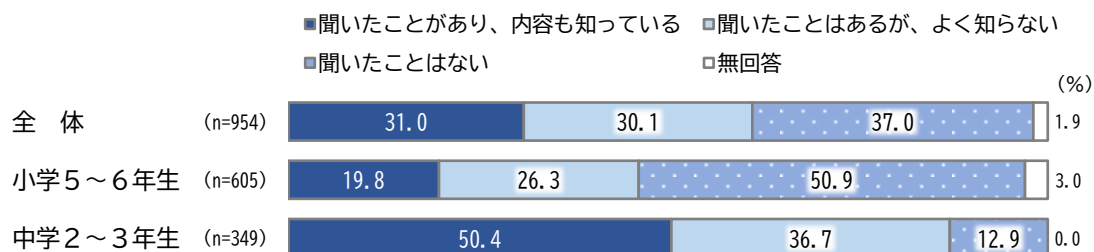
⑦ 将来の夢や目標をかなえるため、大人に一番してほしいこと



○将来の夢や目標をかなえるため、大人に一番してほしいことは、全体では「夢や目標実現のためのアドバイスがほしい」（26.8%）や「夢や目標を見つける手助けをしてほしい」（20.6%）が多くなっています。

○小学5～6年生は中学2～3年生より多い傾向で、「夢や目標実現のためのアドバイスがほしい」（29.4%）が中学2～3年生を7.1ポイント上回っている一方で、「特にしてほしいことはない」（15.9%）も中学2～3年生を15.3ポイント上回っています。

⑧ ヤングケアラーという言葉の認知度

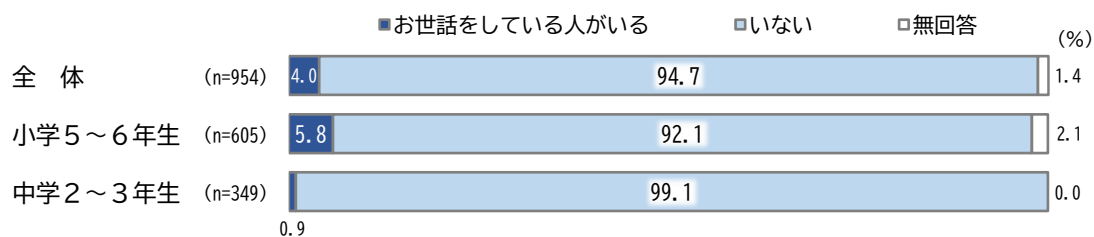


○「ヤングケアラー」という言葉の認知度は、全体では「聞いたことがあり、内容も知っている」は31.0%にとどまり、『知らない』が67.1%となっています。

○小学5～6年生では、『知らない』が77.2%を占めています。

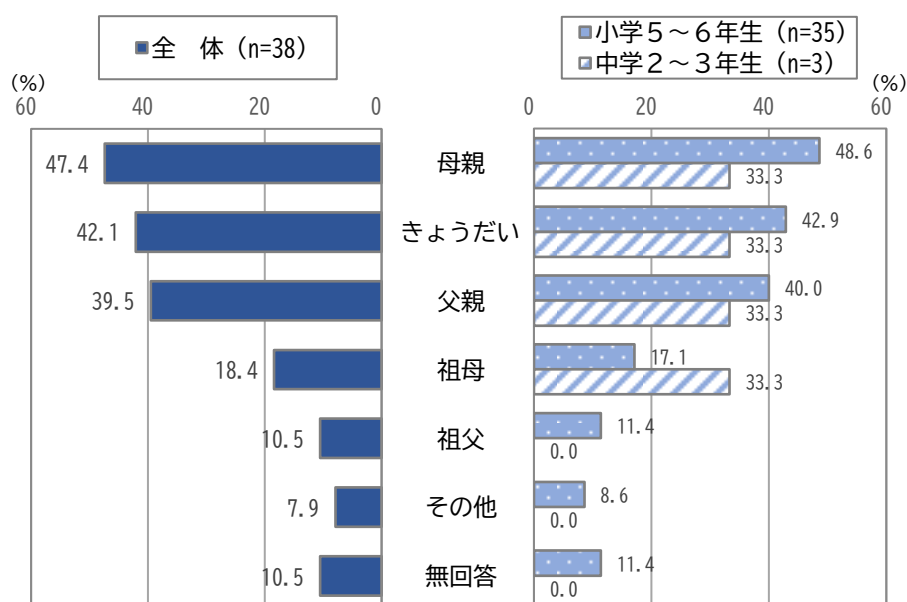
※『知らない』:「聞いたことはあるが、よく知らない」+「聞いたことはない」

⑨ 世話をしている家族の有無



○支援や世話をしている家族の有無は、「お世話をしている人がある」は全体で4.0%、小学5～6年生で5.8%、中学2～3年生で0.9%となっています。

⑩ 世話をしている人



○世話をしている人は、全体では「母親」(47.4%)や「きょうだい」(42.1%)、「父親」(39.5%)が多くなっています。

○小学5～6年生では、「母親」「きょうだい」「父親」が多く、4割台となっています。

2 子ども・子育て会議

(1) 二本松市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、二本松市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の子ども・子育て支援事業に関し市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）
- (2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者
- (3) 子育てに関する活動を行う団体を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、新たに組織された子ども・子育て会議の最初に開催される会議は、市長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見若しくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

（報酬等）

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、二本松市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年二本松市条例第38号）の定めるところによる。

（庶務）

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（二本松市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 二本松市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

(2) 二本松市子ども・子育て会議委員名簿

No.	区分	会議 役職	氏名	所属
1	こどもの保護者		原 瀬 知 恵	にほんまつ保育園保護者会 会長
2			兼 子 祐 太	あだち保育園保護者会 役員
3			佐 藤 真 光	いわしろさくらこども園保護者会 副会長
4			佐 藤 友 彦	とうわこども園保護者会 保護者代表
5	子ども・子育て支援 に関する事業に従 事する者	委員長	古 渡 一 秀	学校法人まゆみ学園 理事長
6			遠 藤 道 代	認定こども園学校法人二本松学園 園長
7			阿 部 八重子	学校法人福島聖心学園 二本松カトリック幼稚園 主幹
8			伊 藤 和 江	社会福祉法人阿多多羅 おひさま保育園 保育士
9			宍 戸 裕 行	社会福祉法人二本松市社会福祉協議会 二本松施設課長
10	子育てに関する活 動を行う地域団体	副 委員長	村 松 香 里	NPO 法人 子ども支援グループこころ 理事
11			櫛 田 拓 哉	NPO 法人 ふくしまグリーンキャンパス 代表理事
12	学識経験者		太 田 孝 志	二本松市立小学校長会 会長
13			菊 地 由 美 子	二本松商工会議所 総務課長
14			鈴 木 た か 子	二本松市健康推進員会 会長
15			加 藤 純 一	二本松市民生児童委員協議会 塩沢方部主任児童委員



二本松市
第三期子ども・子育て支援事業計画

発行：2025（令和7）年3月

発行者：二本松市 保健福祉部 子育て支援課

住所：〒964-8601 福島県二本松市金色403番地1

TEL：0243-55-5094 FAX：0243-22-1547

H P：<https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/>





二本松市